

平成26年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成26(2014)年6月
武蔵野音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	16
基準3 経営・管理と財務	57
基準4 自己点検・評価	77
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A 演奏活動	86
基準 B 社会連携	91
V. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	98

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を「和」のこころと定め、「音楽芸術美の探究」を基本理念とし、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校は、各種学校として武蔵野の地（現在：東京都練馬区）に昭和4(1929)年に創立された。

創立者福井直秋は、西洋音楽の美に深く感動し、この音楽美の探求には西洋の歴史、文化そして思想を含めた音楽の正しい理解が不可欠であると確信した。それまで長年にわたり音楽教育に従事してきた創立者にとって、「音楽芸術の研鑽」並びに教養に裏付けられた「人間形成」すなわち人格と感性の陶冶は、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ち続けたが、当時はそのような理想的な教育を実践する場は極めてまれであった。本学の開設には、創立者による学校の設立を強く懇請した多くの学生たちと創立者の熱意に共鳴する教職員が深く関わっており、さらに、善意ある無私の協力と共通理念の具体化を願う一人ひとりの物心両面にわたる「和」のこころにより、本学の創立は現実のものとなった。

創立時には、学生たちが率先協力して自らの手で校地の選択から校名や校章の決定、そして校舎建設用地の整地作業までも行ったと記録されており、「和」のこころがあらゆる活動の原動力となるとの信念から、これを建学の精神と定めた。

この建学の精神は、創立時の各種学校から専門学校を経て大学へと発展し続けた80余年にもおよぶ校史の中で、本学の原点として現在に至るまで脈々と受け継がれ、また、本学が直面したさまざまな困難をも克服し発展し続ける源となっている。

建学の精神は、教員同士あるいは職員同士だけでなく、教員と職員との相互の信頼関係の中にもしっかりと根付いており、本学での教学面並びに管理運営面での力強い推進力となっている。今日、高等教育の場では教育の質の保証が求められており、特に本学の教育方針の一つである「人間形成」に関しては、教員と職員との連携・協調、すなわち教職協働に基づく教育活動が不可欠となっている。「和」のこころは、創立以来、本学における教員と職員のゆるぎない信頼関係の礎となっており、教員と職員との強固な連携・協力による活動を担保している。

2. 使命・目的

「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行い、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与すること。」を学校法人武蔵野音楽学園の目的としている。（「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条）

これに基づき、「建学の精神「和」のこころを尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を展開させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の芸術文化の振興に寄与す

ること。」を本学の目的としている。(武蔵野音楽大学学則第1条)

さらに、「本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与すること。」を本学大学院の目的としている。(武蔵野音楽大学大学院学則第1条)

3. 個性・特色

ここで本学の建学の精神と基本理念に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」、そして実践的規範である「3P 主義」を改めて取上げ、いかなる観点から人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性及び特色を明らかにする。

A. 「音楽芸術の研鑽」

「音楽芸術の研鑽」の特色は、音楽の技術的修練だけではなく音楽芸術の正しい理解を伴ったものでなければならない、という点にある。本学での「音楽芸術の研鑽」とは、知性と感性そして技術とともに磨き、真の芸術としての音楽の美を探求することにある。

具体的には、音楽芸術の研鑽過程において、

- ① 演奏、創作または音楽教育に係わる専門的技術並びにそれを支える高度な音感などの専門能力を修得させること。
- ② 専門に係わる音楽理論、音楽史などの基礎的知識・技能を適切に教授すること。
- ③ 音楽を中心に、文化芸術活動の企画、運営、振興に係わる専門的知識・技能を適切に教授すること。
- ④ 音楽美の探求には、広い視点からの考察が必要であることから、教養教育（教養科目、外国語科目、保健体育科目など）を積極的に教授すること。
- ⑤ 以上の芸術的研鑽を通じ、学生の芸術的想像力と思考力とを十分に育成すること。
- ⑥ 芸術の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指し真摯に音楽に取り組む学修意欲を引き出すこと。

などが必要である。

また、専門教育の学修過程においても、大学設置基準に則った教育課程を基礎に工夫・改善を加えながらそれらを真摯に実施した上で、コンサートやオーディション、コンクールなどの実践活動への積極的な取り組みを奨励し、また、校外学修などの音楽活動の実体験を積ませることが不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、文化芸術活動などの企画・運営を志す者など、さまざまな志を抱いた学生たちが集い、それぞれの頂点を目指して互いに切磋琢磨しながら知性と技術を磨き、真の芸術としての音楽美の探求に真剣に取り組んでいる。これらの学生たちが学園を巣立ち実社会に出て、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」及び「それを支える強い基盤と広い土壌の形成」に大きく寄与していくものと確信している。両者とともに追求することが、本学の建学の精神と教育方針を、現時点だけでなく将来に生かす道であると考えている。

B. 「人間形成」

「人間形成」は、前述の「音楽芸術の研鑽」と表裏一体の関係にある。多くの先人や識者が述べるように、芸術の探求は高潔な人格と結びつくものであり、究極のところ「音楽芸術の研鑽」は「人間形成」と一致すると言えることができる。

しかし、これはあくまでもあるべき理想の姿であり、大学教育が成長段階にある学生への専門的能力の教授研究並びに高い教養を培い、人格の完成を目ざすものとするならば、専門教育としての「音楽芸術の研鑽」と人格の完成を目指す「人間形成」とを便宜上分け、それぞれに相応の具体的な教育、指導上の施策を講ずることが、より現実的かつ妥当な方策であると考ええる。

「人間形成」について創立者は、「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響されることは、今さら言うまでもない。この人間性が裏付けされるのは、多くは一般教育であることを考えれば、音楽をするものがこの一般教育をいかに重視すべきかは、自ら明瞭となるであろう。なるほど音楽大学である以上音楽を第一義的に考えるのは申すまでもない。しかし一般教育を無視した音楽第一主義であってはならない。」と述べている。ここでの一般教育を、美学、哲学、倫理学、外国語など現行の教養教育と読みかえれば、これが本学の「人間形成」教育の一つの重要な柱をなすことは明らかである。

しかし、「人間形成」教育は教育課程の中でのみ完結するものではなく、むしろ学校行事、部・同好会活動などの課外活動、学寮生活、あるいは学生の自主的活動など、平素の大学生活の一端一端からも学ぶべき多くのものがあるだろう。本学では課外活動、学校行事、そして学友会の活動などを積極的に支援・振興し、これらの活動を通して指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興と、その確かな基盤の形成に寄与することを目ざしている。

C. 「3P 主義」

本学では、建学の精神「和」に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に即した教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重とを重視するとともに、平素の身近な生活において、礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)の3つを「3P 主義」と呼び、学生のみならず教職員にも実践することを求めている。「礼儀」とは、日々の挨拶から始まりマナーの徹底を図ることであり、「清潔」とは、環境面だけでなく精神面での清潔を求めるもので、さらに「時間厳守」とは、実生活上での約束事の遵守の第一歩であると位置づけている。平成14(2002)年の中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、新しい時代に求められる教養の一つの要素として、礼儀作法をはじめとした形から入ることによって、身体感覚として身につけられる「修養的教養」が重要な意義を持つとされている。これら身体感覚として身につけられる「修養的教養」が、一般に言われるところの教養教育と同じかどうかは議論の分かれるところである。創立者は、「この三つの実践目標だけで直ちに教養云々と口に出すべきではない」と語っているが、本学では比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣として品性化することが、やがて音楽をする者の人格完成への第一歩であると信じ、日々これに努力を傾けているところである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 4(1929)年	2月	武蔵野音楽学校（各種学校）設立認可、校長に福井直秋就任
昭和 7(1932)年	5月	財団法人及び専門学校令による武蔵野音楽学校設立認可 理事長・校長に福井直秋就任
昭和18(1943)年	1月	教員無試験検定取扱い許可学校に指定
昭和24(1949)年	2月	武蔵野音楽大学音楽学部設置認可、学長に福井直秋就任
昭和25(1950)年	4月	短期大学部第2部開設、短期大学部学長に福井直弘就任
昭和26(1951)年	2月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更 理事長に福井直秋就任
	5月	大学別科設置認可
昭和27(1952)年	4月	短期大学部第1部開設
昭和28(1953)年	4月	大学及び短期大学部に専攻科開設
昭和29(1954)年	11月	教育職員免許法に定める課程認定
昭和33(1958)年	4月	音楽学部第2部開設
昭和35(1960)年	10月	江古田キャンパスにコンサートホール「ベートーヴェンホール」竣工
昭和37(1962)年	5月	学長に福井直弘就任
昭和39(1964)年	1月	理事長に福井直俊就任
	4月	大学院音楽研究科修士課程開設（器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻）
昭和40(1965)年	4月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科増設
昭和41(1966)年	10月	理事長に福井直弘就任
昭和42(1967)年	3月	江古田キャンパスにコンサートホール「モーツァルトホール」竣工
	10月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」開館
昭和44(1969)年	4月	大学院音楽研究科修士課程に音楽学専攻、音楽教育専攻を増設
昭和46(1971)年	7月	入間キャンパス開設
昭和51(1976)年	4月	音楽学部入間キャンパスにて授業開始
昭和54(1979)年	10月	入間キャンパスにコンサートホール「バッハザール」竣工
昭和56(1981)年	10月	理事長に福井直俊就任、学長に福井直敬就任
昭和58(1983)年	3月	短期大学部第2部廃止
昭和61(1986)年	3月	短期大学部第1部廃止
平成元(1989)年	3月	音楽学部第2部廃止
平成 5(1993)年	1月	パルナソス多摩（教育研修施設）開設 コンサートホール「シューベルトホール」竣工
平成10(1998)年	2月	理事長に福井直敬就任
平成12(2000)年	2月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成16(2004)年	4月	大学院音楽研究科博士後期課程開設
平成18(2006)年	4月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科開設
	4月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定
平成19(2007)年	4月	音楽学部音楽環境運営学科開設、学芸員課程開設

平成22(2010)年	4月	大学院音楽研究科修士課程器楽専攻・声楽専攻にヴィルトゥオーソコース開設
平成23(2011)年	4月	大学別科再開
平成24(2012)年	9月	「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行に伴い「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設の指定を解除

2. 本学の現況（平成26(2014)年5月1日現在）

- ・大 学 名： 武蔵野音楽大学
- ・所 在 地： 江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢1-13-1
 入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神728
 パルナソス多摩 〒206-0033 東京都多摩市落合5-7-1
- ・大学の構成： 音楽学部
 器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽学学科・音楽教育学科
 ヴィルトゥオーソ学科・音楽環境運営学科
 大学院音楽研究科博士課程
 博士前期課程（修士課程）
 器楽専攻・声楽専攻・作曲専攻・音楽学専攻・音楽教育専攻
 博士後期課程（博士課程）
 音楽専攻（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5研究領域）
 大学別科
- ・学 生 数： 学生数（1,323人）
 大学（1,062人）、大学院（156人）、別科（105人）
- ・教 員 数： 教員数（331人）
 専任教員（106人）
 教授（54人）、准教授（27人）、講師（25人）
 ※専任教員の教授数には10人の外国人教員を含む
 兼任教員（225人）
 特任教授（5人）、特任准教授（1人）、講師（219人）
 ※兼任教員の講師数には3人の外国人教員を含む
- ・職 員 数： 職員数（130人）
 専任（113人）、嘱託（9人）、パート（8人）
 ※派遣職員は含まない

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という。）は、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条に「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と設置の目的を定めている。そして、これをもとにして武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）の目的及び使命を「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という。）第1条に「本大学は、建学の精神「和」のこころを尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を展開させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P 主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と明記している。また、大学内に設置する大学院の目的については、「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条に「武蔵野音楽大学大学院は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与することを目的とする。」と明記している。

すなわち、本学の教育の目的は、建学の精神である「和」のこころを基礎に、西洋音楽の真髄を正しく理解しその普及を図るとともに、その厳しい修練の過程において形成される豊かな感性や情操を持つ人間を育て、音楽芸術と人間性の両方について調和のとれた人材を育成することにより、我が国の文化芸術の振興に寄与することである。

本学は、本法人の設置の目的に基づき設定された本学の目的及び本学大学院の目的を受けて、音楽学部（以下「学部」という。）の教育研究上の目的を大学学則第5条に、大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）博士前期課程（以下「修士課程」という。）の教育研究上の目的を大学院学則第4条第1項に、研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）の教育研究上の目的を大学院学則第4条第2項に、それぞれ規定している。

【資料1-1-1～資料1-1-3】

また、学部の7学科（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育、ヴィルトゥオーソ、音楽環境運営）の教育研究上の目的については「音楽学部学生便覧」の中に、修士課程の5専攻（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育）の教育研究上の目的については「大学院音楽研究科学生便覧」の中に、それぞれ明記している。【資料1-1-4、資料1-1-5】

学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的は、表1-1-1及び表1-1-2のとおりである。

表1-1-1 学部及び学部の各学科の教育研究上の目的

学 部	音楽学部は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、専攻分野における専門的な知識と技術を修得させるとともに、共通基礎専門教育としてソルフェージュ・音楽理論・音楽史・副専攻実技等の基礎的知識・技術、ならびに広い視野に立って総合的な考察をするために必要な教養科目・外国語科目・保健体育科目を教授する。加えて、コンサート・オーディション・公開研究発表等の実践活動、インターンシップ・実習・課外学修等の現場体験を積ませる。 これらの教育研究を通じて、芸術的想像力、思考力、表現力を磨き、自ら考え創造する力を養い、専門家を目指して、真摯に音楽に取り組む意欲を高め、もって演奏家、作曲家、音楽研究者、音楽教育者、芸術活動の企画・運営等に携わる者として、多様な社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成することを目的とする。
器楽学科	器楽学科は、各専攻楽器において奏法の基礎を修得、発展させる学科である。ソロの演奏に重点が置かれるレッスンに加え、室内楽やオーケストラ等を含めた様々な演奏形態を学修する。楽曲とその背景に存在する文化への理解を深め、公開試験や演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて実践的な経験を積ませることで、さらに豊かな表現力を身につけ、演奏家や指導者として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
声楽学科	声楽学科は、発声法、バロックから近現代に至る楽曲（イタリア歌曲、ドイツ歌曲、日本歌曲、オペラ、宗教曲等）のそれぞれの時代に沿った歌唱法、歌詞の理解に必要な語学力と歌唱における適切な発音法の基礎を修得させる学科である。個人レッスンに加え、重唱と合唱を学修する。楽曲とその背景にある文化の理解を深め、公開試験や演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて実践的な経験を積ませることで、さらに豊かな表現力を身につけ、声楽家や指導者として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
作曲学科	作曲学科は、管弦楽法、作曲技法演習などの本学科独自のカリキュラムにより、音楽理論研究と創作に必要な基礎技術を修得させる学科である。作曲法のレッスンを通じて、独奏曲、室内楽曲、歌曲、管弦楽曲、合唱曲、吹奏楽曲などの各種楽曲を、西洋音楽の歴史の中に広く範を求めながら作曲する。それらの作品を公開演奏会で発表することで、多種多様な作曲能力を身につけ、創造性に富んだ作曲家として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽学学科	音楽学学科は、演奏実技や音楽理論に加えて各地の言語や歴史・文化について学び、西洋古楽や雅楽などを実習し、時代、地域、民族などにより異なる多様な音楽を歴史的・理論的に調査・研究して音楽研究の基礎を修得させる学科である。さらに音楽学特別演習で各分野における専門的な内容を学び、自身が関心を寄せるテーマを深めていき、音楽学演習と音楽学総合演習で論文作成や口頭発表の基礎を身につけて卒業論文を作成する。そして、音楽の専門的で幅広い知見をもって、研究ばかりではなく音楽教育、演奏実践、音楽マネジメント、音楽出版などに関わる社会の様々な場に参加できる人材の育成を目的とする。
音楽教育学科	音楽教育学科は、専攻実技レッスンや合奏に加えて、音楽教育に関する基礎理論を修得させる学科である。音楽教育学概論、音楽教育史、音楽心理学などを学び、さらに教材研究演習や音楽教育演習などにより、教材への理解を深めるとともに実践的な応用力を養い、それらの集大成として最終学年では卒業論文を作成する。様々な実技を専攻する学生との相互交流により人間的成長を図り、教育者として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
ヴィルトゥオーソ学科	ヴィルトゥオーソ学科は、器楽または声楽の専攻実技教育、すなわち演奏技術の修得に重点を置く学科である。長時間の実技個人レッスンに加え、レパートリー研究、演奏家のための英会話、舞台心理研究等、将来の演奏活動に直接関係する実践本位の独自のカリキュラムにより、豊かな専門知識と音楽性の育成を図る。リサイタル形式の卒業演奏をはじめとする数多くの公開演奏試験、及び学内外での実践的な舞台経験を積ませることで、多くのレパートリーと高度な演奏能力を体得し、自立した演奏家として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽環境運営学科	音楽環境運営学科は、音楽についての専門的な知識と音楽実技の基礎に加え、音楽を中心とした文化芸術全般にわたる幅広い知識を修得させる学科である。音響・照明を含む劇場・ホールに関する諸々の事項、演劇・舞踊など舞台芸術、美術、文化政策や芸術関係の法制、財務のほか、コンピュータによる音楽制作、グラフィックデザイン、文書作成について学修する。学内外における各種の実習を通じて現場体験を積ませることで、高い芸術的感性と優れたマネジメント能力を養い、音楽をはじめとする各種舞台芸術や音楽文化産業を牽引するスタッフとして文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

表1-1-2 修士課程及び修士課程の各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的

修士課程	修士課程は、学士課程の教育成果の上に立ち、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力を備えた人材の育成を目的とする。
器楽専攻	器楽専攻では、各専攻楽器の演奏技術をさらに練磨し、より深い表現の可能性を探究する。又、奏法、楽曲分析、音楽史、文化史等に関する様々な研究を行い、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する。これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ音楽家として、演奏家や指導者の立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。 ヴィルトゥオーソコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、公開のリサイタル形式の演奏試験を受験する。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通じて、演奏家としてより高い完成を目指すことを目的とする。
声乐専攻	声乐専攻では、高度な演奏技術の確立と、歌曲、オペラ演習で幅広い表現法を探究する。又、作品研究、発音法研究等でより深い知識を追求し、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する。これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ音楽家として、声楽家や指導者の立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。 ヴィルトゥオーソコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、公開のリサイタル形式の演奏試験を受験する。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通じて、声楽家としてより高い完成を目指すことを目的とする。
作曲専攻	作曲専攻では、本専攻独自のカリキュラムである作品分析、作曲技法演習などの講座で高度な音楽理論の技術を研究する。又、作曲法のレッスンを通じて多種多様な曲種の作品を、自らの個性を十分理解して書き上げ、公開演奏会などで発表を行い、その創作能力の向上を図る。修了作品の提出（作品試験）とともに自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成し、これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ作曲家として、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽学専攻	音楽学専攻では、講義と演習による音楽学研究において、時代、地域、民族、文化などにより異なる多様な音楽を歴史的・理論的により深く調査・研究するために必要な、さらに高度な専門的知識や技能を修得する。又、副専攻実技や音楽理論演習を通じて演奏実践や音楽理論に関する理解の向上を図る。専攻研究において自ら設定した研究テーマによって修士論文を作成し、その研究成果を学会や演奏会企画などで積極的に社会に発信し、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽教育専攻	音楽教育専攻では、音楽教育研究、音楽教育文献研究、特別講義などの歴史的・教育学的研究を通して、音楽が人間形成や文化の発展に寄与する役割を深く認識し、その実現を目指す実践的な能力の向上を図る。又、専攻研究では自ら設定したテーマに沿って修士論文を作成し、総合演習では討議や発表により、テーマを深く考察する能力を養う。これらを通じて音楽教育に関する高度な専門的知識と実践的能力を修得し、教育家、研究者として、指導的立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
博士後期課程	博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力を備えた音楽家又は音楽研究者を養成することを目的とする。

上記のとおり、本学の目的・使命及び教育研究上の目的については、その意味・内容を具体的かつ明確に示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本法人創立者福井直秋が学校設立に踏み切った強い思いは、西洋音楽に対する正しい理解の促進とその普及、並びに厳しい修練を通して求められる芸術の真髄の探究を目指すものであり、学校設立を可能にしたのは関係する人々の無私の協力と団結の力であった。これらの思いをもとに、建学の精神を「和」のこころと定め、教育方針を「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」という文言をもって文章化した。また、学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的は、表1-1-1及び表1-1-2に掲げたとおりであり、それぞれが果たすべき役割を念頭に置いた上で、教育水準の順次性、到達度を踏まえ、具体的かつ簡潔に教育目的を文章化している。【資料1-1-6】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本法人の「寄附行為」で定める設置の目的と、それに基づく大学学則で定める大学の目的及び使命、並びに大学院学則で定める修士課程及び博士後期課程の目的に従い、それぞ

れの教育研究を行ってきた。しかしながら、時代の変化とともに大学に対する社会からの要請や期待も絶えず変化しており、こうした変化を踏まえ、本学は、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて、数次にわたる「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」という。）において、大学及び大学院の目的について検討を行うとともに、学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的についても見直しを行った。その結果、大学の目的については平成25(2013)年度から、大学院の目的については平成26(2014)年度から、「1-1-①」(P.6)で記述したとおり新たな目的を設定した。そして、教育研究上の目的についても表1-1-1及び表1-1-2で示したとおり、平成26(2014)年度から新たな目的として設定した。

【資料1-1-7～資料1-1-17】

今後とも引続き「自己点検・評価委員会」、平成25(2013)年度に発足した「武蔵野音楽学園将来構想委員会」（以下「将来構想委員会」という。）を中心として検討を続け、本学の目的・使命達成のため、社会の変化に対応し必要な見直しに取組んでいく。【資料1-1-18】

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、「1-1-①」(P.6)で記述したとおり、本学の目的及び使命をもとに人材の育成を行っているが、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」第3項(P.2)で記述した教育方針の一つ「音楽芸術の研鑽」は、音楽の技術的修練だけではなく、知性と感性をともに磨き真の音楽美を探究することにある。さらに、芸術の深さはそれを生み出す者の人間性に裏づけられるとの認識に立ち、「人間形成」をもう一つの教育方針としている。そして、これらを具現化するために、音楽大学である以上音楽を第一義的に考えることは言うまでもないが、加えて哲学、美学、歴史、外国語等、広く教養教育を重視している。

「3P 主義」は、これを規範として学生生活の中で実践し習慣化することが、自ら品格豊かな人間として成長し、やがてこれが音楽を志す者の人間形成へつながるものと信じている。

以上のとおり、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」及び学生生活の規範である「3P 主義」を本学の個性・特色として明示している。【資料1-2-1、資料1-2-2】

1-2-② 法令への適合

A. 大学及び大学院の目的

「1-1-①」(P.6)で記述したとおり、本学は、大学の目的及び使命を、大学学則第1条に定めている。これは学校教育法第83条の第1項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び同条第2項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」の定めに則している。また、大学院の目的を、大学院学則第1条に定めている。これは学校教育法第99条第1項「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」の定めに則している。【資料1-2-3、資料1-2-4】

B. 学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的

本学は、教育研究上の目的を、「1-1-①」の表1-1-1、表1-1-2(P.7～P.8)のとおり定めている。これは大学設置基準第2条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」及び大学院設置基準第1条の2「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」の定めに則している。

C. 大学、学部及び学科の名称

本学の前身「武蔵野音楽学校」は、昭和4(1929)年2月設立認可を受けているが、それに遡り、すでに同年1月の時点で仮校舎を借り受け、創立事務所を設置して授業を開始した。西洋音楽の普及において未だ揺籃期にあったその当時、西洋音楽の美に憧れ、音楽学校の設立を切望する生徒たちが率先協力して、校地の決定（現江古田キャンパスの一部）から校舎の建築、また、校名・校章の決定に至るまでの設立準備を行ったが、校名については、いくつかの候補の中から、古来この地が「武蔵野」と呼ばれていたことに因んで「武蔵野」の名が選ばれた。このように、本学の大学名は設立の経緯からして適切である。

また、本学の学部及び学科の名称は、「1-1-①」の表1-1-1(P.7)のとおり、音楽大学としての学部及び各学科の教育研究上の目的と合致している。従って、大学設置基準第40条の4「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」の定めに則している。

【資料1-2-5、資料1-2-6】

上記のとおり、本学の目的・使命及び教育目的は、法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

本学は、昭和24(1949)年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートし、その後さらに昭和40(1965)年、音楽学学科、音楽教育学科の2学科の設置が認可され、以来平成17(2005)年度までこの5学科の体制で教育研究を行ってきた。平成18(2006)年に、特に器楽・声楽の実技教育に重点を置き演奏家

の育成を目的とするヴィルトゥオーソ学科を、平成19(2007)年に、音楽を中心とした文化芸術に係わるプロデュース能力とマネジメント能力を持つ人材の育成を目的とする音楽環境運営学科を新設し、変化する社会の要請に対応してきた。

大学院にあっては、昭和39(1964)年、修士課程の設置認可を受け、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の3専攻の組織でスタートし、その後昭和44(1969)年、音楽学専攻と音楽教育専攻の2専攻の設置が認可され、以来学部5学科に基礎を置く修士課程の5専攻を設置した。また、平成16(2004)年に至り、教育研究の一層の高度化を図るため、修士課程の5専攻に対応した音楽専攻1専攻5研究領域を置く博士後期課程を設置した。さらに、平成22(2010)年に、修士課程器楽専攻と声楽専攻の中に学部のヴィルトゥオーソ学科に対応したヴィルトゥオーソコースを設置し、これにより学士課程、修士課程、博士後期課程までの一貫した教育研究組織を整えた。

一方、平成23(2011)年度には、今日の生涯学習への社会的要請の高まりに応え、募集停止をしていた別科を再開し多くの学生を受入れている。

以上のように本学は、逐次教育研究組織の設置・改編を行い、これらに合わせて、大学の目的・使命及び学部・学科の教育研究上の目的についても見直しを行っている。さらに同様、大学院についても大学院の目的、修士課程と各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的について見直しを行った。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境は、今後さらに複雑・多様化することが予測され、これに伴い大学に求められる役割も変化していく。このような状況の中で、本学では、平成29(2017)年度の「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」（大講義室であるベートーヴェンホールを残し、江古田キャンパス内の全校舎の建替えを行う工事）の完遂に合わせ学科組織の改組を進めていることから、これらの変化に対応し教育研究目的の見直しが必要となる。このため「将来構想委員会」を中心として、平成29(2017)年度に向け教育研究目的の検討を行う。【資料1-2-7】

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

理事長・学長（現在、理事長と学長は同一人）は、毎年3月実施の「武蔵野音楽学園職員研修会」（以下「職員研修会」という。）、4月実施の「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議」（以下「全教員・主任以上会議」という。）において、本学の建学の精神とともに、目的・使命及び教育方針について言及している。特に「職員研修会」においては、管理運営者である総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長及び図書館・楽器博物館長の統括のもと、あらかじめ部署別研修を行い、その際にも時に応じ、建学の精神・大学の目的・使命を踏まえた各部署の業務の在り方等を討議しており、これらの機会を通して教職員の理解と支持を得ている。【資料1-3-1～資料1-3-3】

役員には、就任に際し「寄附行為」を提示しており、「寄附行為」に基づき開催される理事会に対し、中期計画や事業計画の策定並びに「1-1の改善・向上方策（将来計画）」（P.8～P.9）で記述した大学の目的及び使命、大学院の目的、学部及び研究科各課程の教育研究上の目的の見直し等を提議、説明している。役員は本法人の意思決定に係わる責任を有し、その職務を執行する際には十分に意を尽くした審議を行った後決定しているので、これらの機会を通して役員の理解と支持を得ている。【資料1-3-4～資料1-3-8】

1-3-② 学内外への周知

教職員に対しては、「1-3-①」（P.12）で記述したとおり、「職員研修会」、「全教員・主任以上会議」における理事長・学長の講話並びに部署別研修等において、建学の精神、大学の目的・使命の周知を図っている。

学生に対しては、入学式、年度初頭のガイダンス、卒業式等の学校行事、キャリア教育等の授業の際に、建学の精神、大学の目的・使命等について説明し周知を図っている。さらに、学寮生活、学友会活動等を通してこのことに触れるとともに、実践すべき生活規範としての「3P 主義」の指導に努めている。

その他の周知を図る媒体として、学則を掲載している学生便覧、シラバス、学生生活ガイド冊子「学生生活」、入学試験要項、「武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015」、広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」、さらに「武蔵野音楽大学公式ウェブサイト」（以下「本学ウェブサイト」という。）上でも周知を図っている。【資料1-3-9～資料1-3-13】

保護者、卒業生、その他学外関係者に対しては、前述の印刷物の送付や本学ウェブサイトによるほか、保護者には「武蔵野音楽大学後援会役員会」で、また卒業生には「武蔵野音楽大学同窓会」各道府県支部総会において、それぞれ大学の教職員が出席し周知を図っている。【資料1-3-14】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

A. 中期計画への反映

本法人は、平成25(2013)年度からの5年間にわたる「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）を、平成24(2012)年度に策定した。その計画の冒頭において、計画の目的を「本法人の建学の精神並びに目的・使命に基づき、教育研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に実現することにより、もって公的な機関と

して安定的な学園運営の発展を図ることを目的とするものである。」と定め、平成25(2013)年5月開催の理事会において承認を得た。その「学園中期計画」の内容は、建学の精神並びに目的・使命を十分に踏まえたものとなっている。

【資料1-3-15～資料1-3-17】

B. 3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学部及び研究科の3つの方針は、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて数次にわたる「自己点検・評価委員会」での検討を進め、平成25(2013)年度にさらに「武蔵野音楽大学運営委員会」、教授会、研究科委員会の審議を経て決定した。

上記3つの方針の内容は、「基準2. 学修と教授」の中の、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については「2-1-①」(P.16)に、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」については「2-2-①」(P.22)に、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」については「2-4-①」(P.32)に、それぞれ記載するとおりであり、建学の精神、本学の目的・使命及び教育目的を反映した形となっている。【資料1-3-18～資料1-3-26】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織の構成は図1-3-1のとおりであり、学部、研究科のほか、別科及び附属施設としての図書館、楽器博物館で構成されている。また、学部及び大学院を横断する組織として、共通基礎専門教育及び共通教育の組織を置いている。

本学の目的・使命は、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、我が国の文化芸術の振興に寄与する人格豊かな人材を育成するため、演奏家、作曲家、音楽研究者、音楽教育者、音楽芸術活動の企画・運営等に携わる人材を育成することとしている。すなわち、演奏家を育成する器楽・声楽・ヴィルトゥオーソの各学科、創作と音楽理論を修得させる作曲学科、音楽の歴史・理論を研究する音楽学学科、音楽教育の基礎理論を修得させ教育者を育成する音楽教育学科、音楽等文化芸術活動の企画・運営等に携わる人材を育成する音楽環境運営学科の7学科（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育、ヴィルトゥオーソ、音楽環境運営）による教育研究組織で、本学の教育目的を達成している。

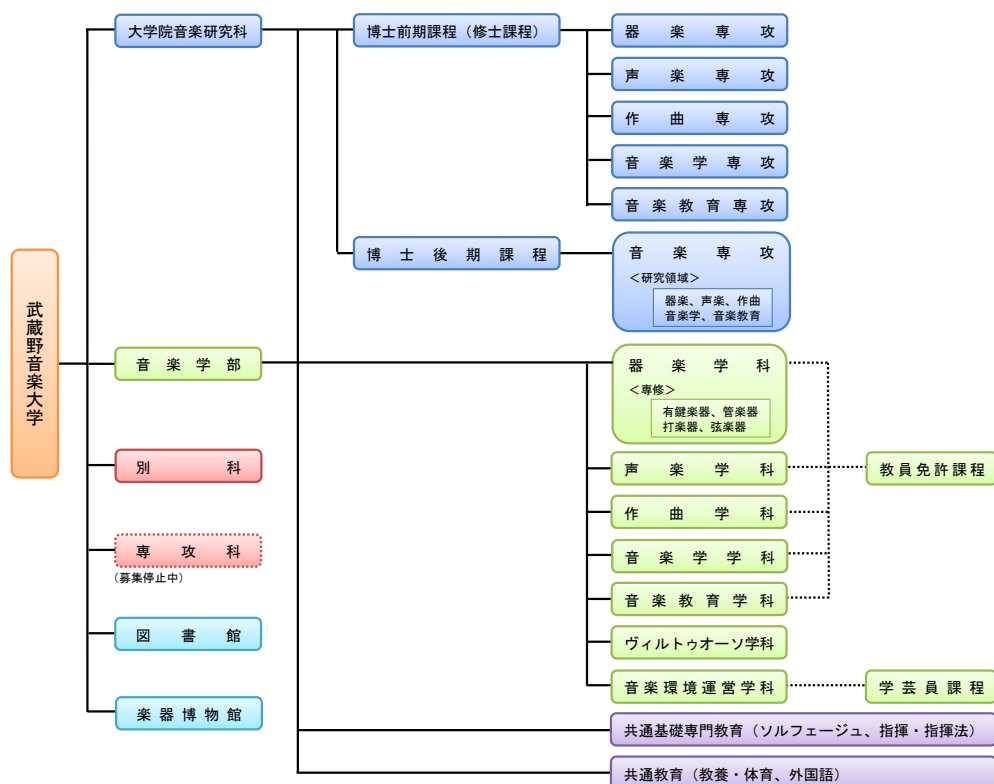
また、修士課程には、学部の学科に対応する5専攻（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育）を、博士後期課程には修士課程の各専攻に対応する1専攻5研究領域（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育）を置き、さらに高度な教育研究を行っている。

これらを通して、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、我が国の音楽文化の質の向上とそれらを支える基盤と広い土壌の形成に寄与している。

以上から本学の教育目的と教育研究組織の構成は、整合性をもっている。

【資料1-3-27、資料1-3-28】

図1-3-1 教育研究組織図



(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的・使命及び教育目的の有効性については、「1-1の改善・向上方策（将来計画）」(P.8～P.9)で記述したとおり、時代の変化と大学に対する社会からの要請や期待の変化を踏まえ、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて、数次にわたる「自己点検・評価委員会」において、大学及び大学院の目的についての検討を行うとともに、学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的について見直しを行い、その結果をもとに新たな目的を設定した。今後とも大学を取り巻くさまざまな変化に対応して、「自己点検・評価委員会」、「将来構想委員会」を中心として継続的に検討を行っていく。特に、今後の教育研究組織（学科構成）の在り方については、「将来構想委員会」の下部組織である「学科改組検討小委員会」において具体的な作業を進めており、その基本的な構想については、すでに教授会並びに理事会・評議員会の承認を得ている。引続き改組に当たっての諸問題の洗い出しとその対策等を検討し、平成29(2017)年度からの新教育研究組織の発足を目指し改革・改善を推進する。【資料1-3-29、資料1-3-30】

〔基準1の自己評価〕

本学は、「寄附行為」の定めるところにより、大学の目的及び使命を大学学則第1条に、大学院の目的を大学院学則第1条に定め、それぞれを簡潔な文章で明文化している。

また、社会環境の変化とその要請を受けて、本学の目的・使命及び教育目的並びに教育研究上の目的や教育研究組織の構成との整合性等を含め継続的に検討し、変化に対応してきた。これからも引続き「自己点検・評価委員会」、「将来構想委員会」を中心として検討

を行い、教育研究上の目的と併せ、特に教育研究組織（学科構成）の在り方について改革・改善を推進する。

本学の目的・使命及び教育目的の内容は、本学ウェブサイト、各種広報誌等、複数の媒体を通して学内外に周知しており、目的・使命及び教育目的の明確性、適切性、有効性の確保のための取組みを適切に行っている。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

A. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、本学の目的・使命及び教育目的等に基づき、音楽学部（以下「学部」という。）及び大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、表2-1-1及び表2-1-2のとおり定めている。

表2-1-1 学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

武蔵野音楽大学の建学の精神「和」および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような学修意欲と能力を備えた者を、実技科目、共通科目、面接による入学試験によって選抜し受け入れる。

- 1 音楽を学び深めることにより音楽の美を探究する意欲のある者。
- 2 専攻の学修に必要な能力を備えた者。
- 3 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。

表2-1-2 研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

武蔵野音楽大学の建学の精神「和」および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような探究意欲と能力を備えた者を、入学試験によって選抜し受け入れる。

- 1 音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者。
- 2 広い視野に立ち、創造的な演奏および研究活動を行うに必要な資質を備えた者。
- 3 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。

B. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の周知

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「入学試験要項」に明記するとともに、「武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015」や「武蔵野音楽大学公式ウェブサイト」（以下「本学ウェブサイト」という。）に掲載して周知するほか、受験講習会、進路説明会、オープンキャンパス、全国各地で行う学校説明会、江古田キャンパスで行う「Musashino

一日音大生」(授業の実体験)、「中・高校生のための木管・金管・打楽器クリニック(演奏技術の指導)」、「中・高校生のための弦楽器クリニック」等において説明し周知を図っている。【資料2-1-1～資料2-1-5】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に基づき、学長を委員長とする「武蔵野音楽大学入学試験委員会」のもとに、学務部長を実施責任者とする入学試験業務本部を置き、全学的な実施体制で運営している。【資料2-1-6、資料2-1-7】

入学試験は、学部及び研究科ともに指定した区分に応じ、実技・学科・面接等の試験委員が、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に沿って、公正かつ適切な方法により行っている。

A. 学部の入学者選抜試験

a. 入学試験の区分

学部の入学試験は、表2-1-3のとおり5つの試験区分により行い、試験区分ごとに募集する学科を指定している。

表2-1-3 学部の入学試験区分

入学試験区分	募集学科	概 要
指定校制推薦入学試験	器楽学科 声楽学科 作曲学科 音楽学学科	1 本学が指定する高等学校の校長が推薦した者が出願できる。 2 指定校は音楽高校、普通高校に区分し、それぞれの区分に応じ入学試験を行う。
附属高等学校からの推薦	音楽教育学科 音楽環境運営学科	本学附属高等学校の生徒を対象に、在学中の学習成績、音楽実技、人物、生活等を参考にし、「特別推薦」と「附属高校推薦」に区分し受け入れる。
一般入学試験A日程 一般入学試験B日程	7学科	高等学校、中等教育学校卒業生等を対象に入学試験を行う。
外国人留学生入学試験	器楽学科 声楽学科 作曲学科 音楽学学科	外国において所定の課程を修了した者を対象に、第1年次及び第3年次編入のための入学試験を行う。
編入学・転入学試験	器楽学科 声楽学科 作曲学科 音楽教育学科	1 欠員補充のための入学試験を行う。 2 音楽系短期大学卒業者、音楽系大学第2年次修了者が本学の第3年次に編入学または転入学を希望する場合、これを対象に入学試験を行う。

b. 入学者選抜試験実施上の工夫

1. 面接試験実施上の工夫

面接試験は、すべての入学試験において、4人程度の教員及び職員で構成される面接委員が受験者ごとに行い、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を選抜する。ただし、本学附属高等学校から推薦される者を除く。【資料2-1-7】

2. 実技試験実施上の工夫

実技試験は、受験者ごとに行う。原則として1試験場10人程度の採点委員が採点を行い、採点の公正を期すために、最高点と最低点の1人ずつの採点を除外し、それ以外の得点を集計し評価する。【資料2-1-7】

3. 試験区分ごとの工夫

指定校制推薦入学試験は、本学の指定する高等学校の校長が推薦し、かつ、原則として在校中の評定平均値が3.3以上である者を対象として行う。この際、「普通高校」と「音楽高校（音楽コース等これに準ずる学校を含む。）」の2つに区分し、これらの特性を考慮し受験科目を指定する。【資料2-1-8】

本学附属高等学校からの推薦入学試験は、附属高等学校長の推薦に基づき「特別推薦」と「附属高校推薦」に区分して行う。「特別推薦」は在校中の学習成績、音楽実技、人物、生活等を総合的に評価し、特に優秀な生徒若干名を無試験で受入れる。また、「附属高校推薦」は、「特別推薦」により入学を認められた生徒以外の生徒から推薦し、上記指定校制推薦入学試験の音楽高校に準じて行う。【資料2-1-9】

一般入学試験 A 日程及び B 日程では7学科すべてを募集しており、試験科目は志望学科に課せられたすべての科目を受験する。ただし、外国語と国語については、受験者の希望により本学独自の試験を受験するか、大学入試センター試験を利用するかは、出願時に選択できることとしている。

ヴィルトゥオーソ学科の入学試験は、演奏技術の修得に重点を置くこの学科の特性を踏まえ、入学者を厳選するために、器楽学科または声楽学科の実技試験課題と、ヴィルトゥオーソ学科の実技試験課題の両方を課している。

音楽教育学科のみを志願する場合の実技試験は、器楽学科、声楽学科に求められると同程度の演奏技術は必要としないため、課題の一部を除いて行う。

A 日程で音楽教育学科に合格した者が、あらためて B 日程で器楽学科または声楽学科を受験する場合は、共通科目を免除し専攻実技試験のみを課す。【資料2-1-10】

B. 研究科の入学者選抜試験

a. 入学試験の区分

本学研究科は、博士前期課程（以下「修士課程」という。）及び博士後期課程から構成されている。研究科の修士課程にあつては5専攻、博士後期課程にあつては1専攻5研究領域を募集している。【資料2-1-11】

b. 入学者選抜試験実施上の工夫

1. 修士課程

ヴィルトゥオーソコースは、特に専攻実技に重点を置き高度な演奏家養成に特化したコースであるため、入学者の選考においては、器楽専攻または声楽専攻の実技試験課題と、ヴィルトゥオーソコースの実技試験課題の両方を課している。なお、修士課程にあつては専攻間の併願を認めていないが、ヴィルトゥオーソコースが器楽専攻または声楽専攻の中のコースとして設置していることから、同じ専攻内での併願は認めている。【資料2-1-11】

2. 博士後期課程

博士後期課程入学試験は、この課程の特性を踏まえ、研究領域器楽、また研究領域声楽の実技試験に加え、すべての研究領域において口述試験並びに面接試験を行う。口述試験においては、事前に提出される修士論文要旨または修士の学位審査演奏曲目及びプログラムノート、さらに、博士後期課程入学後の研究計画書に基づき、博士論文提出までの学修計画を確認し、面接においては入学後の修学要件・環境等を確認し、博士後期課程に相応しい学生を選抜する。【資料2-1-11】

C. 募集・広報活動上の工夫

入学志願者の募集活動は、オープンキャンパス、学校説明会、「中・高校生のための木管・金管・打楽器クリニック」、「中・高校生のための弦楽器クリニック」、入学試験要項等の本学ウェブサイトへの掲載、「武蔵野音楽大学同窓会」との連携等さまざまな場を活かして行っている。これらの活動をより組織的・効率的に行い、安定的に入学者を確保することを目的として、平成25(2013)年6月「入学センター準備室」を新設した。

この準備室の企画・運営により新たな取組みとして、参加者が本学の通常のレッスン・授業を体験することができる「Musashino 一日音大生」を平成25(2013)年度から実施し、多数の参加者を得た。また、参加者のアンケートを見ると、この取組みに対する評価は高く今後もこの企画を充実・発展させていく。【資料2-1-12】

なお、学生募集に専従する「入学センター準備室」を、平成26(2014)年度からさらに陣容を強化し「入学センター」に改組した。また、この改組に併せ本学ウェブサイトのリニューアルを行うほか、従来の「大学要覧」を刷新し「武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015」を作成した。【資料2-1-13】

さらに、上記の募集活動に加え、希望者を対象とした大学院入学説明会を開催し、修士課程、博士後期課程に学ぶ意義、修学内容、受験準備について説明し、学士課程の早い段階から大学院へ進学することの動機づけを行っている。【資料2-1-14】

上記のとおり、本学は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生受入れの方法を工夫している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員の変遷

本学は「1-2-③」(P.10～P.11)で記述したとおり、昭和24(1949)年に、音楽学部第1部の3学科からなる入学定員100人の私立の音楽大学として発足した。その後、経済・社会環境、人口動態の変化に合わせ、この入学定員の増減を行い、平成20(2008)年度の認証評価受審時には500人となった。一方、今後予測される18歳人口の減少、クラシック音楽に対する修学志願者の傾向、首都圏音楽大学の入学定員の平均的規模、全国私立大学音楽学部入学定員総数等を総合的に勘案して、入学定員の適正規模に向け計画的・段階的な縮小を図り、平成26(2014)年4月現在で310人に至っている。

以上の見直しにより本学の入学定員の規模は、現在本学が置かれている教育研究環境や教育課程の構成等からみて当面妥当と考えるが、「2-1の改善・向上方策(将来計画)」(P.21)で記述するとおり、「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の完遂により、平成29(2017)年度以降は入学者が増加するものと見込ん

でいる。

B. 適切な学生受入れ数の維持

5年間の学部及び研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率は表2-1-4のとおりであり、その平均値を見ると、研究科は入学定員及び収容定員ともに95%以上を確保しているが、学部は、入学定員充足率が68.6%、収容定員充足率が71.3%となっている。さらに、学科ごとの5年間の平均値をデータ編表2-1及び表2-2により計算すれば、作曲、音楽学、音楽環境運営の各学科の充足率が特に低い。【資料2-1-15～資料2-1-17】

このように、現在において学部の充足率の向上が難しいのは、江古田キャンパス（東京都練馬区）と、都心から離れた入間キャンパス（埼玉県入間市）の2つのキャンパスで授業を受けなければならないこと、特に平成27(2015)年度、平成28(2016)年度の「プロジェクト」工事期間の2年間は、全学生の授業を入間キャンパスで実施せざるを得ないということが最大の要因である。しかしながら、「プロジェクト」完遂後の平成29(2017)年度以降は、全学生が都心にある江古田キャンパスで授業を受けることになるので、これらの不便は解消される。

加えて、現在の7学科による教育課程の構成は、各専攻の特長に対応した編成になっているが、反面、進路変更等に柔軟に対応ができないことから、学生募集に影響を与えていると考えられる。現在学科組織の見直しとこれに対応した教育課程の全面見直しを進めている。

以上のように、充足率の未達の理由は、本学が置かれているここ数年来及び今後2年間の特殊なキャンパス事情によるものである。「プロジェクト」完遂後及び上記の学科組織と教育課程の改訂計画の完了によって、これらの課題は解消される見込みである。

表2-1-4 学部・研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率

各年度5月1日現在

年度 区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平 均
学 部	入学定員(人)	440	440	440	350	310	
	入学者数(人)	313	332	264	252	200	
	充足率 (%)	71.1	75.5	60.0	72.0	64.5	68.6
	収容定員(人)	2,045	1,880	1,820	1,670	1,540	
	在籍人員(人)	1,527	1,386	1,268	1,157	1,062	
	充足率 (%)	74.7	73.7	69.7	69.3	69.0	71.3
研 究 科	入学定員(人)	75	75	75	75	75	
	入学者数(人)	75	74	71	73	64	
	充足率 (%)	100.0	98.8	94.7	97.3	85.3	95.2
	収容定員(人)	160	160	160	160	160	
	在籍者数(人)	162	163	162	162	156	
	充足率 (%)	101.3	101.9	101.3	101.3	97.5	100.7

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、所定の手続の後、最終的に理事会・評議員会の承認を得て、次のとおり抜本的諸改革を進めている。

- ・第1は、教育研究環境の改善と通学上の利便性の向上を図るための「プロジェクト」の完遂により、平成29(2017)年度から都心に立地し最新の施設設備を誇る江古田新キャンパスに大学の教育研究機能を統合し、このキャンパスで大学の全授業を行うこと。
- ・第2は、教育研究の質の向上を図るため、平成29(2017)年度施行を目途として現在の教育研究組織を改組し、多様な学生の要望に対応できるよう、柔軟な授業科目の選択を可能とする教育課程の大幅な改訂を行うこと。
- ・第3は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務規則」という。）を改訂して、学生募集を企画・運営する専従の部署を平成26(2014)年4月に新設し、戦略的に学生募集を行う体制を整備したこと。

上記の改革により、教育研究環境の改善と教育研究のさらなる質の向上とが相まって、入学定員並びに収容定員の充足率の改善が図られるものと考えている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

A. 教育目的

本学の教育目的は「1-1-①」（P.6）に記述したとおりである。

B. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、本学の目的及び使命、大学院の目的、「音楽学部（学士課程）及び各学科の教育研究目的」並びに「大学院音楽研究科各課程及び修士課程各専攻の教育研究目的」に基づき、これを達成するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を表2-2-1及び表2-2-2のとおり定めている。

なお、この方針はシラバス等に記載するとともに、本学ウェブサイトにも公表し、広く学内外に周知を図っている。【資料2-2-1～資料2-2-3】

表2-2-1 学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

武蔵野音楽大学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」とを踏まえ、音楽学部各学科に固有の専門科目、共通基礎専門科目、共通教育の科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目）を柱とし、各学科の教育目的に適うよう、以下のようにカリキュラムを編成する。

- 1 各学科の主たる専門科目は学年制とする。また、教養科目は全学年を通して履修できるよう編成する。
- 2 教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定め、かつ3年次への進級に際しては修得すべき単位を定めた進級基準を設ける。
- 3 学修目的・進路等の変更に柔軟に対応するため、転科試験により、器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5学科への転科は3年次に、ヴィルトゥオーソ学科への転科は2年次において、所属学科の変更を認める。
- 4 実技試験においては多数の試験委員により公正な評価を行うとともに、外国語科目、ソルフェージュ、和声については、統一試験により、厳格な成績評価を行う。
- 5 専攻実技については、様々な形態による公開の研究発表の機会を設け、実践的な体験を積ませて成果の向上を図る。
- 6 器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育各学科については、音楽教科の高等学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状を取得するための教員免許課程を、また、音楽環境運営学科については、学芸員の資格を取得するための学芸員課程を開設する。

表2-2-2 研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科は、専門的かつ広い視野に立ち、音楽芸術の分野について高度な学識と技術を体系的に教授研究する目的で、以下のようにカリキュラムを編成する。

【博士前期課程（修士課程）】

- 1 次の専攻ごとの必修科目は学年制とする。
 - ① 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の専攻研究および作品研究
 - ② 音楽学専攻、音楽教育専攻の専攻研究および総合演習
- 2 修士論文については、次の専攻ごとの必修科目で、論文作成の指導を行い提出させる。なお、ヴィルトゥオーソコースは、演奏家養成に対応した科目を開講し、修士論文の提出は課さない。
 - ① 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の文献学研究および修士論文演習
 - ② 音楽学専攻、音楽教育専攻の文献学研究および専攻研究
- 3 器楽専攻、声楽専攻では公開の演奏試験を、作曲専攻では公開の作品演奏試験を課す。ヴィルトゥオーソコースは、毎年次リサイタル形式の演奏試験を課す。
- 4 高等学校教諭一種免許状（音楽）および中学校教諭一種免許状（音楽）を取得している者は、所定の単位を修得することで、高等学校教諭専修免許状（音楽）および中学校教諭専修免許状（音楽）を取得することができる。

【博士後期課程】

- 1 博士論文については、研究領域ごとの必修科目である研究領域研究指導および研究領域論文演習で、論文作成の指導を行い提出させる。
- 2 前項の論文に加え、器楽および声楽の研究領域では公開の演奏試験を、作曲の研究領域では公開の作品演奏試験を課す。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

A. 教育課程の体系的編成

a. 学部

学部は7学科で構成されている。教育課程は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、各学科の専門科目、各学科共通の共通基礎専門科目及び共通教育の科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目）の3つの柱で構成し、各学科の特性を踏まえ、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分し各年次に割当て編成している。

一例として、器楽学科（有鍵楽器専修ピアノ）の教育課程を図2-2-1において説明する。

【資料2-2-4】

図2-2-1 教育課程の概要 <器楽学科(有鍵楽器専修ピアノ)>

			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
専門科目	必修		ピアノⅠ	ピアノⅡ	ピアノⅢ	ピアノⅣ 卒業演奏
	選択				ピアノ二重奏Ⅰ 伴奏法(器楽)Ⅰ 伴奏法(リート)Ⅰ 伴奏法(オペラ)Ⅰ	ピアノ二重奏Ⅱ 伴奏法(器楽)Ⅱ 伴奏法(リート)Ⅱ 伴奏法(オペラ)Ⅱ
共通基礎専門科目	必修		ソルフェージュⅠ 和声Ⅰ 西洋音楽史Ⅰ	ソルフェージュⅡ 和声Ⅱ 西洋音楽史Ⅱ		
	選択必修		楽曲研究Ⅰ 日本音楽概論	楽式	和声Ⅲ 西洋音楽史Ⅲ	楽器学
	選択		合唱Ⅰ	合奏 合唱Ⅱ 楽曲研究Ⅱ 諸民族音楽概論 和楽器 日本伝統歌唱	声乐Ⅰ 合唱Ⅲ 指揮Ⅰ 指揮法 ソルフェージュⅢ 対位法Ⅰ 音楽美学	声乐Ⅱ 指揮Ⅱ ソルフェージュⅣ 対位法Ⅱ 特殊音楽史
共通教育の科目	外国語科目	必修	英語Ⅰ ドイツ語Ⅰ	英語Ⅱ ドイツ語Ⅱ	英語Ⅲ ドイツ語Ⅲ	
		選択			フランス語Ⅰ	英語Ⅳ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅱ
	教養科目	必修	2科目8単位	2科目8単位	2科目8単位(3・4年次)	
			哲学 倫理学 文化史 美学 経済学 西洋史 日本語Ⅰ(留学生)	日本文学 日本美術史 生活科学 日本語Ⅱ(留学生)	西洋文学Ⅰ 西洋美術史 音響学 自然科学概論 日本事情(留学生)	西洋文学Ⅱ 西洋文学Ⅲ 法学(日本国憲法2単位を含む) 国語表現法 健康科学 生活と法
	体育科目	必修	体育講義 体育実技			
履修登録単位数の上限			36	40	34	30

第3年次進級基準

1. 主たる専門科目での学年制

表2-2-1第1項に示したとおり、主たる専門科目は学年制としている。これは主要な科目である専攻実技について、基礎・基本から始まり順次段階的に高度な技術を修得させる必要があるためである。

この学年制を専攻実技を例に図2-2-1に基づき説明すると、第1年次は「ピアノⅠ」、第2年次は「ピアノⅡ」、第3年次は「ピアノⅢ」、第4年次は「ピアノⅣ」であり、年次進行に従いこれらを履修し単位を修得することになる。

仮に第1年次で「ピアノⅠ」の単位を修得できない場合は、第2年次では「ピアノⅠ」を履修し、「ピアノⅡ」の履修を認めない。【資料2-2-4】

2. 教養科目

共通教育の科目である教養科目は、特定の年次に偏ることのないよう4年間に分割し履修させる。器楽学科(有鍵楽器専修ピアノ)の場合は、第1年次で2科目、第2年次で2科目、第3年次と第4年次で計2科目、合計6科目を履修する。【資料2-2-4】

3. 履修登録単位数の上限と進級基準

各年次に開講する科目は表2-2-1第2項に示すとおり、履修登録単位数の上限を定めて、科目・単位が特定の年次に偏重しないよう適切に編成している。器楽学科（有鍵楽器専修ピアノ）の場合は、第1年次36単位、第2年次40単位、第3年次34単位、第4年次30単位と上限を定めている。

また、第3年次進級基準を「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という。）第17条に定めている。「2-4-①」（P.33）に記述するとおり、これは第3年次以降の教育成果を効果的に積み上げることが目的とするが、クラス授業における履修学生間の成績格差の拡大を防ぐ効果も上げている。【資料2-2-5、資料2-2-6】

4. 教員免許課程と学芸員課程

表2-2-1第6項に示すとおり、教員免許課程を開設している。また、音楽環境運営学科には、音楽を中心とした文化芸術全般に係わるプロデュースやマネジメントの技能を修得させる学科であり、将来、博物館等に就職を希望する者のために学芸員課程を開設している。なお、ヴィルトゥオーソ学科は、この学科の特性上、長時間の主専攻実技と実技試験受験のための準備が必要なことから、これらの課程は開設していない。【資料2-2-6】

b. 研究科

1. 修士課程

修士課程は、学部の学科に対応する5専攻で構成されている。また、器楽専攻及び声楽専攻の中に学部のヴィルトゥオーソ学科に対応するヴィルトゥオーソコースを開設している。

修士課程の教育課程は表2-2-2に示すとおり、各専攻の特性を踏まえて、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻は、「専攻研究実技」及び「作品研究」を、音楽学専攻、音楽教育専攻は、「専攻研究」及び「総合演習」を、年次進行に従い履修する学年制としている。

一例として、器楽専攻（有鍵楽器ピアノ）の教育課程の概要は表2-2-3のとおりである。

【資料2-2-7、資料2-2-8】

表2-2-3 教育課程の概要 ＜器楽専攻有鍵楽器（ピアノ）＞

科目区分	第1年次	第2年次	備考
必修科目	専攻研究 実技 作品研究 文献学研究	専攻研究 実技 修士論文 演習 作品研究	・教育職員免許状 中学校教諭1種免許状（音楽）と高等学校教諭1種免許状（音楽）を取得または取得資格を有する者は、修士課程を修了することにより中学校教諭専修免許状（音楽）と高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得できる。 【資料2-2-8】
選択科目	伴奏法研究など 10科目	伴奏法研究など 10科目	

2. 博士後期課程

博士後期課程は、1専攻5研究領域で構成されている。教育課程は表2-2-2に基づいて編成している。

現行の大学院設置基準では、博士後期課程に単位の修得を定めていないが、本学では、博士後期課程の教育課程に博士論文等に関する研究指導（単位を付与しない。）のほか、必

修科目4単位と選択科目6単位の合計10単位の修得を修了要件としている。【資料2-2-8】

一例として、研究領域器楽（有鍵楽器）の教育課程の概要は、表2-2-4のとおりである。

表2-2-4 教育課程の概要 ＜研究領域器楽（有鍵楽器）＞

科目区分	第1年次・第2年次・第3年次	備考
研究領域共通 必修科目	研究領域研究指導 (単位は付与しない)	
	研究領域論文演習 (2単位)	
研究領域別 必修科目	演奏法特別研究Ⅰ (2単位)	第3年次に学位審査演奏を受験するためには、第1年次及び第2年次に行う「研究演奏」に合格していなければならない。
研究領域共通 選択科目	演奏法特別研究Ⅱなど10科目のうちから3科目6単位以上修得する。	

B. 教授方法の工夫・開発

a. 学部における教授方法の工夫・開発

1. 専攻実技

専攻実技の指導（以下「個人レッスン」という。）は基本的に1対1で、原則として毎週1回行う。「個人レッスン」時間は、学科の特性や実技区分（主専攻実技、副専攻実技）により異なる。なお、学生が「個人レッスン」を受けるには多くの練習時間（事前の準備・事後の展開）を必要とするので、自宅で練習できない学生のために、「2-9-①」(P.52)で示すとおり十分な練習室を確保している。

アンサンブル（合唱・合奏）は、ソロ（独唱・独奏）の技術と同様に演奏活動にとって必須である。このため、ヴィルトゥオーソ学科、器楽学科の各専修及び声楽学科の教育課程には、「重奏」、「合奏」、「室内楽」、「伴奏法」、「管弦楽」、「管打楽器合奏」、「重唱」、「合唱」、「オペラ」等のアンサンブルの科目を開設している。これらの科目は授業内容により受講できる学生数に制限があるので、受講に際しての公平を期すために、前年度の学業成績または履修前に行うオーディションにより受講者を選抜する。また、その他学生に対しても、それぞれの技術レベルに応じてアンサンブルの科目を編成し、履修できるよう配慮している。【資料2-2-9】

2. クラス授業

音楽学学科、音楽教育学科、音楽環境運営学科の演習の授業は、平均4人程度で演習に相応しい少人数で編成され、研究テーマの設定、分析と考察の進め方、論文構成等について、学生の学修進捗状況に応じて指導を行う。【資料2-2-10】

また、入学時における学生の基礎的学力にすでに個人差がある「英語」及び「ソルフェージュ」は第1年次から、「和声」は第2年次以降、それぞれの能力に応じた習熟度別クラスを編成し授業を行っている。なお、このクラス編成は、前学年度の統一試験の成績に従い、毎年度新たに編成する。また、「ソルフェージュ」、「和声」の授業には「2-3-①」(P.29)に記述する TA(Teaching Assistant)を採用し、教育効果の向上及び教育進度の促進を図っている。【資料2-2-11】

b. 研究科における教授方法の工夫・開発

1. 修士課程

器楽、声楽、作曲の各専攻分野の学生が、演奏（作曲）技術のみに偏ることなく広い視野から研鑽に励むよう、実技試験に加え修士論文を提出させる。

修士論文については、表2-2-2第2項に記述しているとおり、専攻ごとの必修科目において論文作成の指導を行う。ただし、ヴィルトゥオーソコースは、その教育目的から特に演奏家養成に特化した科目を履修させるので、修士論文の提出は課さず、表2-2-2第3項に記述しているリサイタル形式の演奏試験を課す。【資料2-2-12】

2. 博士後期課程

博士後期課程は、1専攻とし修士課程の専攻区分に対応する5研究領域を置き、修士課程からの一貫した教育課程を編成している。「2-2-②」(P.24)に記述したとおり、博士論文等に関する研究指導（単位を付与しない。）のほか、必修科目4単位と選択科目6単位の合計10単位を修得要件として定め、以下のように指導している。

- ・器楽・声楽の研究領域「演奏法特別研究Ⅰ」は、演奏技術の維持並びに向上のため、第1年次から第3年次まで継続して学修することを義務づける。
- ・器楽・声楽・作曲の研究領域では、研究領域研究指導教員の指導のほか論文内容の充実を図るため、希望する場合は第1年次から博士論文指導教員の指導を受けることができる。
- ・博士論文の審査は、予備審査と本審査の2段階に分けて行っているが、予備審査では当該論文の内容の妥当性と完成度を確認し、その結果は申請者に通知される。申請者はこれに基づき加筆、データの補強等、必要な修正を行った上で本審査の申請を行う。本審査では、提出された論文を学外有識者を含む5人程度の審査委員が査読し、これについての口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価する。

【資料2-2-13】

c. FD (Faculty Development) 活動を通じた工夫・開発

本学では、平成20(2008)年度、学長を委員長として発足した「FD 委員会」を中心として、さまざまな教育内容・方法の改善に取り組んでいる。この取組みに際しては、「2-8-②」(P.50)に記述するとおり、専任兼任を問わず、クラス授業・「個人レッスン」を担当する全教員によって構成される14の「部会」があり、この「部会」を中心に情報を共有し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。【資料2-2-14】

主要な取組みは以下のとおりである。

- ・教材「ジャンル別歴史横断年表」作成

この年表は複数の部会が協力し、西洋史、西洋音楽史、西洋美術史等のジャンル別に年代ごとの主要な出来事をコンパクトにまとめたもので、「西洋音楽史」、「西洋美術史」等の授業に活用している。【資料2-2-15】

- ・英語・独語の共通教材の作成

本学学生のために、外国語担当専任教員が作成した英語教科書、独語教科書、また、修学上必要な基本語彙を収集し作成した英語語彙集、独語基本語彙集を授業で活用して、教育効果を高めている。【資料2-2-16～資料2-2-18】

- ・教員数人がグループとなり相互に授業参観を行い、授業終了後の検討会により指導法・内容等の適切性について意見を交換し、それぞれの視点を参考に新たな知識を取入れている。また複数の教員がそれぞれ得意とする分野についての講座を行い、新たな知見の周知に努めるとともに、これを教授方法等の改善に活かしている。【資料2-2-19】

d. 単位の実質化のための工夫・開発

本学では、単位の実質化の工夫として以下の取組みを行っている。

- ・大学設置基準で示されている授業期間を確保するため、平成24(2012)年度から入学式の実施日及び授業の開始日を早めて対応してきた。さらに、平成26(2014)年度は従来授業期間内に行っていた集中授業を授業期間外に移し、授業日数を増やしている。
- ・特に後期の月曜日は祝日が多く授業回数が少ないことから、平成25(2013)年度と同様に平成26(2014)年度も、10月13日（体育の日）及び11月3日（文化の日）に月曜日の通常の授業を実施する。また、「個人レッスン」については、これらに加えてさらに2回実施し、各曜日間での授業回数のバランスを図り、授業時間の確保に努めている。【資料2-2-20】
- ・クラス授業・「個人レッスン」に休講が生じた場合は、補講を行う。クラス授業では、前期9月の第1週及び第2週、後期12月の第1週から第3週までの間、いずれも金曜日と土曜日に補講の時間割表に従って実施する。「個人レッスン」では、担当教員と学生が補講日時を調整し実施する。【資料2-2-20、資料2-2-21】

上記のとおり、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法を工夫し開発している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学生からのニーズ等を踏まえ、以下のような教育課程の改訂を継続的に行っている。

- ・教養科目では、平成25(2013)年度に「健康科学」を、平成26(2014)年度に「生活と法」を新たに開設し、教養科目の選択肢を拡充している。【資料2-2-6】
- ・「2-1の改善・向上方策（将来計画）」(P.21)に記述したとおり、本学では、平成29(2017)年度を目途に、学科組織の改組を検討中である。この改組に併せ現行の教育課程も全面的に見直し、学生のニーズや大学に求められる社会的要請にも十分応えられるよう、新たな教育課程を編成すべく鋭意準備を進めている。
- ・学生が持つ基礎能力の格差が拡大する傾向にあるので、現在「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」について、習熟度別クラスを編成し授業を実施している。今後、さらに各授業内容を検討し、対象科目の拡充を計画している。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

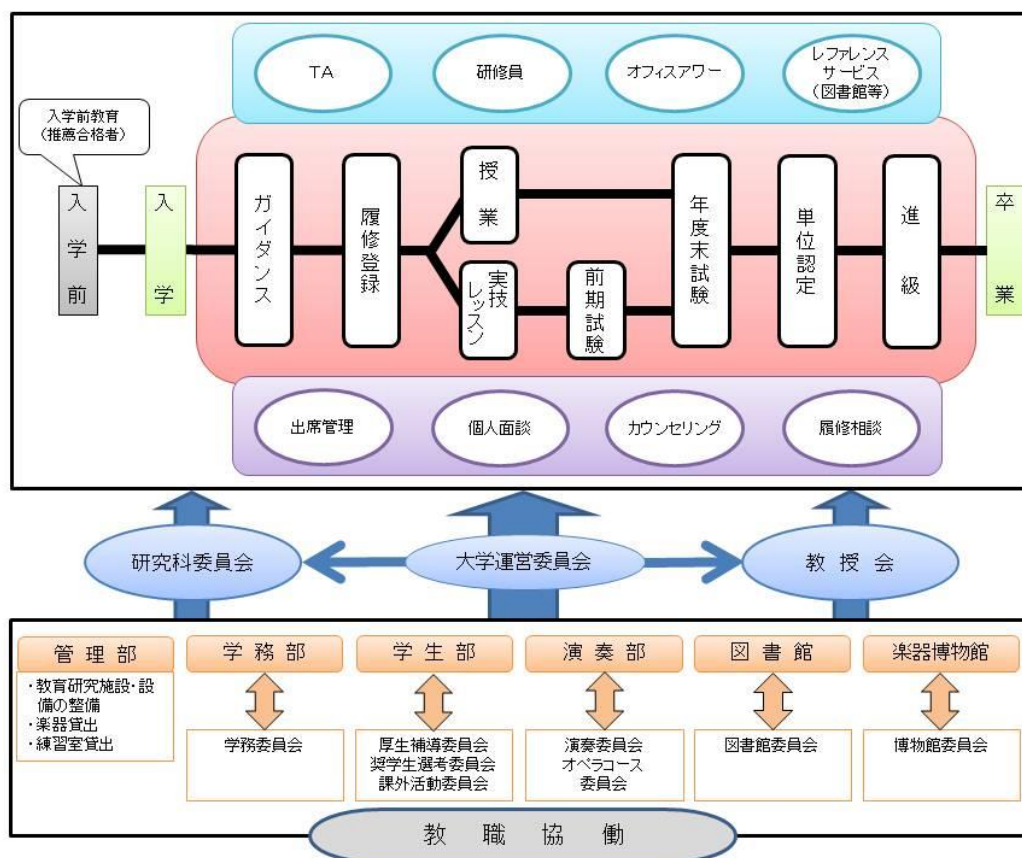
(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学は、建学の精神を「和」のころと定め、昭和4(1929)年の学校創立以来教員と職員が同等の立場で教学運営にあたっているが、この伝統は今日まで受継がれ、業務のさまざまな場において教職協働が根づいている。また、教職協働の重要性は、毎年度行われる「武蔵野音楽学園職員研修会」（以下「職員研修会」という。）や「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議」（以下「全教員・主任以上会議」という。）等の機会をとらえた学長の講話により、全教職員に徹底されている。【資料2-3-1、資料2-3-2】

このような背景のもとに行われる本学の学修支援と授業支援の概要は、図2-3-1のとおりである。

図2-3-1 授業支援・学修支援の概要



A. 共通的な支援

a. 入学前教育

「2-1-②」(P.17)で記述した指定校制推薦入学試験の合格者及び附属高等学校推薦者を対象とし、合格発表から入学までの期間、音楽の学修意欲の維持・継続を図るため、指定校等の協力を得て入学試験業務本部を通し合格者に課題を与え、入学時にレポートの提出を求める。実技を担当する教員が、このレポートにコメントを付して返却する。これにより入学後の新たな音楽学修への理解と大学への期待等を相互に理解することで、大学生活への円滑な移行を図る。【資料2-3-3】

b. オリエンテーション・ガイダンス

学年当初に第1年次生を対象にオリエンテーションを、第2年次生以上を対象にガイダンスを行い、学務部・学生部・演奏部・管理部・図書館等関係部署が連携し、修学に必要なそれぞれの部署の所掌事項を説明する。さらに、7学科の学科長による各学科の教育内容と評価等について「学科別ガイダンス」を行う。これに併せて教員及び担当部署では、随時、履修相談の機会を設けている。【資料2-3-4】

c. TA (Teaching Assistant)

本学では、「ソルフェージュ」と「和声」の履修者数の多いクラスについて、大学院生をTAとして採用し、当該授業の補佐や学生への助言を行わせ、教育効果の向上と教育進度の促進を図っている。TAの採用は「武蔵野音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程」に則り、当該学生の成績、当該授業を担当する教員の意見等を参考に、総務部において作成する候補者のリストの中から研究科委員会において選考し、理事長が決定する。

【資料2-3-5】

d. SA (Student Assistant)

図書館における出納業務・資料検索等の学修支援や、各種公開講座・演奏会における伴奏等の支援、入学試験・講習会における誘導・案内等に、学部生、大学院生をSAとして採用し、学修支援のための補助業務を体験させている。

e. オフィスアワー

江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャンパス（埼玉県入間市）（以下「両キャンパス」という。）で、月曜日から土曜日の昼休みを利用して年間を通しオフィスアワーを設定している。このオフィスアワーは、ガイダンスや「オフィスアワー・研究室一覧」の掲示により学生に周知している。オフィスアワーは、学科目を担当する専任教員が研究室で待機し学生の質問や相談等に対応する。相談の内容及び結果は「オフィスアワー報告書」として取りまとめ、学生の学修に際しての質問や要望を把握するための参考資料として活用する。

実技科目については、「個人レッスン」を原則毎週行っているため、この時間を通し教員が学生個々の状況を日常的に把握できるので、特にオフィスアワーを設けていない。

【資料2-3-6】

f. カウンセリング等の支援

本学では、オフィスアワーに加え、「両キャンパス」にそれぞれ大学が委嘱した教員2人が、カウンセラーとして所定の日時に学生の相談に応じている。カウンセラーは、多岐にわたる諸般の質問や悩み、それらの背景となる事情等について相談に応じる。また、その内容により解決を見られない場合は、図2-3-1(P.28)で示す各委員会で検討するとともに、必要に応じ教授会等に諮り問題の解決にあたる。

g. 外国人留学生支援

本学での留学生支援は、まず日本文化への理解並びに日本語全般の基礎的能力の向上を図る目的で、第1年次に「日本語Ⅰ」、第2年次に「日本語Ⅱ」、第3年次に「日本事情」を必修科目として開設し、専任教員がこれらの科目を担当している。また、「2-7-①」(P.44)に記述するように研修を兼ねた懇談会を開催し、学修上の問題点について対応している。

【資料2-3-7】

B. 事例に応じた支援

a. 第2年次留級者、卒業保留者への支援

第2年次留級者及び卒業保留者が確定後、当該学生に対しそれぞれ面談を行い、継続して履修し所期の目的を達成するよう督励している。この面談では、留年者のそれぞれの不足単位（科目）に応じて履修方法について助言を行い、新学年度の授業開始からスムーズに学修に専念できるよう指導する。

進級基準により第3年次に進級できない学生のうち、すでに第2年次における専攻実技の単位を修得済みの者には、技術の低下を防止する目的で、単位に関わりなく専攻実技のレッスンを受講させる。【資料2-3-8】

b. 出席日数不足者への支援

本学では、授業への出席率を重視するので出席率の管理には特に注意をし、出席率が3分の2未満の場合は失格とする。学生の成績及び出席管理を行う学務部は、授業開始から5月末までの出席状況の調査を行い、出席率が低い学生に対し6月上旬に学務部と学生部が共同で個人面談を行う。また、夏期休暇前にも出席状況の調査を行い、学生及び保護者に対し「出席状況のお知らせ」の文書を送付して、保護者と連携し出席率向上の指導を行う。

C. 学修環境の支援

学生が「音楽芸術の研鑽」をより意欲的、効果的に具現化するため、本学では、複数のコンサートホール、図書館・AV(Audio Visual)室、楽器博物館、練習室等の学修環境を整備している。また、「コンサートカレンダー」等に示す演奏会・講習会等を開催して、コンサートやオーディション等に臨む実践的活動を支援するとともに、図書館におけるレファレンスサービス等を通して音楽に係わる質の高い多くの情報を提供して、学生の芸術的想像力と思考力を育み強い学修意欲を引出している。学修環境の支援については、「2-9-①」(P.52)及び「A-1-①」(P.86)に記述する。

D. 授業支援、学修支援における学生の意見等を汲上げるシステム

学生の学修及び授業支援に対する意見等を汲上げる仕組みとしては、「学生による授業評価アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）、「学生満足度調査」、カウンセラー、オフィスアワー、学友会等からさまざまな要望等を汲上げている。

履修上の要望は、学務部において受付け案件ごとに整理し、「学務委員会」等において検討し、必要な処置及び対策を講ずる。

授業に関する学生の意見や要望は、「部会」、「FD 委員会」、「自己点検・評価委員会」で検討し、必要に応じて上記に準じ解決を図る。

コンサートや公開講座等の演奏に関する要望については演奏部が、楽器の使用・借用・購入など楽器に関する要望については管理部が、それぞれ窓口となり「演奏委員会」、「オペラコース委員会」等において検討し必要な改善を図る。

図書・楽譜・映像・録音資料等の購入に係わる要望は、図書館・AV 室の窓口で受け、古典楽器の使用等の要望は楽器博物館の窓口で受け、適切に対応している。

練習室の利用、情報機器等の利用・購入などに係わる要望は、管理部が窓口となり対応する。【資料2-3-9～資料2-3-17】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

これまで学生からの学修上の相談は学務部が、学生生活上の相談には学生部が、演奏に係わる相談には演奏部が、それぞれ関係する教員と連携し対応してきた。近年、相談・要望の内容が必ずしも明確に分担できないケースが増えていること、また、これまで学生の修学キャンパスが「両キャンパス」に分かれていたことから、入学から卒業までを継続的に観察し適時に指導することが困難であった。このような状況を改善し、適切な指導を行うよう、教員、学務部、学生部、演奏部が一体となった横断的な支援体制をつくり、学生の悩みやニーズに即応できる新たな仕組みを検討する。このため、「プロジェクト」において、この3つの部が学修支援及び授業支援上の問題について密接に連携して支援できるよう、事務室の配置等を設計の中に取込んだ。

現在行っている授業出席回数調査等において、学務部が中心となり、担当教員、学生部、演奏部が一層緊密な連携を図って調査結果の分析・検討を行い、修学状況の変化を早期に発見し、適時に必要な処置・対策が講じられるよう新たな仕組みを検討する。

平成25(2013)年度は「ソルフェージュ」及び「和声」を対象として TA を導入し、成果の向上が見られたので、平成26(2014)年度も同じ要領で TA を活用する。今後はこの制度のさらなる有効活用を図るため、授業における TA の役割、採用の人数、対象科目等を検討し、この制度がもたらす成果の改善・向上を促進する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

A. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学部及び研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、表2-4-1及び表2-4-2のとおり定めている。これに基づき、学部及び研究科に定められた教育課程に沿って、学生個々の素養・適性・能力に応じた指導により、目的とする人材を育成する。なお、この方針は本学ウェブサイト等に掲載し、広く学内外に周知を図っている。【資料2-4-1】

表2-4-1 学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

武蔵野音楽大学音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与する。

- 1 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（器楽・声楽学科では演奏能力、作曲学科では創作能力、音楽学学科では研究能力、音楽教育学科では教育能力、ヴィルトゥオーソ学科では演奏家としての能力、音楽環境運営学科ではアートマネジメント能力）を身につけていること。
- 2 正課の授業および正課外での音楽芸術の探究や様々な学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけていること。
- 3 自ら考え、創造する力を育成し、複雑多様化する社会の諸問題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけていること。

表2-4-2 研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科の目的に基づき、以下のように、高度な知識および技術を身につけたと認められる者に学位を授与する。

【博士前期課程（修士課程）】

本学大学院学則第4条第1項に基づき、2年以上在学し、30単位以上を修得した上で、専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格した者に修士（音楽）または修士（音楽学）の学位を授与する。

なお、ヴィルトゥオーソコースは、修士論文を課すことなく、学位審査演奏に合格した者に修士（音楽）の学位を授与する。

【博士後期課程】

本学大学院学則第4条第2項に基づき、3年以上在学し、10単位以上を修得した上で、演奏あるいは作品の修了試験、博士論文の審査に合格した者に博士（音楽）または博士（音楽学）の学位を授与する。

B. 学部

a. 単位認定

単位の計算方法、単位の授与及び履修の評価については、大学学則第20条及び第20条の2並びに学生便覧に明示している。学生は卒業要件に必要な単位を修得するため、学科（専修・専攻）別に開設する教育課程に基づき登録した授業科目を履修する。当該科目は、授業実施回数3分の2以上を、また、集中授業にあつては5分の4以上を出席した上で、所定の試験に合格することによって単位を修得できる。なお、このような出席要件を定めているのは、授業に積極的に出席し、学修に対する強い意欲を身につけて、不断の修練に励むことの重要性を認識させるためである。【資料2-4-2、資料2-4-3】

b. 評価基準

1. 実技科目

本学は学年を前期と後期に分けている。演奏実技科目の試験は、原則として前期・後期の計2回行う。前期試験は、単位を修得するための年度末試験の予備審査となるもので、これに合格しなければ年度末試験の受験資格を認めない。なお、在学中8回行う前期・後期試験のうち原則として3回程度の試験においては、受験者が定められた時間内で自由に選んだプログラムをコンサート形式で演奏し、これを評価する。それ以外の試験では示された試験課題曲を演奏し、これを評価する。

試験は、複数の採点委員が、中位の標準的な演奏技術の基準を6点とした10点法で採点を行い、平均点3点以上をもって合格とする。なお、演奏に対する評価は、個々の採点者ごとに主観的であり、これを客観的に評価・判定するために原則として10人程度の採点委員により採点し、最高点と最低点を採点した1人ずつの委員の採点を除外し、有効採点者の得点を平均して公平性を担保する。その結果を「成績評価基準（S：10～7.0点、A：6.9～6.0点、B：5.9～4.5点、C：4.4～3.0点、D（不合格）：2.9～0点）」に基づき判定する。

【資料2-4-2、資料2-4-4】

2. 学科目等

授業担当教員は、定期試験のほか授業内テストの成績、レポートの内容等を総合的に判断して100点法により採点し、「成績評価基準（S：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、D(不合格)：59～0点）」に基づき評価する。また、「合唱」、「管弦楽」、「室内楽」等の科目では、筆記試験に代えて学生の学修意欲・学修態度等を総合的に判断し、授業担当教員が上述の基準により評価する。「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」は、統一試験により同じ基準で評価する。【資料2-4-4】

c. GPA (Grade Point Average)

本学では、評価基準 S、A、B、C、D に、それぞれグレードポイント「S:4.0、A:3.0、B:2.0、C:1.0、D:0」を付与しているが、これに加え、出席率が3分の2に満たない場合の「失格」については「E（失格）:0」を付して、学生の履修実態に即した厳格な評価を行う。なお、その結果は卒業式卒業生代表者の選考、奨学金授与対象者の選考に活用している。【資料2-4-5】

d. 進級基準

本学では、第3年次への進級に際し、学生の学修意欲の持続と進級後の教育効果の向上のために進級基準を設け、所定の科目・単位を修得しなければ進級を認めない。

第3年次への進級は、大学学則第17条別表Ⅳに定めている要件を満たした者について、教授会の議を経て学長が認定する。【資料2-4-2】

e. 卒業要件

卒業要件は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、各学科（専修・専攻）に開設する所定の授業科目を履修し、4年以上在学して124単位以上を修得することとし、「武蔵野音楽大学学位規程」（以下「本学学位規程」という。）に基づき、教授会の議を経て学長が学位「学士（音楽）」を授与する。【資料2-4-2、資料2-4-6】

C. 研究科

a. 単位認定

単位認定は学部と同様に、学生は教育課程に基づき登録した科目を履修し、当該授業科目の授業実施回数の3分の2以上に出席し、所定の試験に合格することによって単位を修得する。なお、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す修了要件及び修了認定は、以下のとおりである。【資料2-4-7】

b. 評価基準

1. 修士課程

修士課程の評価基準は、実技科目及び学科目ともに学部の基準を準用する。ただし、ヴィルトゥオーソコースの実技科目評価基準については、このコースの特性により一部異なっている。すなわち、S、Aについては同じであるが、B、C、Dについては独自の基準としている。【資料2-4-4】

2. 博士後期課程

研究領域器楽及び声楽の必修科目である「演奏法特別研究Ⅰ」は、複数の採点委員が100点法で採点し、最高点と最低点を採点した委員1人ずつの採点を除外した上で、有効採点者の得点を算出し、その平均値が70点以上を合格としている。また、学位審査演奏については同様に、80点以上を合格としている。なお、「演奏法特別研究Ⅱ」については学部の実技科目の評価基準を、学科目については学部の学科目等の評価基準をそれぞれ準用する。

【資料2-4-8】

「2-2-②」(P.26)に記述した博士論文の予備審査は、A、B、C、Dの4段階に区分し評価している。【資料2-4-9】

博士論文の本審査は、学外有識者を含む5人程度の審査委員による査読及び口述試験を行い、合議の上可否を判定する。【資料2-4-10】

c. 修了要件

1. 修士課程

修士課程の修了要件は、「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第12条及び本学学位規程に基づき、2年以上在学して所定の30単位以上を修得した上で、必要な研究指導を受け、最終試験である専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格することと定め、学位「修士（音楽）または修士（音楽学）」の授与は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

また、ヴィルトゥオーソコースでは、修士論文を課すことなく、最終試験（学位審査演奏）に合格することと定めている。【資料2-4-11、資料2-4-12】

2. 博士後期課程

博士後期課程の修了要件は、大学院学則第13条及び本学学位規程に基づき、3年以上在

学して所定の10単位以上を修得した上で必要な研究指導を受け、研究領域器楽・声楽・作曲では最終試験である演奏あるいは作品の修了試験及び博士論文の審査に合格すること、研究領域音楽学・音楽教育では博士論文の審査に合格することと定め、修士課程と同様に研究科委員会の議を経て学長が学位「博士（音楽）または博士（音楽学）」を授与する。

博士の学位を授与したときは本学学位規程の定めるところにより、当該博士の学位授与に係わる論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨並びにその論文を、インターネットで公表する。【資料2-4-6、資料2-4-11】

D. 他大学等における既修得単位の認定

本学の第1年次に入学した者が、入学前に他大学または短期大学で修得した単位は、教養科目、体育科目及び外国語科目に相当する授業科目を対象に、適当と認められる場合は、30単位を上限に本学で修得したものとして、学長の承認を得て認定する。【資料2-4-2】

E. シラバス

シラバスは、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、開講される実技科目及び学科目についての授業の目標や内容（到達目標）、自学自習の指示等の修学上の指針となる内容を明確に示すとともに、厳格な評価を行うための評価基準を記載している。【資料2-4-13、資料2-4-14】

上記に記述したとおり、単位認定及び進級、卒業、修了認定については、厳正かつ公正に行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

「2-4-①」(P.33)に記述したとおり、「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」等、同一科目を複数のクラスに分けて、それぞれを異なる教員が指導している場合、教員ごとの評価基準が必ずしも統一されていなかったことから、評価要領の平準化に努め順次同一問題による統一試験を行ってきた。今後とも引続き対象科目の拡大等について検討を行う。

「2-4-①」(P.33)に記述したとおり、GPA は卒業式卒業生代表者選考、奨学金授与対象者の選考で活用しているが、今後この制度を進級及び卒業、修了認定等にも活用するための検討を進めている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

A. 教育課程等において行う指導のための体制

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の「キャリアガイダンスに関する審議経過概要」（平成12(2000)年12月）によれば、「大学教育や学生生活の経験を通じて獲得する成果には、専門分野に関する知識・技能とともに、社会的・職業的自立に必要な資質能力が本来的に内在している。」と述べられており、本学は、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、教育課程の中で各専攻の教育において、演奏家、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、コンサート等の企画・運営者などに必要な専門の知識・技術を、また、「人間形成」に必要な教養として、美学、哲学、倫理学、体育、外国語等を教授し、社会的・職業的自立に必要な資質能力を培うための指導を行っている。

これらに加え、「社会的・職業的自立に関する指導案に係る大学設置基準の改定」（平成22(2010)年2月25日）を受けて、キャリア教育に関する方針と具体的な実施計画を作成し、平成24(2012)年度から新たに、学生の社会的・職業的自立に関する指導として、授業科目の中にキャリア教育を位置づけた。【資料 2-5-1】

平成26(2014)年度の授業科目におけるキャリア教育は、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 授業科目におけるキャリア教育（平成26(2014)年度）

	前 期	後 期
第1年次生 (ヴィルトゥオーソ学科を 除く) ＜入間キャンパス＞	①建学の精神「和」「3P主義」に学ぶ ②はじまりとしての読み書き話し聴く ③音楽家のキャリア ④演奏活動をしている本学教員に学ぶ	①働くということ ②仕事について
第3年次生 (ヴィルトゥオーソ学科を 除く) ＜入間キャンパス＞	①建学の精神「和」「3P主義」に学ぶ ②社会人としてのモラル ③各界で活躍している先生、卒業生に 学ぶ ④学んだことを生かせる仕事	①職業と自己実現一なりたいたいものとな れるもの— ②仕事と人間関係 ③仕事と人生設計：キャリア・プラン ニングとライフ・プランニング
第1年次生・第3年次生合同 (ヴィルトゥオーソ学科) ＜江古田キャンパス＞	①建学の精神「和」、「3P主義」に学ぶ ②自己の将来の目標実現に向けて、体 験の披露と意見交換	
全学年 ＜江古田・入間キャンパス＞		①教養・体育科目担当教員が行うそれ ぞれの専門や個性を踏まえた独自の テーマによるキャリア教育

上記のほか、従来から学部には教員免許課程及び学芸員課程を設けており、所定の単位を修得した学生は、教員免許課程においては中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）を、学芸員課程においては学芸員の資格を取得することを可能としている。そして、これらの課程の授業科目の中で、学生の社会的・職業的自立に関する指導を行っている。【資料2-5-2】

B. 進路に関する指導のための体制

a. 進路に関する指導体制

進路・就職に関する指導は学生部就職課を中心に、学務部、演奏部、そして担任教員等が密接に連携を図り行っている。

進路・就職に関する指導の概要は以下のとおりである。

- ・就職課内に事業所別に整理した約1,200件の求人ファイル、過去の受験報告書、就職関連書籍、教員採用試験要項、インターネット検索ができるPC等を準備し、自由に閲覧できる場を用意するとともに、卒業生の進路・就職先データを常に追跡・更新し、情報収集及びOB・OG訪問(業界や企業で働く先輩訪問)に活用できるよう備えている。
- ・平成25(2013)年度、就職課での進路・就職に係わる相談件数は約1,900件である。2人のキャリアカウンセラー有資格者を含め、4人の課員でこれらの相談・指導に対応している。【資料2-5-3】
- ・就職課が中心となり進路開拓を積極的に行っており、その取組みの内容は、表2-5-2のとおりである。

表2-5-2 進路開拓のための取組み

実施事項	内 容
教員募集情報の収集	・ 全国私立学校からの求人情報 ・ 卒業生からの求人情報の収集、ネット検索等による収集 ・ 教育委員会との連携
音楽教室講師募集情報の収集	・ 全国音楽教室からの求人情報 ・ 首都圏音楽教室からの求人情報
アートマネジメント系企業からの募集情報の収集	・ 音楽ホール等からの求人情報 ・ 教員・卒業生との連携、ネット検索等による収集
音楽系事業所の募集情報収集	・ 教員・卒業生との連携、ネット検索等による収集 ・ 訪問開拓
演奏関係募集情報の収集	・ 官公庁所属の演奏団体及び民間演奏団体との連携
その他企業等からの募集情報の収集	・ 郵送及びファックスによる求人

上記の進路開拓の取組みにより、求人総数は年々増加している。平成23(2011)年度と平成25(2013)年度を比較すると、全体求人倍率は3.12倍から4.46倍に増加しており、うち音楽系求人倍率を見ると1.99倍から2.49倍に上昇していることから、これらの進路開拓の取組みの効果はあがっている。

学生に対する平成25(2013)年度の具体的な進路に関する指導等の取組みは、表2-5-3のとおりである。

表2-5-3 進路に関する指導等の取組み状況(平成25(2013)年度)

実施事項	内 容
------	-----

個人面談	個人面談は「学生を知る」ことを念頭に、学生全員を対象として次のとおり実施している。第1・2年次では学生生活及び修学上の状況の把握、第3・4年次では卒業後の進路確認及び就職活動の進捗状況を把握し、一人ひとりに応じた支援を目的とする。
進路・就職ガイダンス	進路・就職について意識の高揚を図るため、学年当初に関連事項のガイダンスを実施する。【資料2-5-4】
課外特別講座	教員採用試験対策では「教職教養」「音楽専門」「論作文」「鍵盤実技」の各講座を、音楽教室講師採用試験対策では「鍵盤実技」「面接指導」の講座を、それぞれ通年で16回実施し、スキルアップを図り試験に臨ませる。【資料2-5-5】
各種セミナー	平成21(2009)年度に文部科学省の「大学改革推進等補助金『大学教育・学生支援推進事業』(学生支援推進プログラム)」に採択された「本学の建学の精神・教育方針の具現活動を通じた就職支援」では、全学年を対象として社会人基礎力の向上を図る「就職支援セミナー」を開講し、多数の参加者を得た。助成事業が終了した平成24(2012)年度から、助成事業3年間のセミナー内容及び学生アンケートを参考とし、音楽大学生向けのセミナーとして、内容を充実し継続している。【資料2-5-6】
教育実習事前指導の前のプレ実習(第3年次生)	第4年次生の教育実習に備え、その事前指導の一層の効果を図るため、練馬区立小・中学校の体験実習や指導補助、また、合唱祭や吹奏楽部・合唱部等の部活動支援等の体験実習を練馬区教育委員会との連携のもと実施する。【資料2-5-7】
就職関連支援	就職課による進路相談、就職相談、模擬面接、エントリーシート・履歴書の書き方等、各種サポートを常時行う。
学内募集説明会	官公庁所属の演奏団体、民間演奏団体、音楽企業の採用担当者を招いて、学内募集説明会を実施する。【資料2-5-8】
業種別ガイダンス	演奏団体、学校教員、音楽教室、一般企業の関連業種に区分して、採用内定を受けた第4年次生により、体験談を説明するパネルディスカッションを実施する。【資料2-5-9】
公務員試験対策	平成25(2013)年度より公務員試験の受験対策を開始した。官公庁所属の演奏団体を受験する学生が多いので、それに対応する問題を作成し、個別に指導を行う。平成23(2011)年度は3人、平成24(2012)年度は4人であった合格者が、平成25(2013)年度においては9人と大幅に増加した。

b. 卒業後の進路の状況

音楽大学の特性から卒業後に個人で演奏活動を行う者や、引続き研鑽を積むために進学、留学をする者が少なくない。本学の平成23(2011)年度から平成25(2013)年度までの3年間について見ると、卒業年次生のうち就職希望者は平均60%程度であり、就職希望者に対する就職率は概ね75%前後で推移している。【資料2-5-10、資料2-5-11】

主な進路の状況は、表2-5-4のとおりである。

表2-5-4 主な進路の状況(平成25(2013)年3月学部卒)

主な進路先	比率(約)
演奏関係	10%
教員	10%
音楽教室講師	10%
一般企業(含:音楽系企業)	17%
研究生・研修員(オペラ研修所研究生/本学研修員)	1%
進学(含:本学別科)	28%
留学	3%
教員採用試験受験準備	3%
留学・進学準備	5%
その他	13%

c. 卒業者に対するキャリア支援

就職課において卒業時の進路状況をデータベース化し、卒業者を対象としたキャリア支援を行っている。平成25(2013)年度に就職課を利用した卒業者は、延べ約600人であった。これらキャリア支援を希望する者には、課外講座や就職支援セミナー、教員採用二次試験

対策等を実施している。また、留学から帰国した者へのサポートも重視している。

また、本学は「武蔵野音楽大学研修員委嘱についての内規」に則り、原則として本学卒業生・修了者を対象に募集し、応募者に対する面接試験及び実技審査を行い、「武蔵野音楽学園人事委員会」（以下「人事委員会」という。）の議を経て研修員を採用している。研修員は合唱、合奏、指揮等の授業において、担当教員の指示のもと伴奏を行うほか、管弦楽、管打楽器合奏、合唱等の本学が主催する演奏会に演奏者として指名される。これらの場を通して実技能力を高め、キャリア形成の機会としている。【資料2-5-12】

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

これまで就職支援先の開拓を、演奏関係や教育関係、音楽系企業、アートマネジメント関係等に多く求めてきたが、音楽を専門とする業界からの求人の減少という今日の社会環境の変化の中で、就職率をさらに改善・向上させるためには、求人業種の対象の拡大を図る必要がある。幸い、近年はさまざまな分野の企業が、音楽の素養を持つ人材を求めてきており、これを機会に、一般企業の就職先の開拓をこれまで以上に積極的に行う。

本学は、進路・就職に関する指導を学生部が中心となり、学務部、演奏部、そして担任教員等が密接に連携を図り行っているが、なお一層の指導の効果を上げるために、進路・就職に係わる各種の施策について審議する機関として、「進路・就職委員会(仮称)」の設置を検討する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、教育目的に基づき「2-4-①」(P.32)に記述したとおり、学部・研究科ごとに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。この方針に則り、教授会において第3年次への進級判定、卒業判定を、研究科委員会において修了判定を厳正に行い、教育目的の達成状況を確認している。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、この方針に沿って開講する授業科目のシラバスに、それぞれの科目ごとの到達目標を定めている。成績評価にあたっては、この目標に基づき「2-4-①」(P.33)に記述した評価基準に従って評価することとしている。このことから学部には卒業要件を、研究科には修了要件を満たしていれば、すなわち目的を達成しているものと判定している。

「4-1-③」(P.80)に記述するとおり「アンケート調査」には、上記の開講科目のすべてを対象として、教育目的の達成状況に関する設問を設けており、この結果からも教育目的の達成状況を点検・確認し評価している。

本学の教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発の主な取組みは、以下のとおりである。

A. 「アンケート調査」の実施

「4-1-③」(P.80)に記述するとおり、本学では、平成15(2003)年度から「アンケート調査」をクラス授業と専攻実技ごとに行い、その結果を、実施年度ごとに報告書「学生による授業評価アンケート実施報告書」として刊行している。

「アンケート調査」における、教員に対する総合評価に占める評価値を分析し、教育目的の達成状況を把握している。平成19(2007)年度以降に実施した、「アンケート調査」における評価値（5段階評価）の高評価5と4の合計比率は、表2-6-1のとおりであり向上がみられる。【資料2-6-1】

表2-6-1 教員に対する総合評価5と4の合計の比率

区 分	平成19年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
専攻実技	93.8%		94.1%		(実施予定)
クラス授業	81.4%	83.9%		85.0%	

B. 「学生満足度調査」の実施

本学では、第3・4年次生を対象とした「学生満足度調査」を実施している。この調査は、専攻実技及び専門科目の授業に対する学生の満足度を問うとともに、教育環境(施設設備、学生相談等)、学生自身の1日あたりの平均学修時間等について問いかけている。また、自由記述欄も設けており、「アンケート調査」と併せて教育目的の達成状況を把握している。

平成24(2012)年度以降に実施した、「学生満足度調査」における評価値（5段階評価）の高評価5と4の合計比率は、表2-6-2のとおりである。【資料2-6-2】

表2-6-2 総合評価5と4の合計の比率

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4年次	70.6%	67.9%	平成27年3月実施
第3年次			65.3%

C. 資格取得状況

「2-2-②」(P.24)に記述したとおり、本学で取得できる公的資格は、教育職員免許状と学芸員である。学生の学修意欲が具体的に反映した結果として、平成25(2013)年度学部卒業生においては、教員免許課程では対象となる学科の約70%が教育職員免許状を取得し、学芸員課程では対象となる学科の約75%が学芸員の資格を取得している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「アンケート調査」の結果について、各アンケート項目の評価平均値等を分析し、以下

のとおり教育内容・方法や学修指導等の改善に役立てている。

平成25(2013)年度に実施した「アンケート調査」は、授業のクラスごとに行い、「教員に対する設問」9項目と「学生自身に対する設問」6項目に区分し、5段階評価による回答を求めている。

アンケートの回答は、授業を担当する教員ごとに集計し、当該教員が担当する科目のクラス別の集計表と、担当するすべての科目を合わせた集計表の2つに整理する。この集計結果と前回実施した「アンケート調査」の集計結果を当該教員に通知し、所見を求める。この所見を教育内容・方法及び学修指導等の改善に活かし、具体的には担当科目ごとのシラバス等に反映させている。さらに、アンケート結果は部会ごとに点検・評価を行い、「FD委員会」において部会ごとに改善策を発表・討議し、相互に共有しながら教育指導にフィードバックしている。

この取組みにより、「アンケート調査」結果の全体の評価が向上していることから、各担当教員が自身に対する「アンケート調査」の結果を参考にして、教育内容・方法等の改善に努めていることを示している。また、この取組みは、他の部会の活動状況の把握にもつながり、部会相互の啓発にも役立っている。【資料2-6-3】

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

「表2-6-1」(P.40)で示したとおり、総合評価で見ると「アンケート調査」の実施ごとに、専攻実技及びクラス授業ともに、教育内容・方法等の改善・向上が図られているが、一方で個別的な評価項目を見ると特に評価の低い項目があり、これらについて、今後重点的に各部会や「FD委員会」等で検討し、さらに改善・向上を図る。

「学生満足度調査」では、大学に対する満足度の設問と、新たに設けた学生自身の1日あたりの平均学修時間の設問により調査しているので、その結果を分析し各部会にフィードバックして、教育内容・方法のさらなる改善・向上に活用するとともに、学生に対しては、さまざまな機会を通して十分な学修時間を確保するよう指導を行う。さらに、自由記述欄に記述されている要望については、関係部会等にフィードバックし必要な処置・改善を行う。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援体制

本学では、学生生活全般に係わる事項を扱う委員会等の組織として、「厚生補導委員会」「課外活動委員会」「奨学生選考委員会」「衛生委員会」「ハラスメント防止対策委員会」「カウンセリング制度」並びに「奨学金返還免除候補者選考委員会」等を設けている。それぞれの委員会等が規則に従い会議を開催し、学生生活全般に係わる支援・指導等の案件を審議している。委員会等での決定事項は、学生部と関係部署（学務部・演奏部・総務部・経理部・管理部等）の連携のもとに適切に処理される。【資料2-7-1～資料2-7-7】

学生部は、上記委員会等の決定事項に対する処理のほか、厚生補導、課外活動、学生保険、授業料の分納・延納、学寮、保健管理、奨学金、介護等体験、教育実習、学生相談、休学者・退学者・留年者・成績不良者への対応、証明書発行等の業務を、関係する他部署と密接に連携して行っている。【資料2-7-6、資料2-7-8】

B. 健康相談、心的支援、生活相談

本学では、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう「事務規則」の定めに従い、学生部所掌のもとに「保健室」及び「学生相談室」を設置している。「保健室」には保健担当職員を配置し、定期健康診断を計画実施（医師の手配は総務部、会場の設営は管理部と連携）して、学生の健康管理に当たっている。学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・怪我等に対しては応急対応を行い、医師による診断や治療が必要な場合には、校医ほか近隣の医療機関と連携し対処している。

また、「学校保健安全法」に従い、全学生を対象とした定期健康診断を実施しているが、平成23(2011)年度から平成25(2013)年度における受診率の平均は96%を超えており、学生の健康管理に対する意識は高い。「保健室」の開室時間は、原則平日8:20から16:50まで、土曜日は8:20から14:20までである。【資料2-7-6、資料2-7-9】

「両キャンパス」の「学生相談室」には、それぞれ教員2人をカウンセラーとして所定日時に配置し、学生からのさまざまな相談への対応や問題解決のための助言を行っている。【資料2-7-10】

学生からの自主的な相談以外に、新入生に対する個別面談、介護等体験の個別指導、教育実習関係の個別指導等を積極的に実施し、学生が当面する問題の早期発見と迅速な対応並びに問題解決に努めている。また、休学者・留年者・成績不良者及び退学を考えている者への対応は、学務部と学生部が連携して行っている。【資料2-7-11】

C. 奨学制度等による経済的支援

a. 奨学金制度

本学では、創立者福井直秋からの寄附金、その他学生の奨学を目的として寄附された金品を基金として、昭和41(1966)年から全額返還義務のない本学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。奨学金の種類は、表2-7-1のとおりである。この奨学金には、「第1種」から「第4種」の各奨学金、平成21(2009)年に新設された新入生に対して給付する「学修奨励金」、平成26(2014)年新設の家計の急変により学業継続が困難になった学生に給付する「経済的困窮者支援」の奨学金がある。奨学生の選考は、「第1種」から「第3種」については前年度の成績が優秀で、かつ全学生の模範となる学生に対し、「第4種」について

は音楽的、学術的、社会的な活動において、特に顕著な成果を挙げた学生に対し、「学修奨励金」については、入学試験の成績が特に優秀な新1年次生に対し、さらに、「経済的困窮者支援」の奨学金については、学生本人の申請に対して、いずれも「奨学生選考委員会」の選考を経て教授会の承認を受けた後、学長が決定する。

平成25(2013)年度に「福井直秋奨学金」の支給を受けた学生数は70人であった。

【資料2-7-3】

表2-7-1 福井直秋記念奨学金種類 平成26(2014)年度

種 類	選 考 等	備 考
第1種奨学金	学業全般に優れ全学生の模範となり 前年度の成績が優秀な学生	博士後期課程 年額10万円 修士課程 年額22万円 学部 年額20万円
第2種奨学金	学業全般に優れ全学生の模範となり 前年度の成績が特に優秀な学生	学部2～4年次生授業料の全額
第3種奨学金	学業全般に優れ全学生の模範となり 前年度の成績が優秀な外国人留学生	外国人留学生 授業料の1/3相当額
第4種奨学金	音楽的、学術的または社会的な活動において、特に顕著な成果を挙げた学生	年額30万円
学修奨励金	入学試験において特に優秀な成績をおさめた学生	新1年次生
経済的困窮者支援	家計の急変により学業継続が困難になった学生	申請者の中から選考 最高20万円 平成26(2014)年度新設

上記のほか、日本学生支援機構の奨学金、また、地方公共団体や財団法人等の奨学金の該当者については、学務部からの出席状況等の資料をもとに学生部がきめ細かく相談に対応し指導を行うとともに、申請に関する手続きを行っている。その結果、全学生の約3割が日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人等の奨学金を受給している。

b. 学費等減免制度

自然災害で被害を受けた学生の学費を減免することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学生の奨学に資するために「自然災害罹災時の学費減免内規」を制定している。事務手続きは学生部・経理部の連携による。平成23(2011)年度から平成25(2013)年度の間、本制度により減免を受けた学生数は延べ76人である。【資料2-7-12】

本学では、経済的に就学困難な私費外国人留学生の授業料の一部を減免し、経済的負担を軽減するとともに国際交流に資する目的で、一部公費助成対象となる「私費外国人留学生授業料減免規程」を制定している。学生部・学務部・経理部の連携で事務手続きが行われ、平成25(2013)年度に本制度により減免を受けた学生は13人である。【資料2-7-13】

休学者・留年者・卒業保留者の経済的負担の軽減を図るために、本学では「休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則」に従い、未修得単位数等に応じて授業料の減免を行っている。事務手続きは学生部・学務部・経理部が連携して行っている。【資料2-7-14】

c. TA (Teaching Assistant) 制度

「2-3-①」(P.29)に記述したとおり、大学院生を対象とした TA 制度を設け、TA に従事

した学生に対し「TA 手当」を支給し、経済的支援を行っている。【資料2-7-15】

D. 課外活動支援

本学の教育方針の一つである「人間形成」教育にとって、学生の自主的活動である課外活動の重要性は「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」第3項(P.3)に記述したとおりである。

本学では、この課外活動を、専門分野等に係わる知識や技能の補完及び伸長の場合、また、学生同士の信頼関係を築く場としてとらえ、学友会、部・同好会などの課外活動全般が円滑に行えるよう、学生部を中心に関係部署の協力を得て積極的に支援している。

具体的な支援の内容は、大学施設設備の無償での提供（学友会室、部室、教室、ホール等）、部・同好会それぞれに本学専任教職員を顧問として委嘱、また、課外活動助成金の支給などを行っている。【資料2-7-16、資料2-7-17】

E. 学生寮

本学では、入間キャンパス内に女子学生寮「武蔵野ハイム」（収容定員364人）、男子学生寮「愛水寮」（同68人）、江古田キャンパスの近隣に女子学生寮「むらさき寮」（同162人）を設置し、選考により入寮希望者を受入れている。本学では、学生寮を重要な「人間形成」教育の場であると考え、各寮に常時専任の職員を配置して、入寮生の生活全般にわたる指導や支援にあたっている。学寮生活は、安価な寮費により学生の経済的負担を軽減するとともに、安全・安心が確保されている。また、音楽大学の学生にとっては総じて練習が騒音の問題につながるが、本学の寮においては防音機能のある実技練習室が整備されているため、この件についての心配は不要である。【資料2-7-18】

なお、「むらさき寮」は「プロジェクト」の進行に伴い、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度まで入寮生の募集を行わない。

F. 留学生、編入生への支援

毎学年、年度当初に留学生及び編入生に対して研修を兼ねた懇談会を開催し、学務部・学生部・演奏部等の連携により、留学生・編入生が当面する学修上、生活上の問題解決に、きめ細かな対応をしている。さらに、個々の留学生に対し担当職員を決め、マンツーマンの支援を行っている。【資料2-7-19】

G. 介護等体験、教育実習の事前・事後指導を通じた学生支援

本学では、中学校の教育職員免許状取得に必要な、特別支援学校及び社会福祉施設における介護等体験のため、それぞれにガイダンス・個別指導を行う。この指導では、特別支援学校の生徒、社会福祉施設の利用者に対する接し方、人権、安全、プライバシー保護に関する意識等を細かく説明し、理解を深めさせる。

また、教育実習の事前・事後の指導についても同様、事務手続きに遺漏のないよう、実習先への事前連絡から礼状の書き方等まできめ細かく指導する。【資料2-7-20、資料2-7-21】

H. プレ実習（練馬区教育委員会との連携により練馬区内の小・中学校で行う実習体験）

学部第4年次に行う教育実習にそなえ、事前指導の一層の効果を図るため、練馬区教育

委員会との連携のもと、3年次生を対象に練馬区立小・中学校の体験実習や指導補助、また、合唱祭や吹奏楽部・合唱部等の部活動支援等の体験実習を実施している。【資料2-7-22】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

A. 意見・要望を把握するシステム

a. 「個人レッスン」担当教員による意見・要望等の把握

レッスン担当教員と学生との間には、個人指導という授業形態から自ずと親密な人間関係が育まれる。このような関係をもとに学生から各教員に出される意見・要望は、履修上の要望等については学務部が、学生生活上の要望等については学生部が受付け、関係部署との連携により検討・処理された後、必要に応じて各委員会に諮られる。

b. 学生部等による意見・要望等の把握

学生部は、学生との個人面談、保健室・学生相談室等での個別相談、また、学生部の窓口等での対応の機会をとらえて、学生の意見・要望を聞き取り学生支援（サービス）に活かしている。加えて、学生が組織する学友会執行部、クラブ連絡会（部・同好会組織）、「ミュージックフェスティバル（学園祭）実行委員会」、学寮委員会（寮生代表者による組織）等から学生生活についてのさまざまな意見・要望を把握している。また、学務部が実施する「学生満足度調査」、学友会執行部等へのアンケート調査等を参考に、学生の幅広い意見・要望を把握している。【資料2-7-11、資料2-7-23、資料2-7-24】

B. 意見・要望の分析・検討結果の活用

意見・要望等の内容は、単位の認定方法や授業について、教職員との関わり、施設設備、課外活動等について大学に期待すること、進路支援、経済的問題等多岐にわたる。これらの意見・要望は多くの場合、学生との連絡会や個別相談の場で問題の解決が図られるが、必要に応じて関係部署、関係委員会に諮り、学生サービスの改善につなげている。学生からの要望が具現化されたものとして、自動販売機の増設、学生部の職員による学内巡回（安全の確保）、新入生に対する公開クラブ活動、寮食に対する所見の活用、コミュニケーションメモ（職員と寮生の対話を記録し、寮生の生活支援に活かす）等がある。

【資料2-7-25】

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

将来に対する不安、精神的な悩み、コミュニケーション不足による孤立感、教員との人間関係等、学生が抱えているさまざまな不安は、現在行っているカウンセリングや個別相談等の対面のみでは、必ずしも的確に把握することが難しい。このため、現在行っている「学生満足度調査」を活用し、この学生の本音を的確に把握できるような調査項目の充実について検討する。

その結果をもとに必要な検討を行い、学生サービスの改善・向上を図るよう、厚生補導委員会の活動をさらに活性化する。検討に際しては、学生の要望等を安易に受入れるのではなく、社会人として必要な良識等を踏まえた上で適切に対応し指導を行う。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

A. 教育課程の運営のための教員の確保と配置

a. 学部

学部は、7学科2課程により構成され、それぞれの学科・課程の教育目的を達成するために必要な教員を配置しており、大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

学部教員配置の状況は、表2-8-1のとおりである。【資料2-8-1】

表2-8-1 学部教員数配置状況（平成26(2014)年5月1日現在）

（単位：人）

学科（専修）	収容定員	専任教員数				設置基準上必要専任教員数	兼任教員数	兼任教員数(b)	教員合計(a)+(b)
		教授	准教授	講師	計(a)				
器楽学科	965	17	12	7	36(※6)	12	67(※4)	225(※3)	331(※13)
声楽学科	265	8	5	3	16	7			
作曲学科	20	3	2	2	7	5			
音楽学学科	20	3	0	2	5	5			
音楽教育学科	95	3	1	2	6	5			
ヴィルトゥオーソ学科	80	7	2	1	10(※2)	5			
音楽環境運営学科	95	4	0	3	7	5			
共通教育 （教養、外国語、体育）		6	3	4	13(※2)				
共通基礎専門科目 （ソルフェージュ、指揮）		3	2	1	6				
教員免許課程		0	0	0	0				
学芸員課程		0	0	0	0				
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数						18			
学部計	1,540	54	27	25	106(※10)	62	67(※4)	225(※3)	331(※13)

（注1）：（※）内の数値は外国人数員の数で内数である。

（注2）：専任教員のうち授業を担当していない教員3人（器楽学科：教授2人、音楽環境運営学科：1人）を含む。

b. 研究科

研究科は、学部の5学科を基礎とし、器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5専攻を有

する修士課程と、1専攻のもとに5研究領域を有する博士後期課程で構成され、それぞれの課程・専攻の教育目的を達成するために必要な教員を配置しており、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。【資料2-8-2】

研究科教員配置の状況は、表2-8-2のとおりである。

表2-8-2 研究科教員配置状況（平成26(2014)年5月1日現在）（単位：人）

専攻（領域）		収容定員	研究指導教員等				設置基準上必要教員数	兼任教員数(b)	教員合計(a)+(b)
			教授	准教授	講師	計(a)			
修士課程	器楽専攻	58	22	10	1	33	6	60	155
	声楽専攻	40	10	6	2	18	5		
	作曲専攻	4	2	2	2	6	3		
	音楽学専攻	8	3	0	1	4	3		
	音楽教育専攻	20	3	1	1	5	2		
	計	130	40	19	7	66	(※)30		
博士後期課程	音楽専攻(5研究領域)	30	22	4	3	29	9	60	155
	計	30	22	4	3	29	(※)14		
研究科計		160	62	23	10	95	44	60	155

(注1)：「設置基準上必要教員数」は、「大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」（平成11年9月14日文部省告示第175号）別表第1による研究指導教員・研究指導補助教員である。

(注2)：(※)の数字は、同別表第3による研究指導教員・研究指導補助教員の修士課程11人、博士後期課程5人を含む。

B. 教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

音楽大学の特性として、専攻楽器や声楽の声域による専門性などにより、専攻実技の種類が多種多様にわたっているため、個人指導である実技科目を担当する多くの教員を必要とする。また、科目によっては学生数が限られており、かつ、学年によって数の変動が大きいので、多数の兼任教員を配置し対応している。

表2-8-3 教員年齢別の構成（平成26(2014)年5月1日現在）

区分	専任・兼任	61歳以上	51歳～60歳	41歳～50歳	31歳～40歳	30歳以下	専兼比率
学部	専任	人	48	38	20	0	32.0%
		%	45.3	35.8	18.9	0	
	兼任	人	80	66	50	27	68.0%
		%	35.6	29.3	22.2	12.0	
	計	人	128	104	70	27	
		%	38.7	31.4	21.1	8.2	
研究科	専任	人	35	29	11	0	55.6%
		%	46.7	38.6	14.7	0	
	兼任	人	24	23	8	5	44.4%
		%	40.0	38.4	13.3	8.3	
	計	人	59	52	19	5	
		%	43.7	38.5	14.1	3.7	

これを表2-8-3の年齢域でみると、専任教員の61歳以上の占める割合が多く、また、比較的若年域の兼任教員が多い。これは、この年齢域の教員が演奏を主な活動とする世代であるため、演奏の機会が多い者、演奏団体等に本務を置くような人材を採用しているためで

ある。従って、専任・兼任を合わせた年代別の分布をみれば、概ねバランスのとれたものとなっている。【資料2-8-3】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

A. 教員の採用・昇任等

a. 教員の任免

学校法人武蔵野音楽学園は教員の任免について、「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」(以下「任免規程」という。))の中で、「「建学の精神」及び「教育の理念」を理解し、法人の使命・目的の達成に貢献できる人材を確保する。」と方針を示し、「任免規程」及び「武蔵野音楽学園就業規則」第4章「任免」において、任免の手続き及び基準等を明確に定めている。【資料2-8-4、資料2-8-5】

b. 教員の採用・昇任の方法

教員の採用及び昇任は、「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」にあるように、面接等の成績及び勤務成績等、すなわち人物、知識、技能、業績、健康並びに法人の教育・運営に対する貢献度等に基づき、原則として4月1日付で次の手続きにより行っている。

- ① 教員の所属する学科長その他関係者の意見を聞き予定者を選出する。
- ② 予定者について「人事委員会」に諮る。「人事委員会」は、面接等の成績及び勤務成績等を勘案し、候補者を限定する。この際、採用人事に関しては、面接（必要により技術試験及び筆記試験を加える。）を行う。
- ③ ②の結果を「武蔵野音楽学園運営協議委員会」においてさらに検討する。
- ④ 教授、准教授、専任講師については、教授会に諮る。
- ⑤ 「人事委員会」で再度審議を行い、理事会提出のための最終原案を固める。
- ⑥ 理事会において最終的に決定する。

【資料2-8-4、資料2-8-6】

専任教員の採用については、実績のある兼任教員からの採用が最も多いが、教育研究の経歴・業績、社会的活動等が特に優れている場合には、推薦・紹介に基づく採用方法をとっている。

B. 教員評価、研修、FD等の教員の資質・能力向上への取組み

a. 教員評価の取組み

本学では、平成15(2003)年度以降、「4-1-③」(P.80)に示すとおり「アンケート調査」を実施している。その評価結果については、学科長、科目等の責任者により、学科等の教員に対する全般的な所見をコメントの形で講評するとともに、教員一人ひとりが自分に対する「アンケート調査」の結果を参考にして、教育内容・方法等の改善を図っている。

b. 教員の研修機会

1. 大学の全教員を対象とする研修会

「1-3-①」(P.12)に記述したとおり、年度当初に「全教員・主任以上会議」を開催し、理事長・学長が、建学の精神、教育方針、新学年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項、自己研鑽並びに研究発表の必要性等について講話を行い、全教員の共通理解を得ることを目的とした研修を行っている。【資料2-8-7】

2. 外国人客員教授による実技研修

本学では、海外から多数の著名な音楽家を、客員教授として招聘している。これらの教授は直接学生の指導を担当するほか、音楽実技並びに指導法の向上を図るため、若手教員の研修も担当している。また、学生が「個人レッスン」を受講する際、その担当教員は客員教授が行う「個人レッスン」を聴講することができる。聴講の機会を得た教員は、終了に当たって研修成果をレポートとしてまとめ、指導力向上の資としている。

3. 公開講座等を利用した研修

本学において多数実施している公開講座や演奏会等は表2-8-4のとおりであり、学生の学修に資することはもちろんのこと、教員に対しても参加や聴講を求め、実技の指導並びに演奏活動等に資するための研修の機会としている。

表2-8-4 平成25(2013)年度公開講座及び主要演奏会の実施状況

開催日	講座名称等	開催場所
平成25.5.21	クルト・グントナー（ヴァイオリン）&藤原由紀乃（ピアノ） デュオ・リサイタル	本学ベートーヴェンホール
平成25.6.7	エレナ・オブラスツォワ メゾ・ソプラノ・リサイタル	本学ベートーヴェンホール
平成25.6.11	ロバート・ダヴィドヴィッチ（ヴァイオリン）室内楽の夕べ	本学ベートーヴェンホール
平成25.7.3	ケマル・ゲキチ ピアノ・リサイタル	本学ベートーヴェンホール
平成25.9.30	武蔵野音楽大学室内合唱団演奏会 指揮：栗山文昭（本学教員）	本学ベートーヴェンホール
平成25.10.8	武蔵野音楽大学教員による室内楽コンサート ピアノ：小池ちとせ ヴァイオリン：深山尚久 ヴィオラ：安富洋 チェロ：三宅進 コントラバス：ツオルト・ティバイ	本学ベートーヴェンホール
平成25.10.30	ペーター・ヤブロンスキー ピアノ公開講座 ～インタビュー&マスタークラス～	本学ベートーヴェンホール
平成25.10.31	アルベルト・ライマン&アクセル・パウニ公開講座 ～現代歌曲ライマン氏の作品を中心に～	本学ベートーヴェンホール

4. 学外の研修会への参加、講師としての派遣

教員の専門分野に係わるセミナー、フォーラム、シンポジウム等への出席、学外団体が企画する研修会への参加、また、文化庁、教育研究組織、他大学・高等学校等からの依頼に基づく委員や講師の派遣を行い、これらの機会は新しい教育情報の収集に役立っている。

【資料2-8-8】

5. 学外教育研究機関への入学

音楽環境運営学科の専任講師1人を、平成25(2013)年度から「政策研究大学院大学」の

修士課程（文化政策プログラム）に入学させ、文化に係わる政策の分析・評価、企画・立案等に携わる高度な知識・能力をもつ教員として育成している。

6. 海外研究員等の派遣

本学では、「武蔵野音楽大学在外研究員規程」に基づき、専任教員を主としてヨーロッパ、アメリカ等に派遣し、教育研究及び教育運営上の諸活動の能力向上を図っている。なお、この派遣事業については、日本私立学校振興・共済事業団所管の私立大学等経常費補助金特別補助を受けている。そのほか、音楽を世界のあらゆる年代層の教育において促進させることを主な目的とする「国際音楽教育協会(ISME(The International Society for Music Education))」の会議に教員を派遣し、研修を深めている。【資料2-8-9、資料2-8-10】

c. FD の取組み

1. FD 活動

本学は、平成20(2008)年度に、本学の教育方針及び教育目標に基づき、教員の授業、研究指導の内容及び方法の改善を図ることを目的とする「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」を定め、同規程に基づき「FD 委員会」を設置した。「FD 委員会」は、学長、総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長及び図書館長・楽器博物館長、部会長を兼ねる7学科長、弦楽器、管楽器、打楽器、ソルフェージュ、外国語、教養・体育、指揮の14の各部会長、そのほか理事長が委嘱する教職員をもって組織され、設置以降継続的、組織的な FD 活動を実施している。「FD 委員会」は各部会の活動を通して、FD 推進の年度計画、実施、評価、FD 成果の授業及び研究指導への反映等について運営の責を担っており、各部会は「FD 委員会」において、自ら取組む FD 活動の状況を部会長が報告（発表）・質疑応答を行うことにより、部会間の共通課題等について情報の共有を図り、教員の教育力向上に反映している。【資料2-8-11、資料2-8-12】

2. 各学科・科目等会議の開催

上述した学科・科目ごとの14の部会は、具体的 FD 活動として年数回の会議を開催し、その中で各学科・科目特有の指導法等の課題、授業進度の調整、教材、試験に関すること、授業の評価に関すること、各種演奏会に関すること等を、それぞれの部会の計画に従って討議・検討することにより、教育内容・方法の質の向上を図っている。【資料2-8-13】

d. 教員の研究活動

1. 研究活動に関する規程等の整備

研究活動の活性化と研究に係わる経費の適正な取扱いを目的として、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規程」、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学研究紀要規程」等の規程を定め、諸条件を整備している。【資料2-8-14】

2. 教員の研究活動と支援体制

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の採択に関する「芸術学」についての審

査は、従前、補助金審査上の基礎となる「分科細目表」において、分科「哲学」の中に位置づけられていたが、平成20(2008)年度の科研費の制度改正により、分科「哲学」と同格に位置づけられた。従って、芸術系の研究申請については以前よりも採択が容易な環境となり、これを契機として本学においても科研費に関する研修会を開催し、積極的に科研費の申請を目指すよう啓蒙しており、本学の採択数も増減はあるものの漸増の傾向にある。

なお、科研費に対する事務支援は、総務部を中心として、図書館、経理部、管理部が連携し、その応募手続き、執行、物品等の管理等、研究活動に必要な付帯事務の一切を密接に支援している。【資料2-8-15、資料2-8-16】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、教育方針の一つである「人間形成」の具現化にとって不可欠な科目として、教養科目を全学科に共通の教育課程の一部としている。これらの科目を運営する組織として、「教養・体育部会」を置き、部会長を中心に当該部会に所属する教員が担当する科目や教育内容等の諸問題について検討を行っている。部会の枠を越えて検討すべき案件が発生した場合は、その内容に応じ「学務委員会」等の諸委員会で全学的な見地から検討がなされ、「武蔵野音楽大学運営委員会」に諮り、必要に応じ教授会において審議されることから、教養教育実施のための体制は整備されている。【資料2-8-17】

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、近年、専任教員の年齢構成について各年齢域のバランスが徐々に改善されてはいるものの、61歳以上の年齢域に占める割合が高いことは否定できない。このため、今後、教育上の必要性和、将来の後継者育成の必要性的の両面から慎重に検討を行い、平成27(2015)年度からは入間キャンパスにおいて、平成29(2017)年度以降は江古田の新キャンパスにおいて本学の授業が統合されることにより、総授業時間数が漸次削減される時を機会に、定年延長及び新任採用についての適切な管理を図り、年齢構成のバランスの改善を目指す。

教員の資質・能力向上への取組みについては「アンケート調査」の結果、特に教育内容・方法等の改善が求められる教員について、引続きその改善・向上のための方策を「自己点検・評価委員会」及び「FD委員会」等において検討していく。また、公開講座や演奏会を今後も活発に企画・開催し、教員参加の拡大を図って教員の教育力、指導力、実技能力の向上に資する。さらに、教員の研究活動を一層活性化し、科研費の研究申請について、現在の学科担当教員中心の申請から、実技担当教員の申請についても拡大を図る。

教養教育実施のための体制は、「2-8-③」(P.51)で記述したとおり整備されているが、平成25(2013)年度から平成26(2014)年度にかけて、音楽学部の目的、各学科の目的、3つのポリシー等を見直し再設定したので、これら一連の目的等と照らし「本学の教養教育の在り方」について、教養・体育部会を中心として専任の担当者を指定し、平成26(2014)年から検討を開始した。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の「両キャンパス」は、同一キャンパスとして設置認可を得た。

「両キャンパス」の校地面積は39万6,579㎡を有し、大学設置基準における必要な校地面積15,400㎡を十分に満たしている。また校舎面積は39,875㎡を有し、設置基準の必要面積12,776㎡を十分に満たしている。

「両キャンパス」の校地及び校舎の面積は、表2-9-1のとおりである。

表2-9-1 校地面積、校舎面積（平成26(2014)年5月1日現在）

校地	収容人員 (人)	校地面積 (㎡)	設置基準上の 必要面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	設置基準上の 必要面積 (㎡)
江古田	1,540	12,259	15,400	18,843	12,776
入間		384,320		21,032	
計	1,540	396,579	15,400	39,875	12,776

(注)：江古田キャンパス駐車場等を除く

A. 教室（講義室等）

「両キャンパス」には、教育研究に必要なグランドピアノ及びCD・DVD等のAV機器等を備えた大・中・小教室、演習室等を設置し、さまざまな履修者の規模に対応できるよう備えている。これらの施設は課外活動やアンサンブルの練習等、学生の自主研究にも使用している。【資料2-9-1】

B. 研究室

教育環境の充実を図るため、学部・研究科の専攻実技を担当する教員には、研究及び「個人レッスン」のための音楽実技研究室を設けている。これらの研究室には、用途によりグランドピアノ、譜面台、姿見等を備えている。また、クラス授業を担当する教員には、共同研究室を設置している。【資料2-9-2】

C. 練習室（学生自習室）

「両キャンパス」には計277室（江古田90室・入間187室）の練習室を設置しており、ピアノ専用の練習室には、原則としてグランドピアノを配置している。楽器の専攻や用途により譜面台、姿見等の備品を備え、練習の成果が上がるように配慮をしている。

また、ピアノの調律は、常駐する調律師によって定期的にメンテナンスを行い、夏期の休暇等には、授業期間中にはできない部品の交換や調整を実施している。調律はピアノの

使用頻度に基づいた周期で実施しており、教室は原則3ヶ月、音楽実技研究室は2ヶ月、練習室は1.5ヶ月で実施し万全を期している。【資料2-9-1】

D. 楽器の管理等

本学において教育研究に供する楽器は、貴重な教具・教材であり、空調機、除湿機、加湿器を備えた楽器保管庫において、常に良好な状態で維持、保管している。

また、各ホール、音楽実技研究室、練習室などには、教育研究に支障がないよう十分な種類、数量の楽器を確保しており、保有する楽器（ピアノ、ハープ等を含む）の総数は3,680点に及んでいる。

平成26(2014)年5月1日現在の楽器保有状況は、表2-9-2のとおりである。

表2-9-2 楽器保有状況 平成26(2014)年5月1日現在

楽器種別		江古田	入間	多摩	学舎他	合計
ピアノ	コンサートグランドピアノ	5	3	1	0	9
	グランドピアノ	190	228	17	42	477
	アップライトピアノ	41	56	0	27	124
	ピアノ計	236	287	18	69	610
ハープ		4	5	0	0	9
コンサートオルガン等		4	3	0	0	7
木管楽器		250	142	11	0	403
金管楽器		118	52	0	0	170
弦楽器		105	88	10	0	203
打楽器		1,421	691	163	0	2,275
電子楽器		2	1	0	0	3
合 計		2,140	1,269	202	69	3,680

(注)：学舎の欄は学舎、女子学寮、軽井沢高原研修センターの合計

E. コンサートホール

本学では、「大学における学業研鑽の成果として、本物のホールでの響きを体験させ、社会に送り出したい」との創立者福井直秋の強い思いから、昭和34(1959)年、いち早くコンサートホールの建設に着手した。本学は、楽聖の名を冠した4つの本格的なコンサートホール「ベートーヴェンホール（江古田キャンパス）」、「モーツァルトホール（江古田キャンパス）」、「バッハザール（入間キャンパス）」、「シューベルトホール（東京都多摩市）（武蔵野音楽大学パルナソス多摩）」を保有しているが、これらのコンサートホールにおいて、優れた指導者のもとで演奏体験をもつことは、本学の学生にとって、かけがえのない体験と憧れであり、教育研究上大きな効果を上げている。【資料2-9-1】

F. 図書館・AV(Audio Visual)室

「両キャンパス」には、それぞれ独立した機能を持つ図書館を設置し、楽譜・図書・逐次刊行物などの印刷資料を所蔵している。また、CD・DVDなどのAV資料を所蔵し、視聴することができるAV室を併置している。これら合計約30万点（附属高等学校登録分約6,000点を含む）に及ぶ所蔵資料は、音楽大学図書館として我が国最大級である。

【資料2-9-3、資料2-9-4】

それぞれの図書館の開館時間及び主な館内施設は表2-9-3のとおりである。

表2-9-3 図書館開館時間及び主な館内施設

名称	開館時間	主な館内施設
江古田図書館	平日 8:30～19:00 土曜日 8:30～17:00	閲覧室（120席）、積層式3層書庫 AV 資料庫等
入間図書館	平日 9:00～17:50 土曜日 9:00～14:50	閲覧室（64席）、参考図書室（20席） 積層式6層書庫（AV 資料庫を含む）等

G. 武蔵野音楽大学楽器博物館

武蔵野音楽大学楽器博物館は、我が国最初の楽器博物館として昭和42(1967)年に開館した。所蔵資料は、楽器、楽器附属品、装置・器具類、その他の音楽関係資料の4部門に分類され、その総数は5,600点を超え、我が国最大の楽器博物館として内外に広く知られている。これらの資料は、現在、入間キャンパス楽器博物館と武蔵野音楽大学パルナソス多摩楽器展示室に保管・展示され、学内における授業で使用するほか一般にも無料で公開され、開かれた学園としての役割を果たしている。また、公開日以外にも館員によるガイドツアーを実施しており、文化団体、生涯学習団体や小・中・高等学校・大学の見学、学芸員実習等多くの利用がある。

H. 体育館・運動場体育施設

入間キャンパスに2面の運動場（第1、第2グラウンド）、体育館、体育館更衣室棟、テニスコート（全天候型6面）を設置し、体育実技、課外活動などに使用している。

I. コンピュータ施設等

コンピュータ施設については、教員免許状取得のための必修科目「情報機器の操作」の授業用として、43台のパソコンを備えたコンピュータ教室を設置している。また、主に音楽環境運営学科の授業のためのDTM(Desktop Music)演習室、録音スタジオを設置し、音楽制作及び録音実習に対応している。このほか、各教室に設置するAV機器については、随時必要に応じ新機種に更新する。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学で開講する科目は、専門科目、共通基礎専門科目、共通教育の科目に区分しているが、平成26(2014)年度における区分ごとの主要な科目の1クラス平均の履修者数は、表2-9-4に示すとおりである。演習を主とする科目及び外国語科目は1クラス30人程度で実施しており、受講者が過剰となる場合にはクラスを増設して対応し、授業科目ごとの学生数の適切な管理に努めている。

表2-9-4 区分ごとの主要な科目における1クラス平均履修者数（平成26(2014)年5月1日現在）

区分	科目	平均履修者数
専門科目	専攻実技及び副専攻実技（ピアノ）	1対1の実技指導（個人レッスン）
	伴奏法、オーケストラスタディ等	1クラス数人のグループ指導
	管弦楽、管打楽器合奏、合唱、オペラ等	教材として取り上げる曲目の規模・内容等に応じ、クラスを編成する。
共通基礎専門科目	ソルフェージュ	19人（36クラス）
	和声	24人（30クラス）
	西洋音楽史	43人（16クラス）
共通教育の科目	教養科目	37人（39クラス）
	外国語科目	23人（68クラス）
	体育科目	37人（11クラス）

（3）2－9の改善・向上方策（将来計画）

本学では、これまで「両キャンパス」を維持・整備してきたが、さらなる教育研究環境の充実と質の向上を図るため、「3-1-④」（P.59）で詳述するとおり「プロジェクト」を立ち上げ、ベートーヴェンホールを残して、江古田キャンパスのすべての建物を建替えるための計画を目下進めている。

耐震診断は、すべての建物の1次診断を終了しており、江古田キャンパスについては前述のとおり校舎の建替えを計画している。入間キャンパスの2次診断が必要な建物については随時実施してきたが、未実施の2棟については、平成26(2014)年8月に2次診断を実施する。なお、入間キャンパスの第1号館耐震補強工事を平成26(2014)年7月に実施する。

ベートーヴェンホールの音響・照明・舞台機構の保守は、スポット契約によりその都度の点検をしていたが、平成25(2013)年度に保守契約を締結し、年次保守点検を実施することにより保守管理の徹底を図っている。また、キャンパス内建物は、目視点検票により月例の安全点検を実施し必要に応じ改善する。さらに、非構造部材の検査については、平成26(2014)年8月、入間キャンパスの体育館を実施する。【資料2-9-5】

身体障がい者、高齢者のための施策は、「3-1-④」（P.59）に記述するとおり「プロジェクト」の完遂によりすべてが完備される予定である。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災において、本学の被害は軽微であったが、その後専門の業者による調査を行い安全の確保に努めている。「プロジェクト」においては、学生、教職員の安全確保はもとより、近隣住民の一時避難の受入れも考慮に入れて計画している。

【基準2の自己評価】

本学は、建学の精神、目的・使命及び教育目的等に基づき、学部及び研究科ごとに入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、この方針に従い行う全ての入学試験において、複数の試験委員による実技試験、共通科目の試験に加え面接試験を課し、本学の求める学生を選考している。学部学生の充足率の改善は「プロジェクト」の進捗にともない、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度の2年間は、都心から離れた入間キャンパスで全学年の授業を実施せざるを得ない事情により、困難な状況にある。しかしながら、「プロジェクト」の完遂と併せ学科組織の改組について検討中であり、学生の要望に対

応できる新たな教育課程を編成すべく鋭意準備を進めている。また、戦略的に学生募集を行う専門部署「入学センター」も新設したことから、「プロジェクト」の完遂と相まって、入学定員並びに収容定員の充足率は大幅な改善が図られるものと確信している。

教育課程は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学部及び研究科ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育目的に沿って体系的な教育課程を編成している。これらの教育課程に従い履修した科目は、定められた成績評価基準に基づき厳正な評価を行い、単位認定、進級及び卒業・修了認定を行っている。また、教育内容・方法の工夫・開発については、部会ごとのFD活動に加え「アンケート調査」、「学生満足度調査」の結果等も踏まえ、「FD委員会」を中心に検討し教員の資質能力の向上を図り、さらなる充実・改善に取り組んでいる。

学修及び授業の支援、学生サービスについては、TA、オフィスアワー、カウンセリング等の制度を活用し学生の要望や意見も汲み上げ、各種委員会等において教員と職員が協働し充実・改善を図っている。

教員配置については、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を満たしている。また、各クラス授業の履修者数は、授業の特長に合わせ、クラスの増設や定員の設定等により適切に管理している。さらに外国人客員教授による教員の実技研修、公開講座等を利用した研修、国内外への研究員の派遣等により、教員の資質・能力向上への取組みを積極的に行っている。

教育環境についても、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を十分に満たしているが、飛躍的な充実と改善を図るため「プロジェクト」を推進する。

各基準項目に関する上記の記述を総合的に判断し、基準2全体について求められる要件を満たしていると判断する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という。）は、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び組織の基本とする「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務規則」という。）並びに「武蔵野音楽大学教員組織基準」により、法人及びその中に設置される大学の組織と、その組織における職務権限を定めている。

また、組織運営の基本を、「寄附行為」第3条（目的）に、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。

教職員の服務規程として、「武蔵野音楽学園就業規則」（以下「就業規則」という。）、「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」、「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」、「武蔵野音楽学園公益通報者保護規程」、「武蔵野音楽学園利益相反マネジメント規程」等を整備し、研究活動に関しては「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」を定め、これらの規程等に基づき規律と誠実性の維持を図っている。

「寄附行為」を含む諸規程等は、「学校法人武蔵野音楽学園規則集」に編集し、学長室、学務部、学生部、演奏部、図書館、楽器博物館、総務部、管理部、経理部、広報企画室、入学センター（以下「各部署」という。）の事務室、教員研究室等に配布・設置し、全教職員に公開している。

規程等の新設・改訂等については、法令の制定・改正等に基づき、随時検討を行い適切に対応している。【資料3-1-1、資料3-1-2】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成24(2012)年度に作成した、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間を期間とする「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）において、計画の目的を「学校法人武蔵野音楽学園を取り巻く環境と今後予想される様々な状況の変化に対応しつつ、本学園の建学の精神と基本理念ならびに目的・使命に基づき、教育・研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に実現することにより、もって公的な機関として安定的な学園運営の発展を図ることを目的とする」と定めた。この目的・使命の実現のために本計画を「教育研究に関する部門」、「施設設備に関する部門」、「経営基盤に関する部門」の3部門に区分して、各部門において達成すべき中期目標と、実行すべき具体的計画を設定した。従ってこの計画には、教育研究の計画はもとより、本期間において武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）が最も重視し最大の事業としている「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の計画、人事及び財務、業務運営の改善・効率化、学生募集・広報、情報の公表・公開、自己点検・評価等の計画が盛り込まれており、毎年度末には計画の進捗状況を見直し翌年度以降の「学園中期計画」へ反映している。さらに、毎年、本法人の大学、附属高等学校等各機関の重点課題を達成するために、それぞれが取り組む単年度の計画を事業計画として策定し、目標及び計画の達成に取り組んでいる。【資料3-1-3～資料3-1-6】

このように本学は、組織的・継続的に目的・使命の実現のため努力し、積極的に活動に取り組んでいる。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人は、「寄附行為」第3条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い」と記し、関係法令に基づいて法人及び大学をはじめとする各学校を運営することを表明している。そして、大学の設置、運営においては、大学及び大学院設置基準の諸条項を遵守し、「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という。）及び「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）を定めて適切に運営している。さらに、本法人は私立学校振興助成法、学校法人会計基準等に即した内部規程を制定するとともに、法令・基準等の制定・改正等に対しては、適切に対応している。

本法人の業務の決定は理事会において行うことを「寄附行為」第15条に「理事会は、この法人に関わる全ての人事、教学、運営に関する事項を審議決定し、執行する。」と定めている。これらの業務の決定は、上記に述べた諸法令に基づいてなされることはもちろんのこと、同時に、「寄附行為」第5条及び第9条に基づき選任された2人の監事が、必要に応じ理事会に出席し意見を述べ、また決定事項の運営状況を監査することにより、適切性をチェックしている。【資料3-1-1】

そのほか、すべての教職員は、関係諸法令に基づく「就業規則」をはじめとする諸規程に基づき、誠実に業務を遂行することとしている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境保全、安全への配慮

a. 江古田新キャンパスプロジェクトの推進

「プロジェクト」は、平成28(2016)年度末の完遂を目指し、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度の2年間で工事期間として計画を推進中である。これは、長期的展望に基づき、社会情勢・ニーズの変化に対応していくため、従来、江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャンパス（埼玉県入間市）（以下「両キャンパス」という。）で分かれて大学の教育研究を行っていたものを江古田キャンパスに統合し、周囲の環境に一層配慮した教育研究環境を実現するための事業であり、その設計コンセプトや完成予想イメージ図は「武蔵野音楽大学公式ウェブサイト」（以下「本学ウェブサイト」という。）のほか、「MUSASHINO for TOMORROW」、「武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015」等の広報誌に掲載しているとおりである。この「プロジェクト」により、教育研究の機能の高度化が図られた教室や各施設、最適な音響設計がなされたレッスン室、練習室群等を配置するとともに、ベートーヴェンホール、新モーツァルトホール、リサイタルホール（仮称）と、管弦楽、ウィンドアンサンブル、合唱のための各リハーサル室を集中・整備することにより、総合的な演奏環境を再構築する。また、学生生活上のアメニティーの向上や安全面においても、セキュリティの充実、バリアフリーの完備、身体障がい者・視覚障がい者への配慮、防犯・防災の施設設備の高度化、大型楽器移動用エレベーターの設置、その他多くの新しい設備の導入を図る予定である。【資料3-1-7】

b. 現在の状況

本学では施設設備について、各種法令及び関連規則等の安全基準に基づき、適切に維持・管理している。耐震診断並びに耐震補強工事は、「2-9の改善・向上方策（将来計画）」（P.55）に記述したとおり、計画的に行い地震に対する校舎の安全対策を講じている。

アスベストの除去及び飛散防止対策は、平成19(2007)年度の入間キャンパスでの除去工事により完了し、また、学園内の PCB 入り蛍光灯の安定器等は、平成13(2001)年にすべて撤去し、法規に従い学内に安全に保管している。現在、日本環境安全事業株式会社への処理申請手続きが完了している。

定期検査（空気汚染検査、水質検査等）については、法令に従い専門業者に依頼して実施している。その他の空調、消火栓設備等機器類の日常点検は管理部で実施し、安全性の確保に努めている。

熱源の確保について重油に依存する設備を、入間キャンパスで一部残しているものの、安全・環境・省エネの面から、逐次電化方式に変換している。

防災・警備の対策として、「武蔵野音楽学園防災警備規程」（以下「防災警備規程」という。）及び「武蔵野音楽学園防災規程」（以下「防災規程」という。）を定め、警備体制の確立を図るとともに、本法人の内外に発生または発生のおそれがある災害及び緊急事態へ備えている。災害及び緊急事態の発生または発生のおそれがある場合の対応の細部は、「防災規程」に基づき「武蔵野音楽学園防災計画」及び「武蔵野音楽学園消防計画」を別に定めている。この両計画に基づき定期的に避難訓練を行っており、平成25(2013)年12月と平成26(2014)年4月、消防署と連携して火災発生の場合の避難訓練を実施し、学生の避難行動、

教職員の誘導要領等について理解を深めた。

【資料3-1-2、資料3-1-8～資料3-1-11】

「両キャンパス」の警備は、「防災警備規程」に基づき警備会社と年間契約を結び、職員の勤務時間外の警備を委託し、昼夜連続の勤務体制を構築して不審者立ち入りの防止、犯罪や事故防止等、常時警備（施設設備の安全点検を含む）に努めている。

学生に対する危機対策として、本学は、教育研究活動中の学生が不慮の事故や災害事故により死亡または受傷した場合、あるいは物損に備え、学生全員を本法人の負担において「学生教育研究災害傷害保険」、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」に一括加入させている。学生の事故防止対策としては、入学時に配布する冊子「学生生活」に「生活上の注意」としてさまざまな問題に対する注意事項を掲載している。また、「災害緊急時の対応一イザという時のために一」を携帯させ、緊急時の心がけを指導している。

【資料3-1-12、資料3-1-13】

B. 人権への配慮

人権については、「3-1-①」(P.57)で記述したとおり、関係法令に則りセクシャル、アカデミック、パワーの各ハラスメントに関する「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」、「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」その他労働関係諸規程を整備し、人権の保護について適切な管理を行っている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、平成22(2010)年6月15日に公布された「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」で公表すべき情報が明確にされ、教育情報の公表を一層促進することが謳われた。本学はこの省令に則るとともに、同年7月20日に日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会から出された「大学法人の財務・経営情報の公開について中間報告」を参考として、省令で示された公表すべき義務項目、その他幅広い情報項目を加え、「事業報告」の形で平成23(2011)年度から本学ウェブサイトで公表している。

財務情報の公開については、私立学校法の改正により、平成16(2004)年度から決算の計算書類の公開が義務づけられたことに伴い、「武蔵野音楽学園財務情報閲覧規程」を制定し、平成16(2004)年度の計算書類から経理部において閲覧の用に供するとともに、官報に掲載し公開してきたが、平成22(2010)年度から本学ウェブサイトに掲載し、平成23(2011)年度からは教育情報の公表とともに「事業報告」の形で掲載し公開している。

【資料3-1-14、資料3-1-15】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

日本私立大学団体連合会の「私立大学経営倫理綱領」(平成20年4月18日)にあるように、大学が公的機関として社会的責務を果たすためには、管理運営体制、教学運営体制を的確に構築して、組織倫理や社会規範の遵守を確実に実践していかなければならない。そのために、倫理に関する諸規程については、法令等の制定・改正その他社会情勢の変化に合わせて学園規程の制定・改訂に向けた努力を継続していくとともに、本法人及び本学で行われる各種会議や各種研修会等、さまざまな機会を捉えてその周知を図っていく。

安全への配慮については、東日本大震災の教訓をもとに「2-9の改善・向上方策（将来計画）」(P.55)及び「3-1-④」(P.59)で記述したとおり、「プロジェクト」による江古田キャンパスの刷新に併せ、施設設備等の安全の強化と防災関連資材・器材等の充実を行うとともに、必要な物資の補充・入替えについての計画を進める。また、防災訓練等を継続的に計画・実施して各種災害に備える。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 理事会

本法人理事会は、本法人の最高意思決定機関として本法人の重要事項について審議決定する。

理事の定数は、「寄附行為」第5条第一号により5人から7人と定めており、その内訳は、第8条第一号により学長（以下「一号理事」という。）、第二号により評議員のうちから評議員会において選任した者1人（以下「二号理事」という。）、第三号により本法人に係のある顕著な功労者または学識経験者のうち理事会において選任した者3人から5人（以下「三号理事」という。）となっている。現在、一号理事1人、二号理事1人、三号理事4人の合計6人を選任している。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、本法人を代表してその業務を総理する。

理事会は、定例的に年4回程度開催し、必要に応じ臨時の理事会を開催する。理事会は、理事総数の過半数の出席により成立するが、理事の出席状況は極めて良好である。理事会で審議決定する事項は、本法人のすべての人事、教学、運営に関する事項となっているが、具体的には「寄附行為」、並びに重要な規則・規程等の制定・改訂、事業計画、事業報告、予算・決算、財産の管理、三号理事の選任、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、収容定員変更、授業料等学納金の改訂等である。【資料3-2-1～資料3-2-3】

B. 武蔵野音楽学園運営協議委員会

法人の管理運営の迅速かつ適切な意思決定に資するために、人事、教学、運営に関する審議、決定機能のうち、恒常業務の執行については「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という。）に委任している。「法人運営協議委員会」の協議事項は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会規則」第4条において次のとおり定めている。

【資料3-2-4】

(協議事項)

第4条 委員会は、次の事項をはじめとする理事会、評議員会に付議する事項を協議する。

- (1) 予算および事業計画に関すること。
- (2) 決算および事業報告に関すること。
- (3) 大学の課程・収容定員等に関すること。
- (4) 法人規則の制定・改訂に関すること。

- 2 委員会は、前項に定めるほか、理事会の決定事項の執行ならびに法人の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定および連絡調整を行う。

委員長を兼ねる理事長は、委員会の議決に基づき法人業務を執行するが、委任された業務のうち主要な事項については理事会に報告し、承認を受けている。【資料3-2-3】

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、法令を遵守するとともに「寄附行為」の定めに基づき、本法人のすべての人事、教学、運営に関する事項を審議、決定している。また、「法人運営協議委員会」は学内理事会としての性格を持って理事会の意を体し恒常的事項の迅速な執行を行い、委任されている事項の執行状況を理事会に報告し承認を受けていることから、理事会における意思決定を円滑に進める役割を担っている。今後とも理事会と「法人運営協議委員会」の連携を密にし、一層機能的に意思決定ができる体制を整備していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

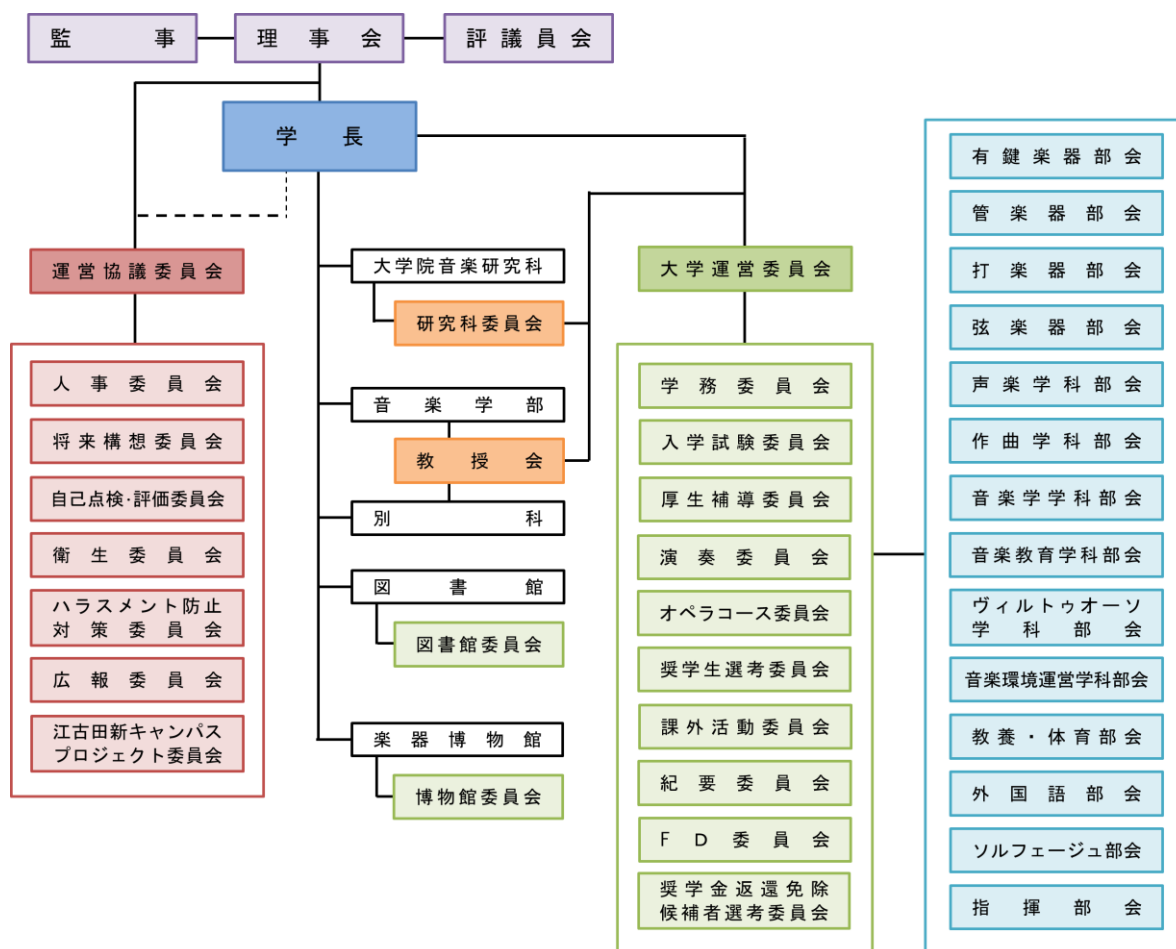
基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の意味決定組織は、図3-3-1のとおりである。

図3-3-1 意思決定組織図



A. 教授会

本学は教育方針に基づき教育研究上の重要事項を審議し、学長の諮問に応えるため教授会を置いている。教授会は、学長、教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合は准教授、講師、その他職員を加えることができることとし、現在職員1人（学務部長）を加えている。

教授会の審議事項は、教授、准教授及び専任講師の任免、賞罰に関する事項、教育課程に関する事項、学生の学籍に関する事項、表彰及び懲戒に関する事項、学生の試験及び卒業に関する事項、並びに別科生、科目等履修生、委託生、聴講生及び外国人留学生等の取扱いに関する事項、その他議長が重要と認めた事項と定めている。これらの審議事項は、原則として「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という。）から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。【資料3-3-1、資料3-3-2】

B. 研究科委員会

本学は教育方針に基づき教育研究上の重要事項を審議し、研究科委員長（学長）の諮問に応えるため研究科委員会を置いている。研究科委員会は、本法人が任命する研究科委員長（学長）及び教授をもって組織し、研究科委員長が必要と認めた場合には、本法人の承

認を得て准教授、講師その他職員の中から研究科委員を選任し、研究科委員に加えることができるとしている。現在准教授2人、職員1人（学務部長）を加えている。

研究科委員会の審議事項は、教育課程に関する事項、学生の学籍に関する事項、表彰及び懲戒に関する事項、学生の試験、学位論文等の審査及び修了に関する事項、その他研究科委員長が必要と認めた事項と定めている。これらの審議事項は、原則として「大学運営委員会」から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。【資料3-3-2、資料3-3-3】

C. 武蔵野音楽大学運営委員会

本学の運営及び教学に関する事項を円滑かつ適切に行うために「大学運営委員会」を置いている。「大学運営委員会」は、学長の諮問及び図3-3-1(P.63)で示す「大学運営委員会」のもとにある10の委員会及び14の部会等からの提議に応じ、本学の運営及び教学に関し、教授会及び研究科委員会に付議する事項の方針、原案等を審議するとともに、理事会の決定事項の執行、本学の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定及び連絡調整を行っている。「大学運営委員会」の審議事項は、「武蔵野音楽大学運営委員会規則」第4条において次のとおり定めている。【資料3-3-2】

（協議事項）

第4条 委員会は、次の事項をはじめとする教授会・研究科委員会に付議する事項を協議する。

- （1）教授、准教授および専任講師の任免、賞罰に関する事。
- （2）教育課程に関する事。
- （3）学生の入学、退学、除籍、卒業、修了等学籍に関する事。
- （4）教育・研究に関する事。

- 2 委員会は、前項に定めるほか、理事会・教授会・研究科委員会の決定事項の執行ならびに本学の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定および連絡調整を行う。

D. 教授会及び研究科委員会の決定事項の理事会への提議

教授会及び研究科委員会において承認された事項のうち重要事項については理事会に提議し、その審議決定に基づき全学の協力体制のもとで業務を運営している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学では、図3-3-1(P.63)で示したとおり、学長の諮問機関として「大学運営委員会」を置き、また、「大学運営委員会」のもとに10の委員会を組織し、そのほか各学科及び共通基礎専門教育、共通教育に14の部会を置いている。これら「大学運営委員会」及び10の委員会、14の部会では、それぞれの委員会規則及び部会規則の定めに従い、所掌する事項について審議・決定等を行う。部会で決定した事項は関係する委員会に、当該委員会で決定した事項は「大学運営委員会」に提議する。「大学運営委員会」は「3-3-①」(P.64)で記述したとおり学長からの諮問に応えるとともに、10の委員会からの提議、その他について協議、決定を行い必要に応じ教授会または研究科委員会に提議し、審議を経て学内の合意形成を図っている。【資料3-3-2】

本学で学長は、「大学運営委員会」の委員長、教授会の議長、並びに研究科委員会の委員長となっており、学長が大学の教学運営上及び管理運営上の最終的決定権者として機能す

るよう諸規則を整備している。一方、図書館及び楽器博物館にはそれぞれに係わる委員会を設置し、両館長の掌理のもとに行われる管理運営を通して、学長は指揮監督を行っている。

上記10の委員会から紀要委員会を除く委員会及び「図書館委員会」、「博物館委員会」それぞれの委員会には「2-3-①」(P.28)に記述したとおり、教員及び関係する事務職員が一体となって教職協働により大学運営に参画し、また、各部会には非常勤教員を含むすべての教員が所属し審議に参画するため、より組織的・計画的そして幅広い意見の集約が可能である。

学長は、毎年新学年度の開始前の3月に「武蔵野音楽学園職員研修会」(以下「職員研修会」という。)や4月に実施する「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議」(以下「全教員・主任以上会議」という。)等において、所属教職員に対し意欲と能力を引出すよう明確なビジョンを提示している。【資料3-3-4、資料3-3-5】

学長は現在本法人の理事であり理事長を兼務し、「法人運営協議委員会」の委員長であるとともに、その他本法人に設置される主要な委員会の委員として所属しているので、「3-4-①」(P.66～P.67)に記述するとおり、これらを通して本法人及び本学の情報の共有等緊密なコミュニケーションが形成されている。

以上のことから、学長は適切なリーダーシップを発揮して本学の意思決定と業務執行にあたっている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

大学の管理運営において、教授会、研究科委員会、並びに「大学運営委員会」のほか、各委員会、各部会が連携し、それぞれの権限に従い責任を果たすことを通して学長はリーダーシップを発揮しているが、今後、さらに学長の意思決定をサポートする体制を強化するために、副学長を置くとともに、IR(Institutional Research)機能を含めた迅速かつ円滑な意思決定を可能とする組織の整備を行う計画である。

なお、この計画は理事会・評議員会において審議され、平成26(2014)年3月に承認された。【資料3-3-6】

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

A. 法人及び大学の教学部門のコミュニケーション

本学の教学事項は、主として教授会、研究科委員会、「大学運営委員会」における審議決定に基づき執行されるが、その教学運営上の最高責任者である学長は理事であり、かつ現在は理事長として本法人を代表し、その業務を総理している。

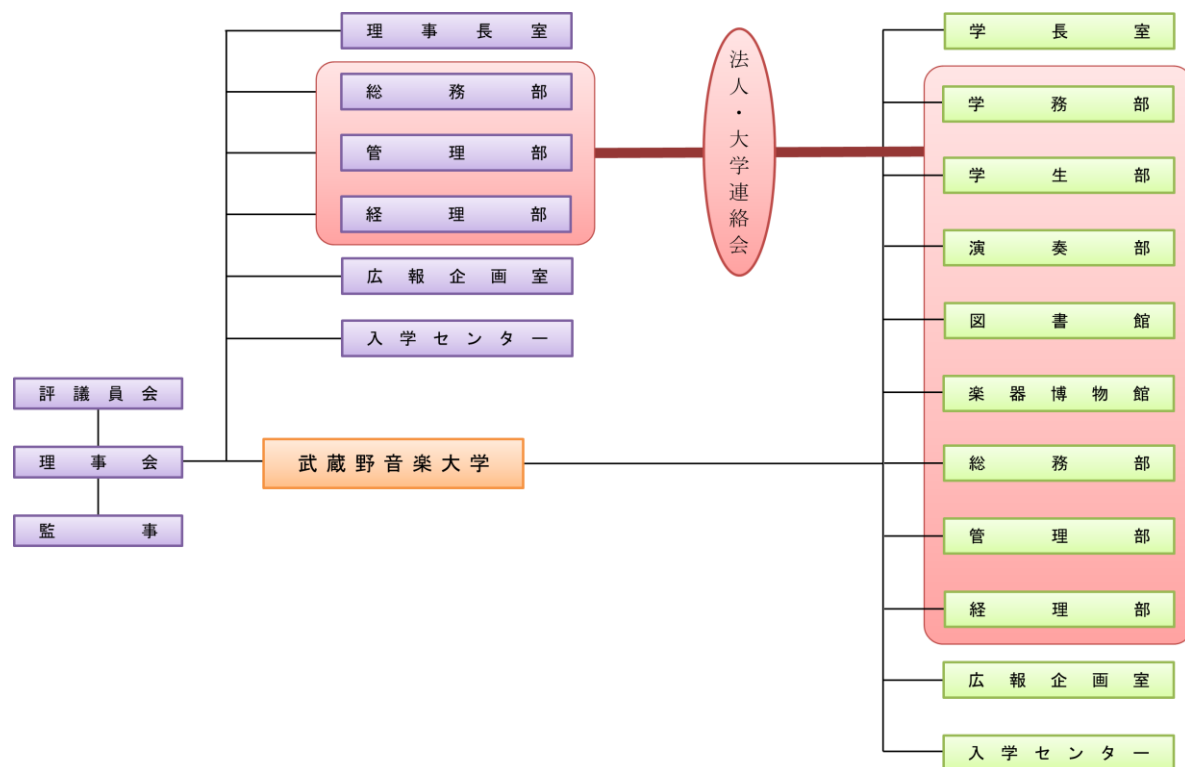
本法人の複数の理事・評議員が教授会及び研究科委員会に所属し、かつ「法人運営協議委員会」と「大学運営委員会」の委員を兼ねているので、教学部門と管理部門との関係は常に密接な連携を保っている。これらの組織から提案され執行する案件のうち特に重要なものは、さらに理事会で審議決定されたのちに執行される。【資料3-4-1～資料3-4-3】

B. 法人及び大学の管理部門のコミュニケーション

本学では教学部門を直接支援する部署として、学務部、学生部、演奏部、大学附属機関としての図書館及び楽器博物館を置いている。本学その他本法人内各機関の業務を担当する理事長・学長室、総務部、管理部、経理部、広報企画室、入学センターは、法人と大学の組織上兼務の形をとっているため、管理部門と教学部門の連携は密接かつ堅固に保持され、円滑な意思決定がなされている。【資料3-4-4】

本法人及び本学の事務組織は、図3-4-1のとおりである。

図3-4-1 法人・大学事務組織図



C. 武蔵野音楽学園法人・大学連絡会

本法人の設置する本学の教学運営について協議・検討等を行うために「武蔵野音楽学園法人・大学連絡会」（以下「連絡会」という。）を置いている。「連絡会」は、理事長、学長、総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長、図書館長及び楽器博物館長で構成され、通常毎週1回開催する。「連絡会」は教学、管理運営、その他必要事項について協議・調整等を行い、本法人及び本学双方の情報を共有し連携を密にして、教育研究が常時円滑・適切に行われるよう開催している。【資料3-4-5】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

A. 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

本法人と本学の権限は、「寄附行為」及び大学学則により明確に区分されている。理事長の権限は、「寄附行為」第7条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定され、学長の権限は、大学学則第47条において「学長は校務を掌り所属教職員を統督する。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる。」と規定されている。

この職責に従い、理事長並びに学長は、それぞれの立場において権限の執行と責任を負うことになるが、現在本法人の理事長と本学の学長は同一人であり、また、本法人の複数の理事が「大学運営委員会」、教授会並びに研究科委員会に、一方、本学の教職員が「法人運営協議委員会」にも所属しているので、法人と大学の権限の明確な区分のもとに、互いに緊密な連携を保持し情報を共有しながら、相互チェックによるガバナンス機能を果たしている。【資料3-4-6、資料3-4-7】

B. 監事の選任とガバナンス

監事の定数は、「寄附行為」第5条第二号により2人と定められ、同第9条により本法人の理事、職員または評議員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任することとなっている。現在、監事（非常勤）2人を選任している。

監事は、理事会・評議員会に毎回出席し、法令及び「寄附行為」に従い、本法人の業務執行状況・財産管理等の監査を行い意見を述べる。また、理事会・評議員会以外にも必要に応じて随時来校し、予算・決算の状況や本法人及び本学の業務の進捗状況について報告を受けている。特に年2回の長谷川公認会計士事務所による会計監査期間中には、これに立会い会計監査人より監査状況の報告を受けるとともに、監査の状況や財産の状況等について質疑応答を重ねることによって、本法人及び本学の業務や財産の状況について監査し、十分に監事の機能を果たしている。【資料3-4-6】

C. 評議員の選任とガバナンス

評議員は、「寄附行為」第18条により本法人に勤務する職員のうちから3人から5人、本法人の設置する学校を卒業した者のうちから2人から3人、本法人に特に顕著な功労があった者のうちから3人から4人、並びに学識経験者のうちから3人から4人、いずれも理事会において選任することとなっている。現在、法人職員4人、本学卒業者3人、功労者4人、学識経験者3人の合計14人を選任している。

評議員会は、理事長が招集し、法令及び「寄附行為」に従い、本法人の予算、借入金及び基本財産の処分に関する事項、事業計画、合併、解散、「寄附行為」の変更、その他本法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めたものについて、あらかじめ理事長からの求めに応じ意見を述べるとともに、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、もしくは諮問に答え、または役員から報告を受けているので、理事会の運営を監督する機関として十分に機能している。【資料3-4-6】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長は、大学の教育研究上、管理運営上の諸課題等について、法人との協議に基づく事項または自らの方針に基づいて構想する事項等を「大学運営委員会」に諮問し、「大学運営委員会」は学長の構想等の具現化の案を策定する。一方、「3-3-②」(P.64～P.65)で記述したとおり、10の委員会及び14の部会で検討されたそれぞれの所掌事項についての課題・改善策・要望等も「大学運営委員会」に提起される。「大学運営委員会」は、これら学長からの諮問及び10の委員会等から提起された案件を総合的な観点から審議して、学長の諮問に応えるとともに、10の委員会等からの諸課題・要望等についても、これを「大学運営委員会」の審議結果として学長に提起する。理事長を兼ね、「大学運営委員会」の委員長でもある学長は、「大学運営委員会」の審議結果を踏まえ、学長としての最終的な決定を行っている。

以上のことから、学長のリーダーシップと広く教職員からのボトムアップは、バランスのとれたシステムのもとで適切に発揮されている。【資料3-4-2】

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学に係わる管理運営体制は「寄附行為」、「就業規則」、大学学則、大学院学則その他の諸規程等に基づき整備され、建学の精神である「和」のこころを体現し、ガバナンスは適切に機能している。しかし、今後大学を取り巻く環境が急速に変化し、また、教育関連法規等が頻繁に改正・施行されている現状から、本学の規則等の改訂・整備を遺漏なく行い、適切かつ透明性のあるガバナンスを確立して、各所掌間の迅速なコミュニケーションを図り学内の意思決定機能を円滑に保持するよう努める。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の目的・使命を達成するための事務組織は、図3-5-1のとおりであり、その主要な所掌事務は、表3-5-1のとおりである。

事務職員に関する職制及び責任は「事務規則」に定めており、その中に、部長、館長、課長、主管、主任等の役職の配置を規定し、「事務規則」に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌の業務を執行している。【資料3-5-1】

専任職員については「就業規則」、嘱託職員については「嘱託職員就業規則」、パートタイム職員については「パートタイム職員就業規則」で、「勤務」、「給与」、「任免」、「表彰及び制裁」等の就業に関する基本的事項を定めている。【資料3-5-2】

職員の定数は特に定めず、平成26(2014)年5月1日現在、大学職員数は表3-5-2のとおりである。

なお、警備、清掃、食堂、ピアノ調律等は業務委託としている。

図3-5-1 大学事務組織図

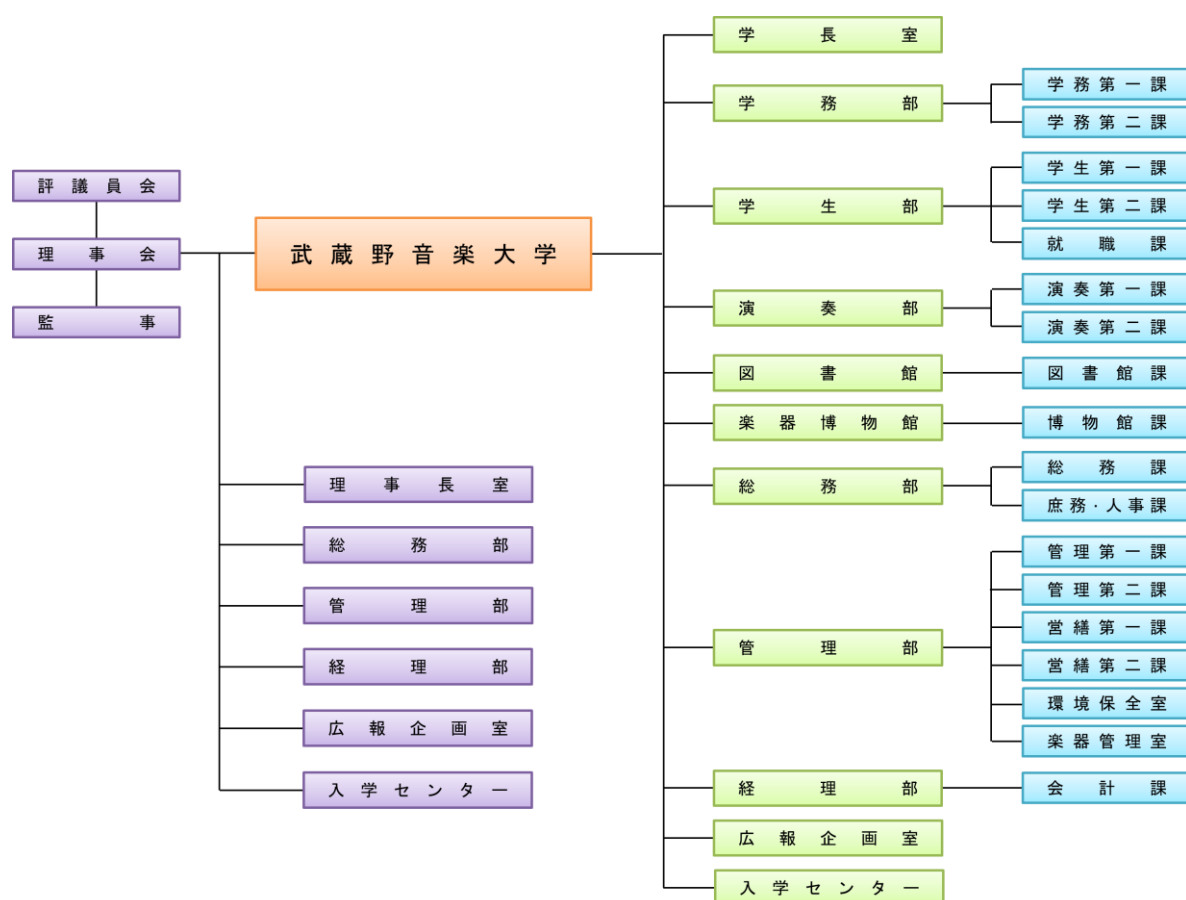


表3-5-1 大学各部館等の主要業務

部館等	課等	主要業務
学 長 室		学長の秘書、学長宛文書の接受・返信、外国人教授の招聘等の業務
学 務 部	学務第一課 学務第二課	学則・学務関係の規程、大学院・大学台帳の整理・保管、教育課程の編成、学科目の履修、試験・成績、教員組織、学籍、入学試験等の業務
学 生 部	学生第一課 学生第二課 就 職 課	厚生補導、学生の課外活動、学生の福利・保健管理、奨学生、学生相談、累加記録の作成・保管、教育実習、就職等の業務
演 奏 部	演奏第一課 演奏第二課	演奏会・公開講座等の企画・実施、学内オーケストラ・アンサンブル・コーラス等の業務
図 書 館		学術図書・楽譜・録音資料・映像資料等の収集・管理等の業務
楽器博物館		楽器・楽器附属品・装置・器具類の収集・管理等の業務
総 務 部	総 務 課 庶務・人事課	教職員の人事・給与・退職金・旅費、教職員の任免・異動・服務、教職員の出張・研修・留学、教職員の福利厚生、補助金・助成金等の業務
管 理 部	管理第一課 管理第二課 営繕第一課 営繕第二課 環境保全室 楽器管理室	土地・建物等の維持・管理、建物・構築物の設計・建築・契約、建物・設備の営繕・管理、固定資産等の台帳の整理・保管、楽器管理、防火計画・防災計画、施設内の保全等の業務
経 理 部	会 計 課	予算・決算、資産運用、支払・収納、会計帳簿の記帳、伝票・証憑書類の整理・保管等の業務
広報企画室		広報事項の企画・調整、新聞・雑誌の広告、広報誌等の編集等の業務
入学センター		学生募集事項の企画・運営、学校説明会等の企画・運営等の業務

表3-5-2 大学職員数（平成26(2014)年5月1日現在）

専任職員			嘱託職員			パートタイム職員			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
50	63	113	9	0	9	1	7	8	60	70	130

(注1)：うち専任職員2人（男女各1人）は、学外機関で研修中

(注2)：派遣職員は含まない。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

教職協働は、本学の建学の精神である「和」のこころを正に具現化したものである。もとより教員・職員は担当業務を異にしているが、創立以来、全員が同等の立場で協力・連携する精神が培われ、本学の教育研究の充実向上に向かって努力している。以上述べたことは学内に広く根付き浸透している。

この考えのもとに本学の事務組織は図3-5-1に示すように、学長を中心に「各部署」の業務執行について管理体制が敷かれており、学長より示された業務執行の方針に基づき、「各部署」の業務はそれぞれの責任において執り行われる。この際、毎週定例的に開催する「連絡会」において、大学の教学運営、管理運営、その他必要事項について「各部署」間相互の協議・調整等を行うことによって、大学全体の業務執行の管理体制は円滑かつ有効に機能している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

A. 職員研修会

毎年新学年度の開始に備え、3月下旬「職員研修会」を開催し、理事長・学長が事務・技術職員を対象に新年度の教育研究・運営方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教育研究を円滑に進めるため事務・技術職員が負うべき責務の重要性を強調している。

平成16(2004)年度から、この研修に部署別の研修を取入れ、「各部署」の当面の諸課題解決の方策等をテーマに討議を行い、それを取りまとめ発表させている。【資料3-5-3】

B. 全教員・主任以上会議

毎年度4月初頭の新年度授業開始前に、教育職員、事務・技術職員の主任以上が一堂に会し、「全教員・主任以上会議」を開催している。この中で理事長・学長から建学の精神、教育方針、新年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項(アンケート調査などによる学生からの要望や意見も踏まえて)、自己研鑽並びに研究発表の必要性等についての講話がある。また、図書館・楽器博物館長、学務部長、学生部長、演奏部長により、それぞれの年度の所掌業務に関する説明等とこれに係わる質疑応答を行い、全教員・職員の共通理解を図っている。【資料3-5-4】

C. 新任者研修会

毎年度3月下旬、新任の事務・技術職員に対し、理事長・学長の講話(建学の精神・教育方針等)並びに総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長及び図書館・楽器博物館長からの所掌業務に関する説明を行い、本法人の職員として備えなければならない基本的な知識・素養等について確認している。【資料3-5-5】

D. 職階別職員研修等

原則として課長、主任等中堅職員または若手職員を対象とした職階別研修を、計画的に実施している。ここでは、それぞれの職階にある職員に対し、学園で対処すべき課題等について、発表、意見交換、質疑応答並びに部館長からの講評を行っている。

また学外から講師を招聘し、内容に応じた研修を行っている。【資料3-5-6】

E. チーフ連絡会における研修情報の交換

「チーフ連絡会」は、各部館長出席のもと「両キャンパス」において、それぞれ毎週1回行われ、この機会を利用し「各部署」が学外の研修で得た情報等を相互に提供し、これを共有することによって、当面の問題解決や業務処理の参考に資している。【資料3-5-7】

F. 諸機関への研修員派遣

職員の資質の向上及び職能開発・向上を目的として「武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規」に基づき、職員を部外諸機関へ研修員として派遣している。研修員は、本法人の職員として在籍したまま、原則として1年以内の期間で学外諸機関において研修を行う。平成24(2012)年度は2機関に各1人、計2人を派遣し、平成25(2013)年度に

においては、これら2人を継続して派遣するとともに、新たに1機関に2人を派遣した。

【資料3-5-8】

G. 学外研修会等への参加

課長及び中堅の事務・技術職員を学外で開催される各種研修会等に参加させ、それぞれの部署で必要とされる職員の資質や専門能力の向上に努めている。

主な研修主催者は文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学研修福祉会、日本高等教育評価機構等である。【資料3-5-9】

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の業務執行体制は、これまで記述したとおり「両キャンパス」に分かれて教育研究が行なわれている現在、これを支援するため、それぞれのキャンパスにふさわしい事務組織を置いて対応している。しかしながら「両キャンパス」に分かれて教育研究を行っている現状は、教育研究上も、また経営上も非効率であることから、これを解消するため、平成28(2016)年度末の完遂を目指し「プロジェクト」を推進中である。

一方、大学を取巻く環境の急激な変化に伴い、それに対応する法令等の頻繁な改訂、また、ステークホルダーから大学に対し寄せられる広範多様な人材育成への期待等、これに適確に応えるためには、学長の業務執行を一層堅固に補佐する体制が必要である。本学は上記「プロジェクト」と併せて、副学長の新設、企画課・広報課・入学センターの3つの機能を併せ持つ企画部を設置し、これにIR機能を持たせた新たな管理体制の構築を計画している。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成25(2013)年度末の本法人の自己資金比率は93.1%と、医歯系を除く大学法人の平均値87.2%（平成25年度版「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団）を上回り高い水準にある。長期にわたり無借金経営を続けており、財務状況は極めて健全である。

【資料3-6-1】

退職給与引当金には従来より要支給額の100%を引き当てている。基本金については要組入額の100%を組み入れている。平成29(2017)年度に完成する「プロジェクト」に向け

ては、長期の計画に基づき103億円を第2号基本金に組み入れており、「プロジェクト」を実行するための資金は十分に確保されている。

第3号基本金の福井直秋記念奨学基金と演奏活動特別基金については、基金のより一層の充実を図るため平成25(2013)年度も積み増しをした。

減価償却引当特定資産へ、平成25(2013)年度も例年通り減価償却相当額の繰り入れを行った結果、減価償却累計額に対する減価償却引当金の比率は86.3%となり、医歯系を除く大学法人の平均値19.8%（平成25年度版「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団）を大きく上回っている。【資料3-6-2】

金融資産としての特定資産残高は着実に増加し、現在およそ300億円に上っている。それを資金運用の原資としているが、その運用に当たっては「有価証券の取得及び処分に関する細則」（以下「細則」という。）を厳格に守り、元本毀損の事態が生じないよう信用リスクに十分留意しながら、適正に行っている。さらに、運用実績については年2回公認会計士による会計監査を受け、監事に対しては詳細な説明をし、理事会へは「細則」に則り年1回報告をしている。【資料3-6-3、資料3-6-4】

以上の点から、財務運営は将来を見据え計画的に、また、法令、「武蔵野音楽学園経理規則」（以下「経理規則」という。）並びに「細則」に則り厳格に行われており、十分に確立されていると言える。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成25(2013)年度末の本法人の資産総額から負債総額を差し引いた正味資産は538億円である。借入金等外部負債は一切なく、潤沢な資金を保持し安定した財務基盤は確立されている。

本学の収支については、まず収入面では学生生徒等納付金収入は学生数の減少に伴い年々減少している。その中で平成23(2011)年度に再開した別科は志願者が大変多く、毎年定員を大きく上回っている。資産運用収入は補助金収入を上回り、学生生徒等納付金収入に次ぐものとなっている。平成25(2013)年度の資産運用収入比率は10.7%で、医歯系を除く大学部門の平均値1.6%（平成25年度版「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団）に比べ非常に高い水準にある。平成23(2011)年度の税制改正で、寄附金に対する税額控除制度が新たに導入され、本法人はこの制度の適用を受けられる学校法人として認可を受けた。平成24(2012)年度よりこの制度を積極的に活用し、毎年継続的に寄附の募集を行っている。平成25(2013)年度までに900件を超える寄附の応募があった。

一方支出面については、ここ数年来全学的に経費節減に取組み、積極的に経費の見直しを図っている。高い教育水準を維持するために必要な予算措置を講じながらも、教育研究経費については対平成21(2009)年度比16.2%削減した。管理経費については対平成21(2009)年度比14.3%削減した。人件費についても着実にその削減を図り、対平成21(2009)年度比で16.3%を削減したものの、未だ人件費の学生生徒等納付金収入に占める割合は非常に高い状況にある。

本学の帰属収支については、ほぼ一貫して毎年度収入超過であったが、平成24(2012)年度はオペラ公演やドイツ演奏旅行の実施による演奏会経費の増加、有価証券の減損処理等、一時的な支出が増大したために支出超過となった。しかしながら平成25(2013)年度は再び

収入超過となり、収支バランスは十分に確保できている。【資料3-6-5】

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

収支バランスについては、平成26(2014)年度以降数年間は50余年ぶりとなる江古田キャンパスの全面的な建替えに伴う経費、「両キャンパス」間の2度の移転に掛かる経費、さまざまな物品の購入等、一時的に経費の支出が大きく膨らむことが予想され、かつ「プロジェクト」完遂までは学生募集に難しい面があることを考え合わせると、帰属収支を収入超過にしていくことは現実的に見て容易ではない。

しかしながら帰属収支差額の支出超過幅を極力小さくするための努力は必要不可欠である。具体的には、学生募集活動を一層活発に行うとともに、収入面ではこれからも資金運用収入を柱のひとつとして、併せて寄附金収入の増収を積極的に図っていく。

一方で帰属収入に対する人件費率を適正な水準にまで近づけ、経費については高い教育水準を維持しながらも、経費節減の取組みを通してさらに節減効果を上げていく。

平成29(2017)年度以降は、大学の教育研究機能を都心に立地する江古田キャンパスに統合することで、学生募集について有利に働くことが期待される一方で、経費支出や人件費の削減にも寄与することが見込まれることから、従前と同様に収支バランスは健全化していくと予想している。なお、これからの数年間は収支バランスの上で最も厳しい時期を迎えることになるが、そのための手元流動性は十分に確保しており、資金面での不安は全くない。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

昭和46(1971)年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和47(1972)年に「経理規則」を制定し、「経理規則」に沿った会計処理を行っている。

文部科学省通知による会計処理の変更に対しては、「経理規則」を逐次改訂して対応している。それ以外にも適宜会計処理の見直しを行い、平成23(2011)年度には、現金保有のリスクを極小化するために、「経理規則」に小口現金交付の細則を設けた。それら改訂した「経理規則」を遵守して、経理処理を適切に行っている。【資料3-7-1、資料3-7-2】

勘定処理において疑問点が浮上したり判断が困難な場合には、内部の判断のみに依拠することなく会計監査人にその都度照会し、回答を得た上で処理することを励行しており、

学校法人会計の考え方に沿った会計処理を適確に行っている。

なお、部門別会計（管理会計）は、会計監査人の監査対象外であるが、日本私立学校振興・共済事業団からの補助金受領にあたっては、経費配分で正確性・継続性が求められるため、「学校会計経理処理基準」を定めて、その基準に即した部門別会計を作成している。

【資料3-7-3】

会計年度としては、4月から翌年3月までの年1回決算であるが、毎月次残高照合を行い、必要に応じて各月次計算書類を出力して照合し、遺漏がないよう適切な会計処理を行っている。

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を作成するにあたっては、会計監査人の指導も受けつつ学校法人会計基準を完全に遵守している。

また、決算額が予算額から著しくかい離した科目については、補正予算を編成し、「経理規則」に則り評議員会・理事会の審議・決定に基づき処理決定している。具体的には、平成23(2011)年度に、学園敷地購入の際補正予算を編成した。**【資料3-7-4】**

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、平成14(2002)年度より長谷川公認会計士事務所が担当している。

各年度とも、概ね4人から5人の公認会計士により中間監査が11月に5日間、期末監査が4月から5月に9日間にわたり、現物監査を主体に厳正に行われている。

それぞれの監査期間中には2人の監事も会計監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに質疑応答が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

【資料3-7-5】

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、経理部員個々の研修による知識の向上を図るとともに、学校法人会計基準、「経理規則」を十分に理解し、これを遵守して適切に処理していくことを継続していく。特に、平成27(2015)年度より適用される新学校法人会計基準の理解を深め、新基準導入・移行に支障のないよう十分な準備を行っていく。

また、会計監査の体制は整い確立されているので、引続き厳正な監査が執行されるよう万全を期す。

【基準3の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法をはじめ関係法令等を遵守し、「寄附行為」その他諸規程を制定し、規律を保持して誠実な管理運営に努めている。また、社会的責務として、環境保全、安全への配慮、危機管理、人権への配慮等に関する諸規程を定め、教育研究環境の充実・整備に努めるとともに、関係法令に基づき財務・教育情報を適切に公開・公表している。

「寄附行為」において、本法人の最高の意思決定機関である理事会、並びにそのチェック機能を果たす監事及び評議員会を設置し、本法人の目的・使命を適切に達成するための体制を整備している。現在本法人の理事長は学長と同一人であり、一方、複数の教職員が

理事・評議員となり、また、それぞれの目的で設置される委員会等に所属することにより、教学部門と管理部門は相互に密接なコミュニケーションが図られ、法人・大学の円滑な意思決定がなされている。

現在本学の教育研究活動が、「両キャンパス」に分かれて実施されているため、これを支援する業務執行の管理体制は、事務組織の編成及び職員の配置等において効率性の面で弱点を有している。「プロジェクト」は、その解消を図る極めて有力なプランと位置づけている。

財務及び会計においては、「プロジェクト」推進中の厳しい学生募集環境下で、学生生徒等納付金収入の落ち込みがあるものの、金融資産としての特定資産残高を原資とした資産運用の努力や活発な寄附の募集、一方で大幅な人件費の削減等により、帰属収支のバランスは十分に確保され、また、高い自己資本比率のもとで借入れ等の必要はなく、財務状況は極めて健全である。

会計処理は、学校法人会計基準に則り厳正に行われている。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、平成3(1991)年6月の大学設置基準改正に伴い、平成5(1993)年に「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」（以下「自己点検・評価委員会規則」という。）を制定した。その第1条に、「武蔵野音楽大学における自己点検・評価を総合的に行うため、武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会を置く。」と定め、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」という。）を発足させた。発足当初は教育研究活動の概略を取りまとめることからスタートした。【資料4-1-1】

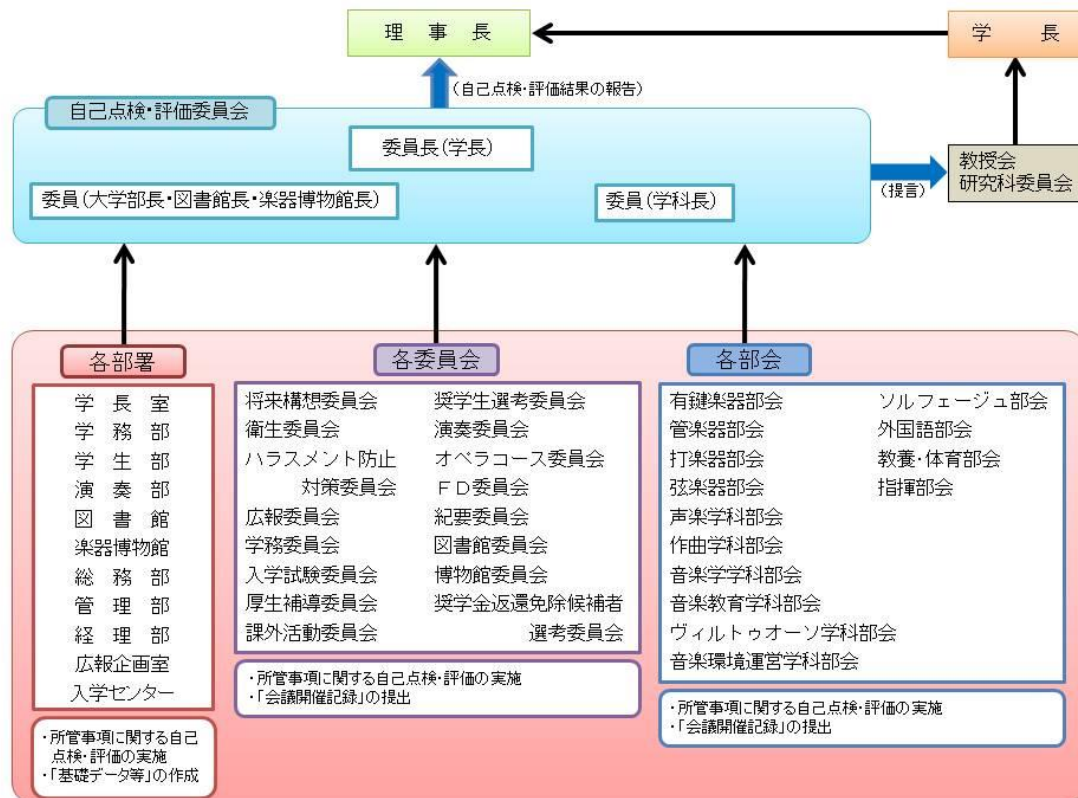
その後、さらに大学設置基準の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されたことに伴い、平成12(2000)年、本学における教育研究活動及び管理運営等について、自ら点検・評価を行う「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」（以下「実施要項」という。）を定めた。【資料4-1-2】

なお、平成24(2012)年度の自己点検・評価に際し、音楽大学としての特性を踏まえ、また、本学の目的・使命に即した評価基準、評価項目等の在り方を改めて「自己点検・評価委員会」で検討し、「演奏活動」と「社会連携」を新規の基準として設定するとともに、その他多くの点検・評価項目の見直しを行って、自主的・自律的な自己点検・評価を実施した。【資料4-1-3～資料4-1-5】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学における自己点検・評価を総合的に行うための体制は、図4-1-1のとおりである。

図4-1-1 自己点検・評価体制



「自己点検・評価委員会規則」において「自己点検・評価委員会」の組織・運営について定め、「実施要項」において自己点検・評価の実施組織、実施方法、評価基準、報告書作成の要領等について定めている。これに基づき教育研究活動及び管理運営等の改善向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、理事長の諮問機関として学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を、「自己点検・評価委員会規則」により次のように組織し審議している。【資料4-1-1】

(組織)

第2条 委員会は、次の委員で組織し、定足数は、全委員の過半数とする。

- (1) 武蔵野音楽大学学長（以下「学長」という。）
- (2) 武蔵野音楽大学部長、図書館長、楽器博物館長および学科長

(委員長)

第3条 委員長は、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、理事長の指名する委員が代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価対象項目に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価の確認・活用に関する事項
- (4) その他自己点検・評価に関し理事長の諮問する事項
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の実施や、自己点検・評価結果の取りまとめ及び公表等に関する業務を統括する。また、必要に応じて重要な研究課題、改善点等については、教授会、研究科委員会、さらに理事会へ提言しその審議を受ける。

自己点検・評価は、学長室、学務部、学生部、演奏部、図書館、楽器博物館、総務部、管理部、経理部、広報企画室、入学センター（以下「各部署」という。）のほか、16の委員会及び14の部会が「実施要項」に示す評価項目ごとの担当区分に基づき、その所管事項について実施する。【資料4-1-2】

平成24(2012)年度以降の「自己点検・評価委員会」の開催状況は、表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 平成24(2012)年度以降の「自己点検・評価委員会」開催状況

年度	回	主 要 審 議 事 項
平成24年度	第1回	「平成24年度自己点検・評価の項目等」検討案
	第2回	「平成24年度自己点検・評価の項目等」修正案
	第3回	①「平成24年度自己点検・評価の項目等」修正案 ② 自己点検・評価報告書のまとめ方
	第4回	自己点検・評価結果（中間）で明らかになった問題点とその改善向上策
	第5回	① 自己点検・評価結果（中間）で明らかになった問題点とその改善向上策 ② 「3つのポリシー」検討案
	第6回	「音楽学部各学科及び修士課程各専攻の教育目的」検討案
	第7回	① 「3つのポリシー」修正案 ② 「音楽学部の目的」検討案
	第8回	① 「大学の目的・使命」検討案 ② 「音楽学部（学士課程）及び大学院音楽研究科（修士課程）の教育目的」修正案 ③ 「3つのポリシー」修正案
	第9回	① 「音楽学部（学士課程）及び大学院音楽研究科（修士課程）の教育目的」修正案 ② 「3つのポリシー」修正案
平成25年度	第1回	平成24年度自己点検・評価の結果、今後改善措置等が必要な事項
	第2回	① 「3つのポリシー」修正案 ② 「音楽学部（学士課程）及び大学院音楽研究科（修士課程）の教育目的」修正案
	第3回	① 「3つのポリシー」修正案 ② 「音楽学部（学士課程）及び大学院音楽研究科（修士課程）の教育目的」修正案 ③ 平成24年度自己点検・評価報告書の完成と公表 ④ 平成26年度認証評価受審準備（自己点検評価書の作成）
	第4回	平成24年度自己点検・評価報告書（案）
	第5回	平成24年度自己点検・評価報告書（案）
	第6回	平成24年度自己点検・評価報告書（案）
	第7回	① 大学院音楽研究科の3つのポリシー（案） ② 大学院の目的（案）
平成26年度	第1回	① 認証評価受審のための「自己点検評価書」 ② 今後の認証評価受審準備予定

このように自己点検・評価を全学的かつ組織的に推進する体制を整備し、適切に実施している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

A. 総合的な自己点検・評価の実施

「4-1-①」(P.77)に記述したとおり、本学の自己点検・評価は平成5(1993)年にスタートした。その後、「自己点検・評価委員会」は、この「実施要項」に基づく自己点検・評価を平成12(2000)年度から平成13(2001)年度を対象として行い、平成14(2002)年度に「武蔵野音楽大学自己点検・評価報告書（平成12・13年度）」としてとりまとめた。さらに、平成16(2004)年4月の学校教育法の改正により、認証評価機関の評価を受けることが義務化されたことに合わせ、平成14(2002)年度、平成15(2003)年度、平成16(2004)年度を対象として自己点検・評価を行った。続いて、平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審することとなり、平成18(2006)年度を対象とした自己点検・評価を行った。その後平成26(2014)年9月、同機構の認証評価を受審するにあたり、新たに見直し、改定した「実施要項」の点検・評価項目等に基づき、平成24(2012)年度に自己点検・評価を行った。

B. 学生アンケートの実施

a. 「学生による授業評価アンケート調査」

本学は、自己点検・評価活動の一環として、平成15(2003)年度以降、「学生による授業評価アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を行い、それぞれ公表している。「アンケート調査」の実施状況は、表4-1-2のとおりである。

表4-1-2 「学生による授業評価アンケート調査」実施状況

実 施 時 期	アンケート対象	対 象 授 業
平成15年度	学部全学生	クラス授業
平成16年度	大学院全学生 学部全学生	専攻実技
平成19年度		クラス授業、専攻実技
平成22年度		クラス授業
平成23年度		専攻実技
平成25年度		クラス授業

b. 「学生満足度調査」

平成24(2012)年度から、第4年次生を対象として「学生満足度調査」を行っている。また、平成25(2013)年度からは、学生自身の1日あたりの平均学修時間についての調査項目を追加した。さらに、平成26(2014)年度からは、第3年次生も対象に加え実施した。

C. 専任教員の教育研究業績一覧の刊行・公表

自己点検・評価活動の一環として、平成15(2003)年度に、全専任教員の研究業績一覧（演奏・研究・教育業績、社会貢献を含む学外活動、経歴、受賞歴、研修歴等）の初版を刊行し、その後この内容を改訂補足し、平成20(2008)年度に「専任教員の教育研究業績一覧」（第2版）を刊行した。その後、学校教育法施行規則の改正により教育情報の公表が義務化されたことに伴い、教員の学位及び業績その他に関し、平成20(2008)年以降は「武蔵野音楽大学公式ウェブサイト」（以下「本学ウェブサイト」という。）において公表することとした。【資料4-1-6】

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、平成16(2004)年度に自己点検・評価が義務化されて以降、3回にわたる総合的な自己点検・評価を行うとともに、自己点検・評価活動の一環として、6回の「アンケート調査」並びに3回の「学生満足度調査」の実施、専任教員の教育研究・業績の公表を行ってきた。

今後も教育研究水準の向上と質の保証を図るため、認証評価機関が定める評価項目のほか、環境の変化、社会の要請・期待に応じた点検・評価項目を検討し、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して適切に自己点検・評価を行う。また、自己点検・評価の実施時期については、平成24(2012)年度の「実施要項」の改訂により原則として3年ごとに実施することとし、「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）に定めた具体的な自己点検・評価の計画に基づき、確実に実施していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、平成24(2012)年度の総合的な自己点検・評価の実施にあたり、規則、資料、データ等のエビデンスに基づく客観的な点検・評価の重要性を改めて認識した。このため、「自己点検・評価委員会」において「実施要項」の見直しを行い、現状把握及び分析のために必要な資料・データ等をより具体的に設定した。

自己点検・評価に際しては、「各部署」、「実施要項」に定める16の委員会、14の部会に点検・評価に必要な資料及びデータ等の提出を求め、これらのエビデンスに基づいた、透明性の高い自己点検・評価に取り組んでいる。【資料4-2-1】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学の自己点検・評価は、16の委員会及び14の部会から提出される「会議開催記録」、並びに「実施要項」第6条で定める「自己点検・評価の項目（細目）の担当区分」に従って「各部署」から提出される「基礎データ」をもとに、「自己点検・評価委員会」で行っている。

本学は、1学部の大学であるので、各種調査に必要とする資料の範囲はある程度限られている。従って、上記のように現在まで資料やデータ等の管理を各担当区分単位で行いな

がら、十分な調査・データの収集等に努めているが、今後は、自己点検・評価のさらなる効率化と合理化を図るため、データの調査や収集等を一括管理する部署の設置が必要である。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学の自己点検・評価の結果は、次に記述した方法により学内での共有を図るとともに、社会に公表している。

平成24(2012)年度に実施した自己点検・評価の結果については、「実施要項」第8条の規定に基づき、「自己点検・評価委員会」において「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、「各部署」、研究室等に配布した。また、平成25(2013)年10月、本学ウェブサイトに掲載して公表した。【資料4-2-2、資料4-2-3】

平成25(2013)年度に実施した「アンケート調査」については、その結果を「学生による授業評価アンケート実施報告書」としてとりまとめ、「各部署」、学科長、部会長に配布した。また、学外に対しては、平成26(2014)年6月に、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、大学基準協会等の関係機関に配布し公表した。【資料4-2-4】

専任教員の教育研究業績については、「4-1-③」(P.80)に記述したとおり平成20(2008)年度以降、本学ウェブサイトにおいて公表している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、各種調査・データの収集及び分析を、「4-1-②」(P.78)で記述したとおり、それぞれの内容に応じて所管する部署が「各部署」間相互の連携・協力のもと行っている。これらの各種資料を分析して得られる情報は、それぞれ「各部署」が保有しているが、多くの複雑な資料及びデータを多角的、総合的かつ効率的に分析するためには、それを集約して管理することが必要であり、これを担当する新たな組織の構築を目下検討中である。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価は、4-1-②(P.78)に記述したとおり、「各部署」のほか16の委員会及び14の部会が、それぞれの所管事項について実施している。自己点検・評価の確認とその活用については、「自己点検・評価委員会規則」第4条の規定に基づき、「自己点検・評価委員会」が審議し、その結果改善が必要と認められるものの中で、特に重要な事項については

教授会、研究科委員会の審議を経て、さらに理事会の決定に基づき改善等を行っている。

自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価委員会」が最終的に「自己点検・評価報告書」の形にとりまとめ、理事長に報告するとともに学内外に公表し、自己点検・評価の内容について全学的な共通理解のもと、本学の教育水準の向上に向けた改善等につなげている。

【資料4-3-1、資料4-3-2】

平成24(2012)年度に実施した自己点検・評価の中間報告として、平成24(2012)年9月の段階で各担当の部署から「自己点検・評価委員会」に提出された問題点と向上策のうち、次の4点については、その後直ちに検討がなされ改善に結びつけた。

- ①大学の目的・使命の見直しと明確化
- ②学部各学科並びに大学院修士課程各専攻の教育目的の明確化
- ③3つのポリシーの明確化
- ④自己点検・評価結果の「学園中期計画」への反映

上記①については、各担当の部署及び各学科において検討案が作成され、数度の「自己点検・評価委員会」での審議の後、「学務委員会」、教授会、研究科委員会での審議を経た上で最終的に理事会・評議員会の承認を得て、これに基づき「武蔵野音楽大学学則」、「武蔵野音楽大学大学院学則」の改訂に反映した。【資料4-3-3、資料4-3-4】

②及び③についても、同様の手続きを経て改善に至っており、それぞれ本学ウェブサイトに掲載し公表している。

④については、平成24(2012)年8月1日に「学校法人武蔵野音楽学園中期計画策定委員会」（以下「中期計画策定委員会」という。）を設置し、以後、自己点検・評価の結果も反映して計画策定のための検討を開始し、6回にわたる「中期計画策定委員会」での審議を経て、平成25(2013)年5月28日の理事会・評議員会で「学園中期計画」は承認された。

【資料4-3-5～資料4-3-28】

「中期計画策定委員会」の開催状況は、表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 「中期計画策定委員会」開催状況

回	実施年月日	主 要 審 議 事 項
第1回	平成24.8.6	① 学園中期計画策定のための組織 ② 学園中期計画策定の考え方 ③ 学園中期計画の骨子（目的、対象期間、計画の構成） ④ 学園中期計画のイメージ（計画本文、計画表）
第2回	平成24.8.31	① 学園中期計画の考え方（修正案） ② 学園中期計画の骨子（目的、対象期間、計画の構成）（修正案） ③ 学園中期計画のイメージ（計画本文、計画表）（修正案）
第3回	平成24.12.11	① 学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分 ② 学園中期計画の作成要領
第4回	平成24.12.18	① 学園中期計画の項目構成（目標と計画）及び担当区分（修正案） ② 学園中期計画の作成要領（修正案）
第5回	平成25.4.25	学園中期計画検討案 ・ 目標、計画として追加すべき事項・内容 ・ さらに具体的内容として記述すべき事項 ・ 現実的な観点から計画実行の可能性
第6回	平成25.5.18	学園中期計画修正案

このほか、平成24(2012)年度に実施した自己点検・評価において、処置・改善が必要な事項としたもので、すでに処置・改善がなされたもの、あるいは検討中の主なものは、表4-3-2のとおりである。

表4-3-2 平成24(2012)年度自己点検・評価結果の主要処置・改善状況

項 目	主要改善・処置状況
教育研究目的等の改訂	「自己点検・評価委員会」、教授会、研究科委員会での審議を経て、理事会・評議員会で承認され、学則の改訂、本学ウェブサイト等への掲載を実施した。 ・大学の目的・使命 : 平成25(2013)年4月 大学学則改訂 ・音楽学部のエデュケーション目的 : 平成26(2014)年4月 大学学則改訂 ・大学院の目的 : 平成26(2014)年4月 大学院学則改訂 ・音楽研究科各課程のエデュケーション目的 : 平成26(2014)年4月 大学院学則改訂
3つのポリシーの改訂	「学部の3つのポリシー」及び「研究科の3つのポリシー」について、「自己点検・評価委員会」での審議を経て、教授会、研究科委員会承認され、本学ウェブサイト等へ掲載を実施した。
エデュケーション組織の検討	平成25(2013)年10月に「将来構想委員会」を設置し、エデュケーションの質の向上を図るため、平成29(2017)年度からの施行を目途に、学部の学科組織の再編とこれに伴うエデュケーション課程編成の検討を開始した。
学生募集組織の設置	平成25(2013)年6月に「入学センター準備室」を設置して活動を開始したが、平成26(2014)年4月、これを発展的に改編し陣容を強化した「入学センター」を法人及び大学に設置した。なお、平成27(2015)年4月に予定している事務組織改組において、新設する企画部に編入する計画である。
事務組織の検討	「将来構想委員会」において検討し、平成27(2015)年4月に学長のリーダーシップを補佐する体制の強化のため、副学長の新設、企画課・広報課・入学センターの3つの機能を併せ持つ企画部の新設、さらにこれに IR 機能を持たせた事務組織に改組する。

以上のとおり、自己点検・評価の結果は、法人と大学において広く共有されるとともに、それを活用することができる仕組みとなっており、自己点検・評価の活動は報告書の作成をもって終わることなく、改善・向上のための PDCA サイクルの仕組みは確立し機能している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果、改善を必要とする事項のうち、中長期的な検討が必要な事項については「学園中期計画」に取込み、改善への目標の設定、目標達成のための実施事項、スケジュール等を具体化する。さらに、毎年度その進捗状況を確認・評価し、必要に応じ計画の修正を行い目標を達成していくことで、自己点検・評価と改善を結びつけ、法人の管理運営及び大学のエデュケーション運営に着実に反映させていく。

【基準4の自己評価】

平成3(1991)年に大学における自己点検・評価が努力義務化されたので、本学は平成5(1993)年に「自己点検・評価委員会規則」を制定し、これに基づき「自己点検・評価委員会」を設置して、全学的に自主的・自律的な自己点検・評価活動に取り組んできた。

これまで、総合的な自己点検・評価のほか、自己点検・評価活動の一環として「アンケート

ート調査」、「学生満足度調査」等を実施し、その結果を着実に次の段階へつなげるとともに、冊子の配付や本学ウェブサイトへの掲載等の方法により、広く学内外に公表している。また、目下検討を進めている事務組織の見直しの中で、現在、「各部署」が個別に管理している資料・データ等を一元的に集約し、活用できるよう検討をしている。

以上のとおり、本学は適切に自己点検・評価を実施し、その結果を改善・向上のために有効に活用するとともに、この内容を誠実に公表するよう努めている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 演奏活動

A-1 教育の成果発表の場としての演奏活動

《A-1の視点》

A-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営

A-1-② 演奏会活動とその成果

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営

音楽実技の主専攻を学修する学生は、自ら専攻した実技について、主としてレッスンの授業を通して演奏（歌唱）技術の向上に励むとともに、日々たゆまぬ練習を重ねている。また、一人では学修することのできない管弦楽、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、合唱、オペラ等アンサンブルの科目を履修し、その一員として必要な演奏技術の修得にも取り組んでいる。

この努力の究極の目的は、演奏家（歌手）として舞台上で聴衆を前にし、高度な演奏を安定的に行う能力を身につけることであり、それには技術・感性・精神力の練磨と併せ、舞台上での演奏会の体験を重ねることが不可欠である。また、将来自らが演奏会を開催することの意義と責任を、実際の演奏会を通して理解し実践することも重要である。

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、コンサート形式による試験を除き、年間約100回に及ぶ演奏会を学内外の諸会場で企画・開催している。この演奏会には、独奏会、独唱会あるいは室内楽等出演者数の少ないものから、大規模な管弦楽、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、大合唱、さらには総合芸術と言われるオペラまで多種多様な形態があるが、本学ではこれらの演奏会を身近にさまざまな条件で開催できるよう、「2-9-①」(P.53)で記述したとおり、江古田キャンパス（東京都練馬区）、入間キャンパス（埼玉県入間市）（以下「両キャンパス」という。）及び武蔵野音楽大学パルナソス多摩（東京都多摩市）に、それぞれ収容人数や音響効果の異なる合計4つの大・中・小のコンサートホールを整備し、学生の利用に供している。

また、今日の社会環境のもとで開催することが決して容易ではないと言われる学外での演奏会も、基準 B で記述するとおり、地域の文化団体や自治体との連携等、特に全国の道府県に組織をもつ武蔵野音楽大学同窓会（以下「同窓会」という。）の協力・支援のもと、極めて活発かつ定期的に開催している。

これら本学の演奏会の管理・運営及び開催業務は、演奏部が中心となり「演奏委員会」の承認を得て立案しているが、特に大規模かつ重要なものについては、さらに「オペラコース委員会」、「武蔵野音楽大学運営委員会」、教授会の審議を経て、学長の承認を得た上で実

施している。【資料 A-1-1～資料 A-1-3】

なお、本学では、上記の演奏活動を財政面で支えるものとして、「3-6-①」(P.73)で記述したとおり「演奏活動特別基金」を運用し、同基金からの受取利息、配当金収入を活用している。同基金は、平成7(1995)年2月の理事会での決定を受け、「武蔵野音楽大学学生による国内、海外演奏旅行、オペラ公演活動の経費の一部に充てること」を目的として発足した基金であり、毎年寄附金により着実にその残高を増やし、平成25(2013)年度末で約15億円を保有している。

A-1-② 演奏会活動とその成果

すでに述べたとおり、主として本学管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）は、毎年定期的に国内各地で公演を行っているが、これは公演先の地域の音楽文化普及・向上に資するのみならず、公演前後の機会を見て、当該地域の中・高等学校等でクリニック（演奏技術の指導）を行い、直接生徒達の技術向上に寄与している。【資料 A-1-4】

平成25(2013)年度に本学が開催した主な演奏会は、表 A-1-1のとおりである。

表 A-1-1 平成25(2013)年度の主要演奏会

演 奏 会	開催日	会 場
武蔵野音楽大学管弦楽団演奏会	平成25.9.10	東京オペラシティ
	平成25.9.14	島根県芸術文化センター
	平成25.9.15	鳥取県民文化会館
武蔵野音楽大学管弦楽団合唱団演奏会	平成25.12.3	本学バッハザール
	平成25.12.4	東京オペラシティ
武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル演奏旅行	平成25.7.11	沖縄県浦添市てだこホール
	平成25.7.13	沖縄市民会館
武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル演奏会	平成25.7.16	東京芸術劇場
	平成25.12.15	藤岡市みかぼみらい館
	平成25.12.17	東京オペラシティ
武蔵野音楽大学シンフォニックウィンドオーケストラ演奏会	平成25.11.1	本学バッハザール
武蔵野音楽大学室内管弦楽団演奏会	平成25.6.28	本学ベートーヴェンホール
	平成25.12.13	本学ベートーヴェンホール
武蔵野音楽大学室内合唱団演奏会（公開講座）	平成25.9.30	本学ベートーヴェンホール
オペラコース試演会	平成25.11.15	本学モーツァルトホール
ニュー・ストリーム・コンサート （ヴィルトゥオーソ学科学生によるコンサート）	平成25.6.13	本学ベートーヴェンホール
	平成25.6.17	本学モーツァルトホール
	平成25.11.12	トッパンホール
選抜学生によるコンサート （ピアノ専修、管楽器専修、打楽器専修、弦楽器専修、声楽専攻）	平成25.9.4～	本学モーツァルトホール
	平成25.10.15	本学ベートーヴェンホール
修士課程在学学生によるコンサート	平成25.4.22	本学モーツァルトホール
学校説明会でのミニ・コンサート	平成25.5.19 ほか	各地
オープンキャンパスでのミニ・コンサート	平成25.6.9	本学ベートーヴェンホール
	ほか	本学バッハザール
Muse Festival（学園祭）でのコンサート	平成25.10.25 ほか	本学バッハザールほか
卒業演奏会	平成26.3.21～	本学ベートーヴェンホール
	平成26.3.23	

本学管弦楽団は、昭和52(1977)年、「ベートーヴェン没後150年記念行事」への参加を契機として、西ドイツで戦後初の海外演奏旅行を行った。以来、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、アメリカ、台湾の主要都市で、管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）、合唱団が、数年おきに計14回の海外演奏旅行を行っている。近年では、平成18(2006)年に、本学ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）が、シカゴで毎年開催されるオーケストラとバンドの世界的なカンファレンスである「シカゴ・ミッドウェストバンドクリニック」に招かれ、出演している。また、平成21(2009)年には、本学管弦楽団が「日本・ドナウ交流年2009」及び「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」の一環としてハンガリーで、さらに平成24(2012)年には、作曲家・指揮者で本学名誉教授である J. ツィルヒ氏らの指揮・指導のもと、ドイツ・バイエルン州で演奏し好評を博した。

本学管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）、合唱団の海外演奏旅行の実績は、表 A-1-2のとおりである。

表 A-1-2 海外演奏旅行の実績

回	実 施 内 容	実施年	公演回数	出演者数
第1回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ） 「ベートーヴェン没後150年記念行事」出演	昭和52年	14	70
第2回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ、オーストリア）	昭和56年	15	73
第3回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行	昭和58年	9	66
第4回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	昭和61年	15	76
第5回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成3年	10	82
第6回	管弦楽団中華民国旅行	平成5年	2	88
第7回	室内合唱団ヨーロッパ旅行（ハンガリー） 「Cantemus'93国際合唱フェスティバル」出演	平成5年	3	41
第8回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「シカゴ・ミッドウェストバンドクリニック」出演	平成7年	4	67
第9回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー）	平成8年	2	98
第10回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成11年	8	87
第11回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー）	平成13年	2	91
中止	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行を予定していたが米国同時多発テロ発生で中止	平成13年		
第12回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「シカゴ・ミッドウェストバンドクリニック」出演	平成18年	4	64
第13回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー） 「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」として実施	平成21年	5	100
第14回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成24年	3	92

一方、大学間の交流において、最近では上記の「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」の交歓演奏のため、リスト音楽院（ハンガリー）管弦楽団を日本へ招待したほか、ジュリアード音楽院（アメリカ）、国立台北芸術大学、国立師範大学（台湾）、チューリッ

ヒ芸術大学（スイス）等、著名大学の演奏団体を本学へ招き交流を深めた。

本学ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）はオリジナル曲の演奏を主眼としており、毎回の定期演奏会の演奏曲目をLP・CDに収録しリリースすることにより、吹奏楽の発展に寄与している。これまで収録した曲数は日本初演39曲、世界初演5曲を含む計167曲に及び、リリースした18枚のLP・CDは、日本全国の中・高等学校や各吹奏楽団等に高く評価され、貴重な音源資料として活用されている。

（3）A-1の改善・向上方策（将来計画）

「2-1-③」（P.20）で記述したとおり、学生が「両キャンパス」に分かれて履修しているので、各種の合奏・合唱授業の履修要領や成果発表の場となる演奏会出演者の選考には、自ずから制約を受ける。

現在「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）が進行中で、これにより平成27(2015)年度、平成28(2016)年度は入間キャンパスに、平成29(2017)年度以降は新しい江古田キャンパスに教育研究の機能が統合され、学部・大学院全学生が同一キャンパスで履修することになるので、これを機に、合奏・合唱授業の開講要領を見直し、演奏技術のレベルや学年構成を踏まえた合奏・合唱授業の柔軟な編成を検討する。また、管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）、オペラ等の演奏会出演者が特定の学生に偏ることがないように、学生の要望も踏まえ現行の選考方法を検討する。

本学では、「プロジェクト」により新しい江古田キャンパス内に3つのコンサートホールを整備し、また、管弦楽・ウィンドアンサンブル（吹奏楽）・大合唱の3つの常設練習場を、さらに数室のアンサンブル練習室も設置する。この「プロジェクト」による教育研究活動の場の統合と、それに伴う学生数の増加により、一層複雑・綿密な練習計画の立案を必要とするが、演奏会を行うためのホール等の数は現在の2倍程度となることから、さらに多くの演奏活動を展開することが可能となる。上記の履修要領の見直しとも併せ、学生にこれらの施設を有効に活用させ、より多くの実体験を踏ませることで演奏家としての資質のさらなる向上を図る。【資料 A-1-5】

「1-2-③」（P.10～P.11）で記述したとおり、本学では幅広い音楽の素養を基礎に、多様化する文化・芸術活動を支え展開するプロデュース能力、マネジメント能力を持つ学生を育成する目的で、音楽環境運営学科を設置した。この学科の学生にとって、現場での実務体験が教育研究上効果的であることから、学内外で本学が開催する多様な演奏会に、企画・運営をする立場で参画させ、一層豊かな実務経験を積むことができるよう、SA(Student Assistant)、インターンシップ、また、実習の計画を検討する。

【基準 A の自己評価】

本学が企画・運営する演奏会は、第一義的に、学生が聴衆を前にして高度な演奏を安定的に行う能力を修得させるための学修の場である。これらの演奏会は、学生の教育の目的に応じ管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）、オペラ、その他大小のアンサンブル等、さまざまな規模と形態により開催されており、その回数は年間約100回に及んでいる。学生はこの演奏体験を通して、演奏家として必要な資質についての理解を深めている。

演奏会は、主として本学の4つのコンサートホールで開催するほか、首都圏の著名な演

奏会場や、全国に展開する「同窓会」組織との連携によって各地域で行う一方、すでに記述したとおり、海外各地においても開催し国際交流の実をあげている。こうした演奏会を通して、学生は地域の人々と触れ合い広い見識を身につけるとともに、地域文化の振興に寄与している。また、西洋音楽発祥の地へ赴く海外演奏旅行においては、現地の人々を前にした演奏体験により国際感覚を身につけ、一層強固な演奏への自信へとつなげている。

以上の演奏活動は、本学の教育方針の一つである「音楽芸術の研鑽」に従い、長年にわたり学生・教員がともに教育成果の発表の場として培ってきたものである。これら諸々の演奏活動を通して学生は自ずと経験を重ね、その結果卒業後、国内外各地の演奏団体、教育機関、音楽関連企業、演奏会場等に就職し、あるいは、引続き演奏活動・留学・進学を行うなど、その成果は広く社会から認められている。

本学が開催する演奏会は、上記のとおり第一義的には本学の教育目的を達成するための場であるが、同時に、学生の学修成果発表の機会を通して、我が国の音楽文化発展に寄与している。

基準 B. 社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《B-1の視点》

B-1-① 大学の物的・人的資源を社会に提供する努力

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器博物館の整備と適切な運営管理

B-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

(1) B-1の自己判定

基準項目 B-1を満たしている。

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学の物的・人的資源を社会に提供する努力

A. 大学施設の開放等物的資源の提供

a. コンサートホールの開放

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャンパス（埼玉県入間市）（以下「両キャンパス」という。）に3つのコンサートホール、武蔵野音楽大学パルナソス多摩（東京都多摩市）（以下「パルナソス多摩」という。）に1つ、合計4つのコンサートホールを備えている。これらのホールについては、「武蔵野音楽学園施設及び備品・用品等管理貸出規程」及び「武蔵野音楽大学パルナソス多摩シューベルトホール貸出規程」に基づき、主として全国教育関係機関、音楽団体等が企画する演奏会、研究発表会、講習会、中・高等学校管弦楽団・吹奏楽団の練習等、また、映画撮影などの要請に応じて、本学の教育研究に支障のない範囲で使用を認めている。特に中・高校生が本格的なコンサートホールで行う演奏や練習の体験は、彼らの展開する音楽活動にとって貴重な体験となっている。

【資料 B-1-1、資料 B-1-2】

b. 武蔵野音楽大学楽器博物館の公開

「B-1-②」(P.94)に記述するとおり、武蔵野音楽大学楽器博物館（以下「楽器博物館」という。）は「両キャンパス」の展示施設に加えて「パルナソス多摩」にも展示室を設け、それぞれに所蔵資料を展示し一般にも無料で公開しているので、文化団体、教育機関、中・高等学校の修学旅行、愛好家の会等、団体の見学も増加している。【資料 B-1-3】

なお、江古田キャンパスの展示施設は、平成28(2016)年度末に完遂予定の「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）のため、平成24(2012)年度以降一時的に展示を中断し、一部の資料を入間展示施設において公開している。

B. 人的資源の提供

a. 中・高校生を対象とした木管・金管・打楽器クリニックと弦楽器クリニック

全国の中・高校生を対象に「中・高校生のための木管・金管・打楽器クリニック（演奏技術の指導）」と「中・高校生のための弦楽器クリニック」を、毎年定期的で開催している。ここでは楽器ごとに受講者の目的や習熟度に応じ、本学教員がきめ細かな指導を行っている。【資料 B-1-4、資料 B-1-5】

b. 教員免許状更新講習

平成19(2007)年6月の「改正教育職員免許法」の成立により、本学では平成21(2009)年から文部科学大臣が認可する講習として「教員免許状更新講習」を開講している。この講習では、必修領域と選択領域の合計30時間を同時受講することができ、かつ内容も多彩で充実しているので、毎回多数の受講者がある。平成26(2014)年度は、必修科目2講座、選択科目24講座を開講する。【資料 B-1-6】

C. 生涯教育プログラム

a. 社会人のための夏期研修講座

社会人を対象に、毎年夏期休暇中の3日間にわたり、音楽文化の普及を目的として、音楽の教養を深め技術の向上を目指す社会人を対象に「夏期研修講座」を開講している。平成26(2014)年度は、本学教員を講師として時代に即した内容の14講座を開講する。

【資料 B-1-7】

b. 免許法認定講習

本学では、昭和50(1975)年度から、毎年夏期休暇中の12日間、現職の教員を対象とした「免許法認定講習」を開講している。これは教育職員免許法に従って文部科学大臣が認可する講習で、音楽の教科に関する科目及び音楽の教職に関する科目の合計7科目を開講し、この中から2科目4単位まで履修することができる。この講習は、中学校・高等学校の「音楽」の2種免許状から1種免許状への上級資格取得、または、他教科教員が「音楽」の教員免許状を取得できる我が国唯一の講習である。【資料 B-1-7】

c. 大学別科

本学別科は、音楽について基礎的な知識及び技量を有する者に対し、さらなる向上を図ることを目的として設置している。これまで募集を停止していたが、近年の文化芸術に対する多様な学びのニーズに応えるため、平成23(2011)年度から募集を再開した。音楽を志す幅広い年齢層を対象に、音楽に関し簡易な程度において特別の技能教育を行い、入学資格は高等学校卒業生あるいは同相当者以上である。平成26(2014)年5月1日現在の別科学生数は105人である。【資料 B-1-8】

d. 武蔵野音楽大学パルナソス多摩女声合唱団

「武蔵野音楽大学パルナソス多摩女声合唱団」は、生涯学習の見地に立って音楽に関する知識及び技能を教授し、潤いある地域社会における親交の場を形成するとともに、音楽

文化活動の向上を図ることを目的として、入会審査に合格した20歳から65歳までの女性で組織している。【資料 B-1-9】

D. 地域との連携

大学キャンパス所在地である東京都練馬区及び埼玉県入間市、またその他近隣の自治体等と連携・協力のもと、種々の事業を継続的に展開している。

近年実施した主な取組みは、表 B-1-1のとおりである。

表 B-1-1 地域における演奏活動状況

連携・協力先	取 組 み	実 施 内 容
東京都練馬区	公開講座 (練馬区共催)	対象は練馬区民、本学のホール等を会場として実施。毎回特定のテーマに基づいて本学講師による講座を行う。
東京都練馬区	本学公開講座シリーズへの優待(3公演)	練馬区民(限定数)に対する割引制度がある。
埼玉県入間市	入間市市民コンサート	本学管弦楽団演奏会を入間市社会教育課の主催で実施。
東京都中野区	なかのふれあい ロビーコンサート	中野区役所ロビーにおける武蔵野音楽大学学生によるフルート四重奏
江古田北口商店会 (東京都練馬区)	江古田北口商店会ファミリーコンサート	武蔵野音楽大学学生による室内楽 (木管五重奏、サクソフォーン四重奏、声楽等)

E. 文化施設・文化団体との連携

学外の音楽ホールを中心とした文化施設、芸術団体、企業等との連携による演奏活動も活発に行っている。これらの活動は、本学の教育研究の成果発表と同時に、音楽文化振興の目的を併せ持つものである。

主な文化施設・文化団体等との連携状況は、表 B-1-2のとおりである。

表 B-1-2 文化施設・文化団体等との連携状況

連携・協力先	取 組 み	実 施 内 容
サントリーホール	レインボウ21	サントリーホール主催で行われる音楽大学の学生による演奏会企画のコンペティションで、本学の企画は度々採択された。
読売新聞埼玉県西部読売会	8月「真夏の夜のコンサート」 12月「クリスマスコンサート」	主に読売新聞の購読者を対象に、毎年8月、12月に開催され、本学から教員、卒業生、学生が出演している。
国際バラとガーデニングショウ 実行委員会	国際バラとガーデニングショウ	毎年西武ドームで開催されるイベントで、オープニングセレモニーやアトラクション等において学生による演奏を行う。

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器博物館の整備と適切な運営管理

A. 楽器博物館の設置

本学では、昭和28(1953)年以来、古今東西の楽器・楽器附属品及び楽器に関連した装置・

器具類等の収集を続け、昭和35(1960)年より江古田キャンパス「楽器陳列室」にこれらの資料を保管し教育研究に供していた。さらに学内のみならず、広く一般にこれらの資料を公開する目的で、昭和42(1967)年に「楽器陳列室」を改組し「楽器博物館」として開館した。また、昭和53(1978)年には入間キャンパスに、さらに平成5(1993)年には「パルナソス多摩」に、それぞれ楽器展示施設を開設し今日に至っている。

B. 資料数・資料の価値

「楽器博物館」の所蔵資料は、楽器のほか楽器附属品、装置・器具類、その他音楽関係資料等多岐にわたり、総数は約5,600点を超え、楽器のコレクションとして我が国最大の規模である。

代表的な資料としては「クララ・シューマン自身が愛用したグランドピアノ」、「ナポレオンⅢ世の結婚祝品としてイギリスのヴィクトリア女王が贈呈したピアノ」、「邦楽器研究家・故水野佐平氏の箏を中心とした歴史的邦楽器コレクション」等、西洋音楽史上、また、邦楽、民族音楽の分野においても極めて貴重なものを多数含んでいる。

C. 楽器博物館の管理・運営

「楽器博物館」は、多くの貴重な資料を所蔵しているため、管理運営にあたっては「武蔵野音楽大学楽器博物館規則」（以下「博物館規則」という。）及び「武蔵野音楽大学楽器博物館利用細則」を制定し、これに基づき「楽器博物館」の利用、資料の収集・管理・展示等を行っている。また、「博物館規則」の定めにより「博物館委員会」を設置し、業務について必要な審議を行っている。

「楽器博物館」では、資料の整理システムを独自に開発しデータベース化している。このデータベースには、名称、製作者名、製作地、製作年、寸法等のデータをはじめ、写真、入手経路等を一括記録している。【資料 B-1-10、資料 B-1-11】

B-1-③ 同窓会との連携・協力体制の構築

全国各道府県に広がる「武蔵野音楽大学同窓会」（以下「同窓会」という。）組織の活動は、母校の支援とともに卒業生が研究や演奏活動を継続する重要な場であり、同時に地域の文化発展にも広く寄与している。「A-1-①」（P.86）で記述したとおり、本学では全国各地の「同窓会」支部との連携のもとに、各地域の音楽文化発展の一翼を担うべく、演奏者・講師等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。また、本学管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）等の地方公演、各地での学校説明会等も、「同窓会」との連携・協力により積極的に行っている。【資料 B-1-12】

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

本学における教育研究活動が生涯教育として機能することもまた、高等教育機関が担うべき役割として社会から求められている。これまで本学は、「B-1-①」（P.93）で記述したとおり、極めて多彩な公開講座や演奏会等を開催し、多くの幅広い世代の来場者を迎えている。

今後は、ますます複雑多様化する社会の要請に応えるべく、今後地域・社会に対してど

のような貢献が必要であり可能であるかを、地域の文化団体、教育関係機関、自治体、卒業生等との連携を密に図って検討し、さらなる企画の充実・発展を目指す。

しかしながら、これら生涯教育や社会貢献への役割を果たすためには、それなりの経済的裏づけが必要であり、年々これに係わる出費が嵩む傾向にあるので、大学の第一義的な使命である教育研究活動を圧迫することがないように留意し、一層合理的・効果的な実施の方策をたてる。

【基準Bの自己評価】

本学は、その教育研究の目的から、4つのコンサートホールをはじめとする教育施設を整備しており、ここで本学教授陣によるコンサートや講座を、また、学生の演奏体験や研究発表のためのコンサート、オペラ等を多彩に展開して、広く一般に公開してきた。また、これらの施設は、本学の教育研究に支障のない範囲で一般に開放するものであるが、近年各地に多く設置されているコンサートホールや大会議場は、必ずしも容易に利用することができない実情から、利用者に喜ばれ評価されている。

また、本学は、音楽関連科目を学修する上で、貴重な研究資料となる古今東西の歴史的楽器が散逸することを恐れ、すでに昭和28(1953)年からその収集を始め、現在約5,600点の資料を「楽器博物館」に収蔵している。「楽器博物館」は、長年にわたり多くのメディア(TV、新聞等)に取上げられてきたこともあり、近年来館者が年間5,000人を超える状況にあった。現在「プロジェクト」により、江古田キャンパスの展示施設の開館を一時中断しているが、我が国最大のコレクションは社会的に高い評価を得ており、平成29(2017)年度の新キャンパス内におけるリニューアルオープンは、工夫・洗練された展示方法により、所蔵資料に一層の輝きを持たせることが期待できる。

「社会人のための夏期研修講座」は、リフレッシュ教育としてまさに時宜を得たものであり、毎年多くの受講者が参加し広く支持されている。さらに、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣から認可を受け開講している「免許法認定講習」は、中学校・高等学校の「音楽」に係る教員免許状が取得できる我が国唯一の講習であり、従って受講者にとって貴重な存在となっている。

以上のように、本学は音楽大学の特性を生かし、物的・人的資源を可能な限り社会に提供することにより、教育機関として社会から寄せられる多様な要望に適切に対応している。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	該当なし
【表 2-26】	学生寮等の状況	

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	武蔵野音楽学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015	
【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】	大学学則、大学院学則	
	武蔵野音楽大学学則 平成26年度	
	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度	
【資料 F-4-1】 【資料 F-4-2】 【資料 F-4-3】 【資料 F-4-4】 【資料 F-4-5】 【資料 F-4-6】 【資料 F-4-7】 【資料 F-4-8】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成27年度音楽学部第1年次入学試験要項（一般入学試験A日程・一般入学試験B日程）	
	平成27年度音楽学部入学試験要項（指定校制推薦入学試験）	
	平成27年度武蔵野音楽大学附属高等学校推薦入学試験入学試験要項	
	2015年度外国人留学生入学試験要項 音楽学部	
	2015年度外国人留学生入学試験要項 大学院音楽研究科（修士課程）	
	平成27年度音楽学部第3年次入学試験要項（編入学・転入学）	
	平成27年度大学院音楽研究科入学試験要項（修士課程／博士後期課程）	
【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】 【資料 F-5-3】 【資料 F-5-4】	学生便覧、履修要項	
	2014 音楽学部 学生便覧	
	2014 大学院音楽研究科 学生便覧	
	平成26年度 シラバス 音楽学部	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成26年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成25年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所） http://www.musashino-music.ac.jp/guide/access.html	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	

武蔵野音楽大学

	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
【資料 F-10-1】	学校法人武蔵野音楽学園理事・監事・評議員名簿	
【資料 F-10-2】	平成25年度理事会・評議員会開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	武蔵野音楽学園寄附行為（第3条）	
【資料 1-1-2】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第1条、第5条）	
【資料 1-1-3】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第1条、第4条）	
【資料 1-1-4】	2014 音楽学部 学生便覧（P.3）	
【資料 1-1-5】	2014 大学院音楽研究科 学生便覧（P.4）	
【資料 1-1-6】	武蔵野音楽大学伝統とチャレンジの歩み（P.3、P.4）	
【資料 1-1-7】	武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則（第1条）	
【資料 1-1-8】	平成24年度第6回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-9】	平成24年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-10】	平成24年度第8回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-11】	平成24年度第9回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-12】	平成25年度第2回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-13】	平成25年度第3回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-14】	平成25年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-1-15】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.2.25実施）抜粋	
【資料 1-1-16】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.10.15実施）抜粋	
【資料 1-1-17】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	
【資料 1-1-18】	武蔵野音楽学園将来構想委員会規則（第1条、第2条）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.1、P.2）	
【資料 1-2-2】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 1-2-3】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第1条）	
【資料 1-2-4】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第1条）	
【資料 1-2-5】	福井直秋伝（P.127～P.133）	
【資料 1-2-6】	学校法人武蔵野音楽学園創立70周年（記念誌）（P.22）	
【資料 1-2-7】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.5、P.6）	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成25年度武蔵野音楽学園職員研修会の実施計画	
【資料 1-3-2】	平成26年度武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議の実施計画	
【資料 1-3-3】	平成25年度武蔵野音楽学園職員研修会理事長・学長講話	
【資料 1-3-4】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（24.10.18実施）抜粋	
【資料 1-3-5】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.5.28実施）抜粋	
【資料 1-3-6】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.2.25実施）抜粋	
【資料 1-3-7】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.10.15実施）抜粋	

武蔵野音楽大学

【資料 1-3-8】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	
【資料 1-3-9】	2014 音楽学部 学生便覧（P.3、P.15）	
【資料 1-3-10】	2014 大学院音楽研究科 学生便覧（P.4、P.13）	
【資料 1-3-11】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.1、P.2）	
【資料 1-3-12】	平成27年度音楽学部第1年次入学試験要項（一般入学試験A日程・一般入学試験B日程）（巻頭）	
【資料 1-3-13】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 1-3-14】	平成25年度武蔵野音楽大学後援会役員会配布資料一覧	
【資料 1-3-15】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画	
【資料 1-3-16】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画 別表「計画表」	
【資料 1-3-17】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.5.28実施）抜粋	
【資料 1-3-18】	平成24年度第5回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-19】	平成24年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-20】	平成24年度第8回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-21】	平成24年度第9回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-22】	平成25年度第2回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-23】	平成25年度第3回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-24】	平成25年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 1-3-25】	平成25年度教授会（25.9.12実施）（案内・議題）	
【資料 1-3-26】	平成25年度研究科委員会（26.2.15実施）（案内・議題）	
【資料 1-3-27】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第5条、第7条～第9条、第59条、第60条）	
【資料 1-3-28】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第6条）	
【資料 1-3-29】	将来構想委員会「小委員会」の設置	
【資料 1-3-30】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成27年度音楽学部第1年次入学試験要項（一般入学試験A日程・一般入学試験B日程）（巻頭）	
【資料 2-1-2】	平成27年度音楽学部入学試験要項（指定校制推薦入学試験）（巻頭）	
【資料 2-1-3】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.10）	
【資料 2-1-4】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 2-1-5】	受験講習会等での配付物（3つのポリシー）	
【資料 2-1-6】	武蔵野音楽大学入学者選抜規程（第6条）	
【資料 2-1-7】	武蔵野音楽大学入学試験実施要領	
【資料 2-1-8】	平成27年度音楽学部入学試験要項（指定校制推薦入学試験）（P.4、P.5）	
【資料 2-1-9】	武蔵野音楽大学附属高等学校推薦制度	
【資料 2-1-10】	平成27年度音楽学部第1年次入学試験要項（一般入学試験A日程・一般入学試験B日程）（P.3、P.4、P.8）	
【資料 2-1-11】	平成27年度大学院音楽研究科入学試験要項（修士課程／博士後期課程）（P.4、P.6、P.20～P.22）	
【資料 2-1-12】	「Musashino一日音大生」チラシ	
【資料 2-1-13】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	
【資料 2-1-14】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 2-1-15】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	データ編【表 2-1】
【資料 2-1-16】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	データ編【表 2-2】
【資料 2-1-17】	大学院研究科の入学者の内訳（過去3年間）	データ編【表 2-3】
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成26年度 シラバス 音楽学部（巻頭）	
【資料 2-2-2】	平成26年度 シラバス 大学院音楽研究科（巻頭）	
【資料 2-2-3】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 2-2-4】	平成26年度履修ガイド第1年次用（P.4）	
【資料 2-2-5】	2014 音楽学部 学生便覧（P.5）	
【資料 2-2-6】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第5条、第14条、第17条、第18条、別表Ⅰ、別表Ⅳ）	
【資料 2-2-7】	2014 大学院音楽研究科 学生便覧（P.6）	
【資料 2-2-8】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第9条、第17条、別表第Ⅰ）	
【資料 2-2-9】	平成26年度《室内楽・伴奏法等授業》履修者募集要項	

武蔵野音楽大学

【資料 2-2-10】	授業別受講者人数表 抜粋	
【資料 2-2-11】	平成25年度学科試験時間割表	
【資料 2-2-12】	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則（第6条）	
【資料 2-2-13】	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程学位審査規程	
【資料 2-2-14】	武蔵野音楽大学部会規則（第1条、第2条、第5条）	
【資料 2-2-15】	平成26年度 シラバス 音楽学部（巻末）	
【資料 2-2-16】	英語共通教材 English for Music Students	
【資料 2-2-17】	独語共通教材	
【資料 2-2-18】	英語語彙集 Words to Remember ドイツ語必修語彙集	
【資料 2-2-19】	平成26年度第1回FD委員会資料 抜粋	
【資料 2-2-20】	平成26年度 大学・大学院関係授業の実施について（P.2、 P.3、P.6、P.8）	
【資料 2-2-21】	補講の実施について（掲示物）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成25年度武蔵野音楽学園職員研修会理事長・学長講話	
【資料 2-3-2】	平成26年度武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議記録	
【資料 2-3-3】	指定校制推薦入学試験合格者への課題について	
【資料 2-3-4】	オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-5】	武蔵野音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程	
【資料 2-3-6】	武蔵野音楽大学オフィスアワー実施規程	
【資料 2-3-7】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第14条、別表Ⅰ）	
【資料 2-3-8】	2014 音楽学部 学生便覧（P.9）	
【資料 2-3-9】	武蔵野音楽大学学務委員会規則（第1条、第5条）	
【資料 2-3-10】	武蔵野音楽大学部会規則（第1条、第5条）	
【資料 2-3-11】	武蔵野音楽大学FD実施規程（第1条～第3条）	
【資料 2-3-12】	武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則（第1条、第4条）	
【資料 2-3-13】	武蔵野音楽大学演奏委員会規則（第1条、第5条）	
【資料 2-3-14】	武蔵野音楽大学オペラコース委員会規則（第1条、第5条）	
【資料 2-3-15】	武蔵野音楽大学図書館規則（第2条、第5条、第16条）	
【資料 2-3-16】	武蔵野音楽大学楽器博物館規則（第2条、第6条、第12条）	
【資料 2-3-17】	武蔵野音楽学園施設及び備品・用品等管理貸出規程（第2条、 第7条）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 2-4-2】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第16条、第17条、第20条、 第20条の2、第20条の3、別表Ⅳ）	
【資料 2-4-3】	2014 音楽学部 学生便覧（P.4）	
【資料 2-4-4】	武蔵野音楽大学 成績評価基準	

武蔵野音楽大学

【資料 2-4-5】	GPA(Grade Point Average)制度導入について	
【資料 2-4-6】	武蔵野音楽大学学位規程（第7条～第10条）	
【資料 2-4-7】	2014 大学院音楽研究科 学生便覧（P.6）	
【資料 2-4-8】	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程「学位審査」内規	
【資料 2-4-9】	博士後期課程学位審査 論文予備審査結果報告書	
【資料 2-4-10】	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程学位審査規程	
【資料 2-4-11】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第12条、第13条）	
【資料 2-4-12】	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則（第6条）	
【資料 2-4-13】	平成26年度 シラバス 音楽学部	基礎資料【資料 F-5-3】
【資料 2-4-14】	平成26年度 シラバス 大学院音楽研究科	基礎資料【資料 F-5-4】
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成23年度キャリア教育実施計画	
【資料 2-5-2】	2014 音楽学部 学生便覧（P.11、P.12、P.14）	
【資料 2-5-3】	就職相談室等の利用状況	データ編【表 2-9】
【資料 2-5-4】	就職活動ガイド「CAREER」	
【資料 2-5-5】	課外特別講座一覧	
【資料 2-5-6】	就職セミナー一覧	
【資料 2-5-7】	プレ実習に関する練馬区教育委員会からの文書	
【資料 2-5-8】	募集説明会一覧	
【資料 2-5-9】	業種別ガイダンス一覧	
【資料 2-5-10】	就職の状況（過去3年間）	データ編【表 2-10】
【資料 2-5-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	データ編【表 2-11】
【資料 2-5-12】	武蔵野音楽大学研修員委嘱についての内規	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート実施報告書（平成19年度～平成25年度）抜粋	
【資料 2-6-2】	学生満足度調査（平成25年度・平成26年度）	
【資料 2-6-3】	平成26年度第1回FD委員会（案内・次第）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	武蔵野音楽大学厚生補導委員会規則（第1条）	
【資料 2-7-2】	武蔵野音楽大学課外活動委員会規則（第1条）	
【資料 2-7-3】	武蔵野音楽大学福井直秋記念奨学金規程（第1条～第3条、第9条、別表）	
【資料 2-7-4】	武蔵野音楽学園衛生委員会等規則（第1条）	
【資料 2-7-5】	武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程（第7条）	
【資料 2-7-6】	2014 学生生活（P.2、P.37、P.38）	
【資料 2-7-7】	武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考規程（第1条、第2条、第6条）	

武蔵野音楽大学

【資料 2-7-8】	武蔵野音楽学園事務組織規則（第10条）	
【資料 2-7-9】	学生定期健康診断受診率	
【資料 2-7-10】	学生相談室、医務室等の利用状況	データ編【表 2-12】
【資料 2-7-11】	平成26年度1年次生面談実施のお知らせ（掲示物）	
【資料 2-7-12】	自然災害罹災時の学費減免内規	
【資料 2-7-13】	私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-7-14】	休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則	
【資料 2-7-15】	武蔵野音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程	
【資料 2-7-16】	武蔵野音楽大学課外活動助成金支給規程	
【資料 2-7-17】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	データ編【表 2-14】
【資料 2-7-18】	武蔵野音楽大学学寮規則	
【資料 2-7-19】	平成25年度 学三編入・留学生研修懇談会実施内容について	
【資料 2-7-20】	介護等体験実施のしおり	
【資料 2-7-21】	教育実習の手引き	
【資料 2-7-22】	プレ実習に関する練馬区教育委員会からの文書	
【資料 2-7-23】	平成26年度2年次生聞き取り面談のお知らせ（掲示物）	
【資料 2-7-24】	課外活動（部・同好会等活動）アンケート調査	
【資料 2-7-25】	寮食所見用紙	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	全学の教員組織（学部等）	データ編【表 F-6】
【資料 2-8-2】	全学の教員組織（大学院等）	データ編【表 F-6】
【資料 2-8-3】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	データ編【表 2-15】
【資料 2-8-4】	武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程（第1条）	
【資料 2-8-5】	武蔵野音楽学園就業規則（第19条～第21条）	
【資料 2-8-6】	武蔵野音楽大学教育職員選考基準	
【資料 2-8-7】	平成26年度武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議記録	
【資料 2-8-8】	学外研修会参加・講師派遣	
【資料 2-8-9】	武蔵野音楽学園在外研究員等規程	
【資料 2-8-10】	武蔵野音楽学園在外研究員等派遣者一覧 国際音楽教育協会（ISME）会議出席者一覧	
【資料 2-8-11】	武蔵野音楽大学FD実施規程（第3条）	
【資料 2-8-12】	平成26年度第1回FD委員会（案内・次第）	
【資料 2-8-13】	平成25年度各委員会・部会開催状況	
【資料 2-8-14】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 2-8-15】	平成25年度科学研究費助成事業説明会（案内・配付資料）	
【資料 2-8-16】	武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程（第2条～第6条）	
【資料 2-8-17】	武蔵野音楽大学部会規則（第1条）	

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	データ編【表 2-20】
【資料 2-9-2】	教員研究室の概要	データ編【表 2-19】
【資料 2-9-3】	図書、資料の所蔵数	データ編【表 2-23】
【資料 2-9-4】	2014 学生生活 (P.20)	
【資料 2-9-5】	安全点検に関する管理部内規	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	武蔵野音楽学園寄附行為（第3条、第5条、第9条、第15条）	
【資料 3-1-2】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 3-1-3】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画	
【資料 3-1-4】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画 別表「計画表」	
【資料 3-1-5】	平成25年度第5回将来構想委員会（案内・次第・抜粋資料）	
【資料 3-1-6】	平成26年度 事業計画	基礎資料【F-6】
【資料 3-1-7】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.5、P.6）	
【資料 3-1-8】	武蔵野音楽学園江古田校地消防計画 武蔵野音楽学園江古田校地防災計画	
【資料 3-1-9】	武蔵野音楽学園入間校地消防（防災）計画	
【資料 3-1-10】	平成25年度避難訓練実施計画（25.12.5実施）	
【資料 3-1-11】	平成26年度避難訓練実施計画（26.4.11実施）	
【資料 3-1-12】	2014 学生生活（P.46～P.51）	
【資料 3-1-13】	『災害・緊急時の対応＝イザという時のために＝』	
【資料 3-1-14】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 3-1-15】	武蔵野音楽学園財務情報閲覧規程（第2条、第4条）	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	武蔵野音楽学園寄附行為（第5条～第8条、第15条、第16条）	
【資料 3-2-2】	学校法人武蔵野音楽学園理事・監事・評議員名簿	基礎資料【F-10-1】
【資料 3-2-3】	平成25年度理事会・評議員会開催状況	基礎資料【F-10-2】
【資料 3-2-4】	武蔵野音楽学園運営協議委員会規則（第1条、第3条、第4条）	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第49条～第53条）	
【資料 3-3-2】	武蔵野音楽大学運営委員会規則（第1条、第4条）	
【資料 3-3-3】	武蔵野音楽大学大学院学則 平成26年度（第29条～第33条）	
【資料 3-3-4】	平成25年度武蔵野音楽学園職員研修会理事長・学長講話	
【資料 3-3-5】	平成26年度武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議記録	
【資料 3-3-6】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人武蔵野音楽学園理事・監事・評議員名簿	基礎資料【F-10-1】
【資料 3-4-2】	武蔵野音楽大学運営委員会規則（第1条、第2条、第4条）	
【資料 3-4-3】	武蔵野音楽学園運営協議委員会規則（第2条、第4条）	
【資料 3-4-4】	武蔵野音楽学園事務組織規則（第2条、第8条、第12条）	
【資料 3-4-5】	武蔵野音楽学園法人・大学連絡会内規（第1条～第4条）	

武蔵野音楽大学

【資料 3-4-6】	武蔵野音楽学園寄附行為（第5条、第7条、第9条、第10条、第18条～第23条）	
【資料 3-4-7】	武蔵野音楽大学学則 平成26年度（第47条）	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	武蔵野音楽学園事務組織規則（第16条～第18条）	
【資料 3-5-2】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 3-5-3】	平成25年度武蔵野音楽学園職員研修会の実施計画	
【資料 3-5-4】	平成26年度武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議の実施計画	
【資料 3-5-5】	平成25年度武蔵野音楽学園新任者研修会の実施計画	
【資料 3-5-6】	平成26年度武蔵野音楽学園職階別研修会の実施計画	
【資料 3-5-7】	武蔵野音楽学園チーフ連絡会内規（第1条～第4条）	
【資料 3-5-8】	武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規（第3条、第5条）	
【資料 3-5-9】	学外研修会等参加状況表（大学職員）（平成24年度・平成25年度）	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	データ編【表 3-7】
【資料 3-6-2】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	データ編【表 3-8】
【資料 3-6-3】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 3-6-4】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.5.28実施）抜粋	
【資料 3-6-5】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	データ編【表 3-6】
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 3-7-2】	小口現金交付に関する細則	
【資料 3-7-3】	平成25年度学校会計経理処理基準	
【資料 3-7-4】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（24.2.20実施）抜粋	
【資料 3-7-5】	監事に対する監査報告と決算案説明	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則（第1条～第4条）	
【資料 4-1-2】	武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項（第1条～第6条）	
【資料 4-1-3】	平成24年度第1回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-1-4】	平成24年度第2回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-1-5】	平成24年度第3回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-1-6】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項（第6条、第8条、別表）	
【資料 4-2-2】	平成24年度武蔵野音楽大学自己点検・評価の結果について	
【資料 4-2-3】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 4-2-4】	平成25年度学生による授業評価報告書「クラス授業」配布計画	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則（第4条）	
【資料 4-3-2】	武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項（第2条、第3条、第8条、第9条）	
【資料 4-3-3】	平成24年度第8回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-4】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.2.25実施）抜粋	
【資料 4-3-5】	平成24年度第4回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-6】	平成24年度第5回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-7】	平成24年度第6回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-8】	平成24年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-9】	平成24年度第9回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-10】	平成25年度第2回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-11】	平成25年度第3回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-12】	平成25年度学務委員会（25.9.5実施）（案内・記録）	
【資料 4-3-13】	平成25年度教授会（25.9.12実施）（案内・議題）	
【資料 4-3-14】	平成25年度研究科委員会（25.9.12実施）（案内・議題）	
【資料 4-3-15】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.10.15実施）抜粋	
【資料 4-3-16】	平成25年度第7回自己点検・評価委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-17】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（26.3.10実施）抜粋	
【資料 4-3-18】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 4-3-19】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画策定委員会組織	
【資料 4-3-20】	第1回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-21】	第2回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	

【資料 4-3-22】	第3回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-23】	第4回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-24】	第5回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-25】	第6回学園中期計画策定委員会（案内・次第）	
【資料 4-3-26】	学校法人武蔵野音楽学園理事会議事録（25.5.28実施）抜粋	
【資料 4-3-27】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画	
【資料 4-3-28】	学校法人武蔵野音楽学園中期計画 別表「計画表」	

基準 A. 演奏活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 教育の成果発表の場としての演奏活動		
【資料 A-1-1】	武蔵野音楽学園事務組織規則（第11条）	
【資料 A-1-2】	武蔵野音楽大学演奏委員会規則（第5条）	
【資料 A-1-3】	武蔵野音楽大学オペラコース委員会規則（第5条）	
【資料 A-1-4】	平成25年度演奏会プログラム	
【資料 A-1-5】	武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE 2015（P.5、P.6）	

基準 B. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 B-1-1】	学校法人武蔵野音楽学園規則集（総目次、細目次）	基礎資料【F-9】
【資料 B-1-2】	武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（該当箇所）	
【資料 B-1-3】	武蔵野音楽大学楽器博物館パンフレット	
【資料 B-1-4】	中・高校生のための木管・金管・打楽器クリニック（26.5.25実施）チラシ	
【資料 B-1-5】	中・高校生のための弦楽器クリニック（26.5.18実施）チラシ	
【資料 B-1-6】	平成26年度教員免許状更新講習のご案内	
【資料 B-1-7】	平成26年度夏期講習会要項	
【資料 B-1-8】	武蔵野音楽大学別科規則（第3条、第4条、第8条）	
【資料 B-1-9】	武蔵野音楽大学パルナソス多摩女声合唱団設置規則（第1条、第3条）	
【資料 B-1-10】	武蔵野音楽大学楽器博物館規則（第6条～第15条）	
【資料 B-1-11】	武蔵野音楽大学楽器博物館利用細則（第4条～第7条）	
【資料 B-1-12】	武蔵野音楽大学各種演奏会チラシ	